

令和7年度
第2回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会
次 第

日 時：令和8年3月24日（火）
午後2時～
場 所：修徳ビル 中会議室

1 開 会

2 議 事

（1）入札契約制度改革の方向性について

3 閉 会

[配布資料]

- ・ 入札契約制度改革の方向性について
- ・ 奈良県の建設工事等入札契約制度についての調査（アンケート）結果について

入札契約制度改革の方向性について

建設工事

1. 第1回委員会の概要

(1) 令和6年6月の主な改定内容

- ・ **総合評価落札方式を適用する工事**について、**低入札価格調査基準価格を事後公表**へ移行
- ・ 予定価格は**事前公表**を実施
- ・ 総合評価落札方式について、「技術提案評価型」は工事内容が相応しいものに絞って実施し、その他は技術提案を求めない「企業・技術者評価型」を導入

(土木一式の例)

格付け	入札方式	ダンピング対策	左記価格公表時期
A1 A B	総合評価落札方式	低入札価格調査制度	事後公表
B C D	価格競争	最低制限価格制度	事前公表

(2) 改定後の振り返り（改定後1年間の入札状況を調査）

- ・ 低入札価格調査基準価格を事後公表にした影響による入札不調は発生していない。
- ・ のべ入札者のうち約25%が低入札価格調査基準価格未満で入札（いずれも契約には至らず）
- ・ 受注者の偏りは改定前の傾向と変わらない。
- ・ 積算の誤り（違算）による設計図書の訂正が散見される。
- ・ 不当な働きかけや価格情報漏洩は見られない。

(3) 検討の方向性

- ・ 積算システムの改修、情報共有による違算抑制への取り組みを実施
- ・ 積算能力に課題が見られることから、予定価格については事前公表を継続する方向で検討
- ・ 入札参加資格者を対象に実施中のアンケート調査結果も踏まえながら方向性を検討

2. 第1回委員会における委員からの意見（抜粋）

（1）事後公表について

- ・低入札価格調査基準価格の事後公表により、応札価格にばらつきが生じ、一定の効果があると認識。制度は概ねうまく機能しており、入札不調や応札者の偏りも見られない。
- ・現状ではのべ入札者数の約25%が基準価格を下回る金額で入札し失格となっており、**見積能力の向上には時間を要するため、制度を継続しつつ様子を見るべき。**
- ・積算誤りの指摘が増加し、入札を中止した事例も発生。**発注者の積算の正確性が求められており、システム改修等によるチェック体制の強化が重要**
- ・将来的には予定価格の事後公表を目指すべきであるが、導入にあたっては準備を整えることが望ましく、**業者の見積能力向上と県側の積算精度向上に向けた取組が必要**
- ・制度改定を行うにあたっては、業界の意向も踏まえて検討することが望ましい。

（2）総合評価落札方式について

- ・技術提案評価型から企業技術者評価型への移行により事務の効率化が期待される。
- ・企業チャレンジ評価型も好意的に受け止めており、初参加者が増加している。ただし、改定からまだ1年程度であり、効果については現時点で断定せず、今後の推移を見て評価すべき。
- ・工事品質や工事成績への影響については、今後の調査・検証が必要

（3）情報漏洩対策について

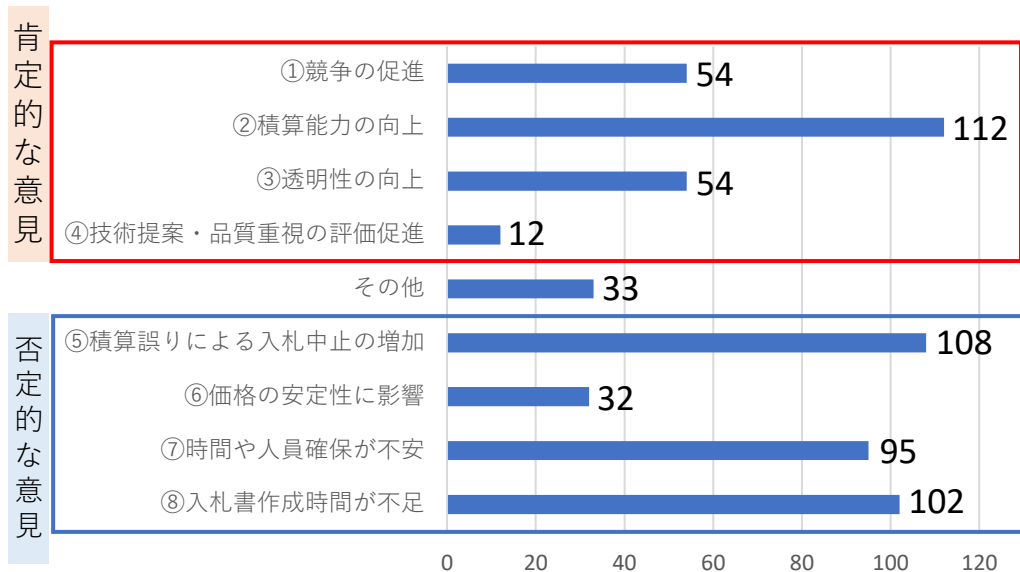
- ・現時点で顕在化した問題はないものの、表に出ていないだけの可能性も踏まえ、引き続き対策を徹底すべき。

3. アンケート結果の概要

(1) 低入札価格調査基準価格の事後公表について

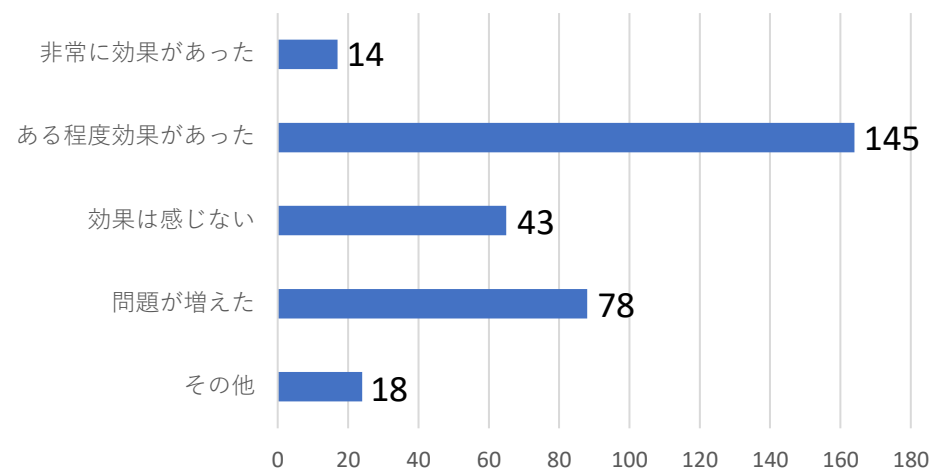
- 肯定的な意見と比べて、否定的な意見が多い
 - ➔ 肯定的な意見：積算能力の向上
 - 否定的な意見：積算誤り、時間や人員確保への不安、入札書作成時間の不足
- 事後公表そのものについては、「ある程度効果があった」という意見が最多
ただし、「問題が増えた」という意見もある程度存在

問12. 総合評価落札方式を適用する建設工事について、低入札価格調査基準価格を事後公表に変更したことについて、どのような効果や影響があったと感じますか（複数回答可）。【回答：全185者】



- ①入札価格が自主的に決定でき、競争が促進された。
- ②積算能力の向上につながった。
- ③入札手続きの透明性が向上した。
- ④技術提案や品質重視の評価が進んだ。
- ⑤発注者の違算（積算誤り）による入札中止等が増えた。
- ⑥入札価格のばらつきが大きくなり、価格の安定性に影響している。
- ⑦事後公表になったことで積算の精度がより求められるが、十分な時間や人員を確保できず不安を感じている。
- ⑧積算の精度が求められるため、入札書作成までの時間が不足している。

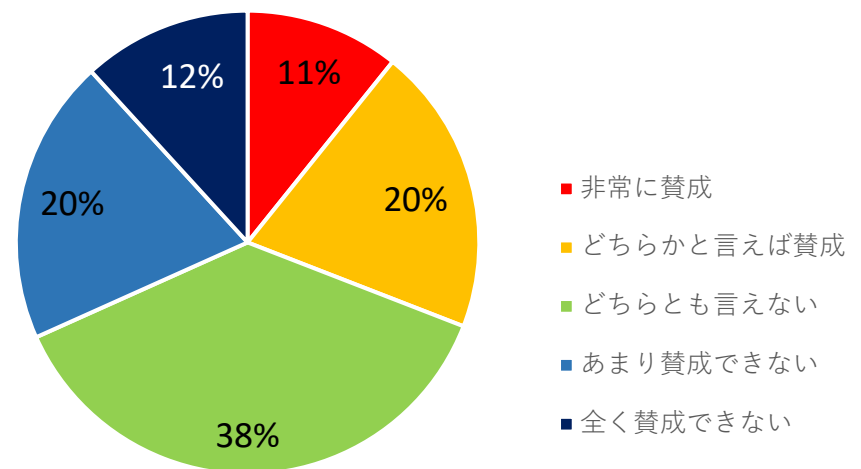
問13. 問12の総合評価落札方式における低入札価格調査基準価格を事後公表としたことについて、どのように感じていますか。【回答：全186者】



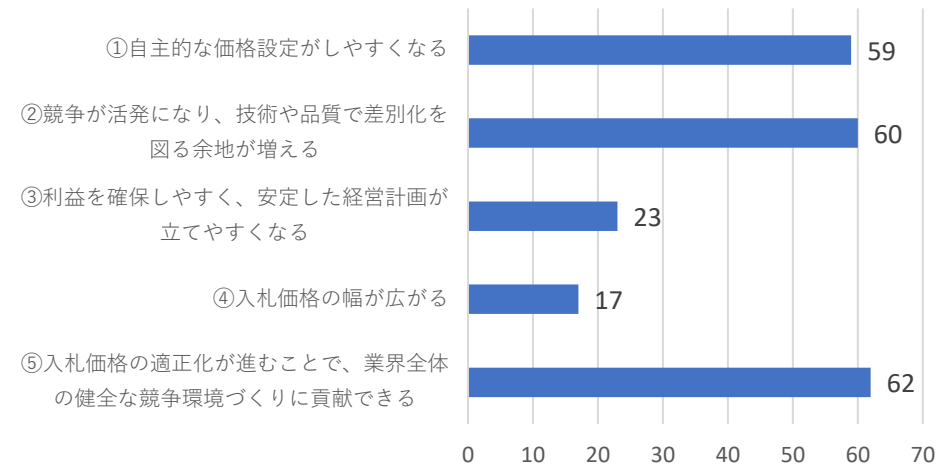
(2) 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表時期について

○ 事後公表については賛否あるが、下位等級ほど「賛成できない」との意見が目立つ
 → 賛成理由：「自主的な価格設定」「競争の活発化」「競争の健全化」が多い結果
 反対理由：「業務負担の増加」が最多

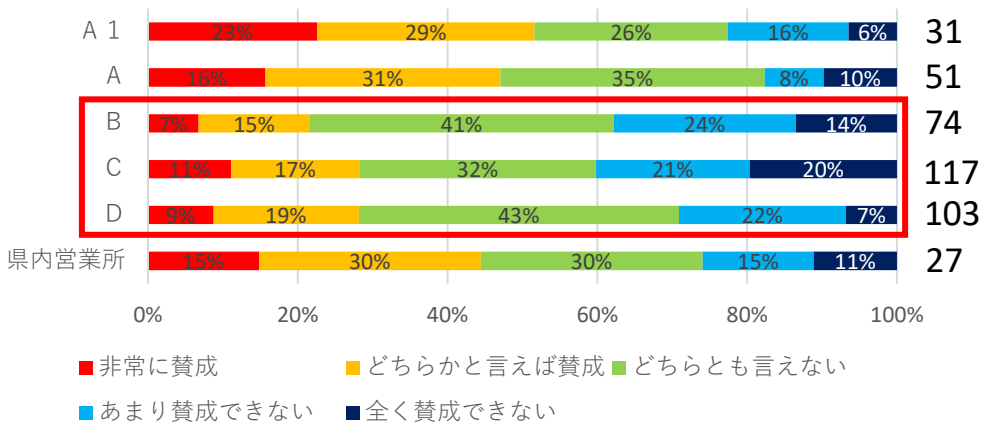
問14：「低入札価格調査基準価格又は最低制限価格」の事後公表について、どのように思われますか。【回答：全492者】



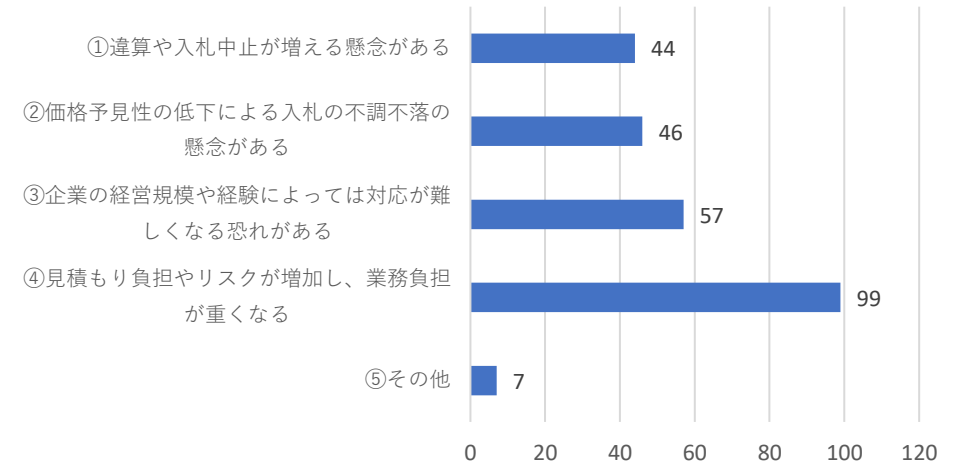
問15：問14で「非常に賛成」又は「どちらかと言えば賛成」とされた理由をお答えください（複数回答可）。【回答：全151者】



(土木一式) 【回答：全403者】



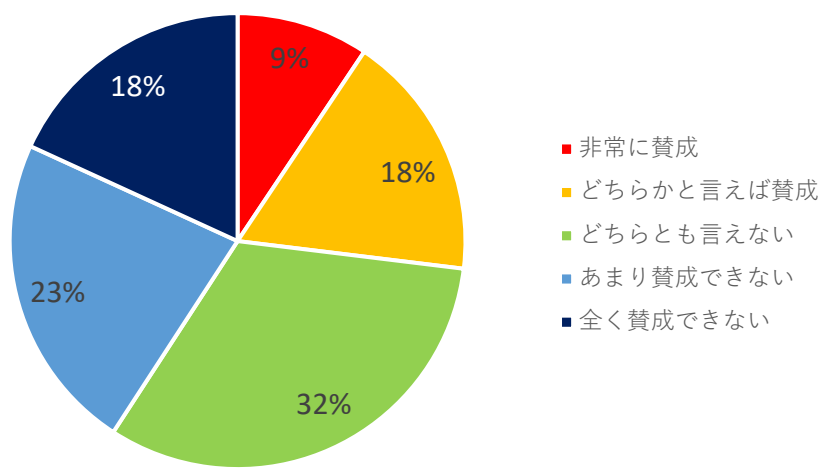
問16：問14で「あまり賛成できない。」又は「全く賛成できない。」とされた理由をお答えください（複数回答可）。【回答：全157者】



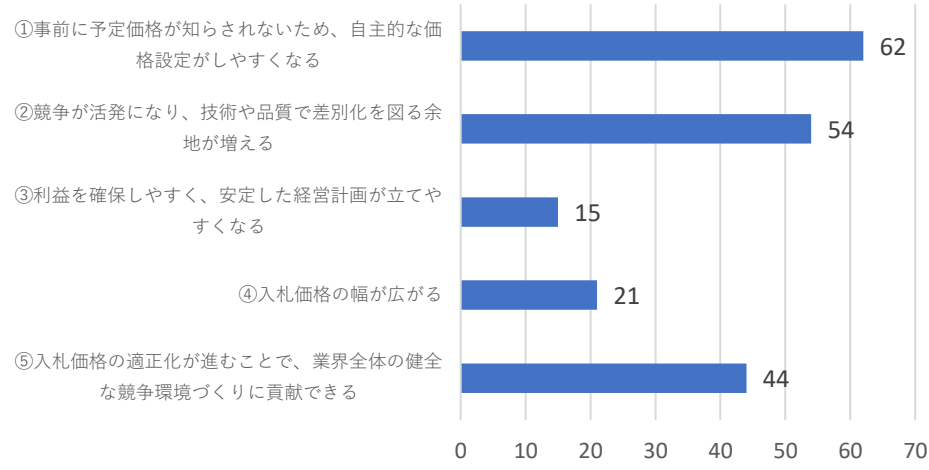
(3) 予定価格の公表時期について

○ 事後公表については賛否あるが、下位等級ほど「賛成できない」との意見が目立つ
 → 賛成理由：「自主的な価格設定」「競争の活発化」「競争の健全化」が多い結果
 反対理由：「業務負担の増加」が最も多かった

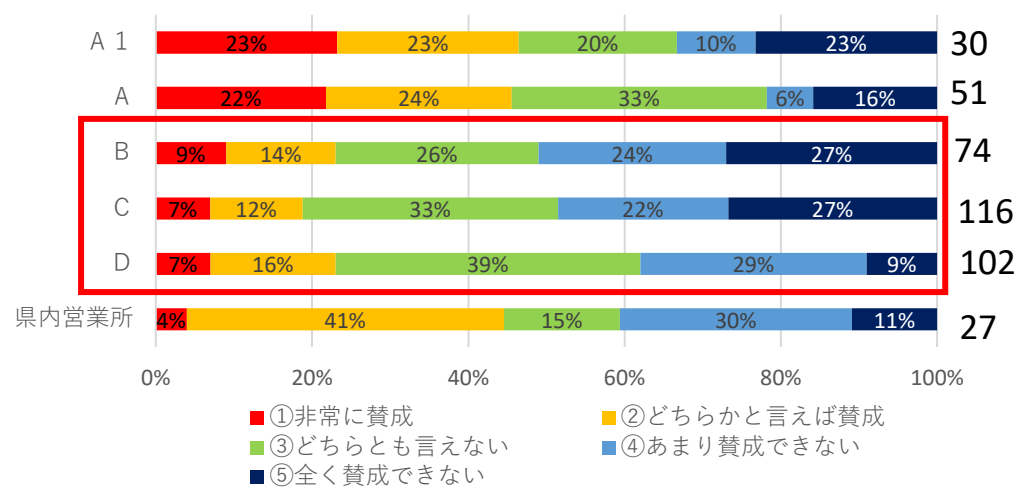
問19：「予定価格」の事後公表についてどのように思われますか。
 【回答：全490者】



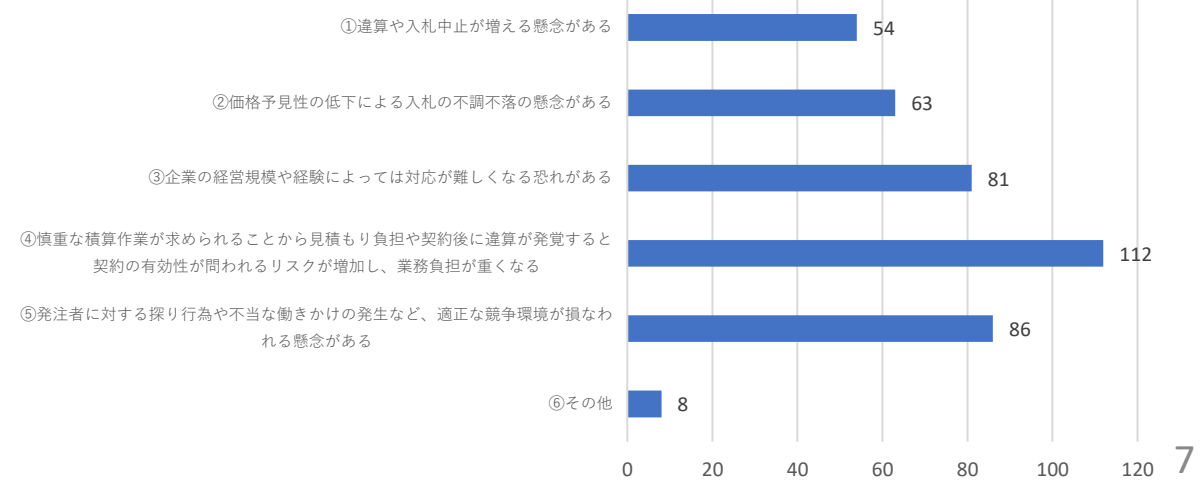
問20. 問19で「非常に賛成」又は「どちらかと言えば賛成」とした理由をお答えください（複数選択可） 【回答：全132者】



(土木一式) 【回答：全400者】



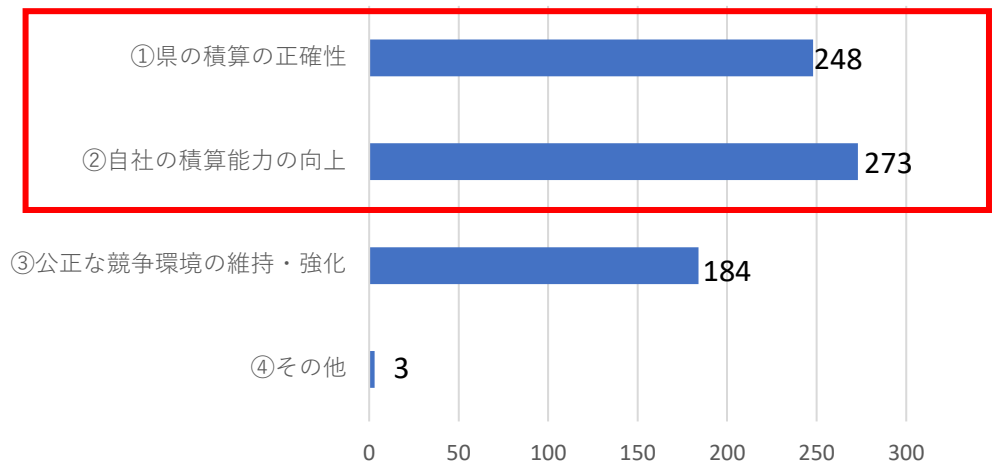
問21. 問19で「あまり賛成できない。」又は「全く賛成できない。」とした理由をお答えください（複数選択可）。 【回答：全201者】



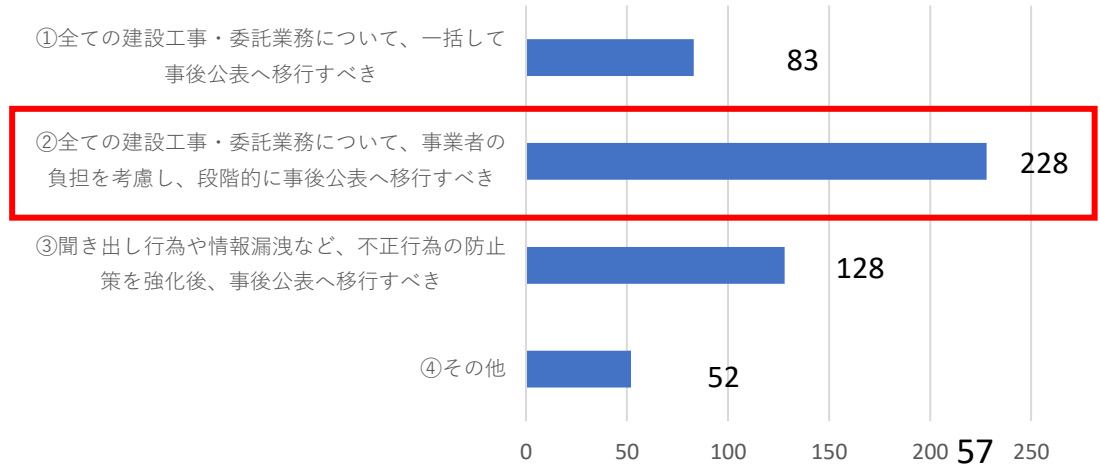
(4) 事後公表の拡大について

○ 事後公表の要件として重視することは「県の積算の正確性」と「自社の積算能力の向上」
 ○ 予定価格等の公表時期については「段階的に移行すべき」という意見が最多

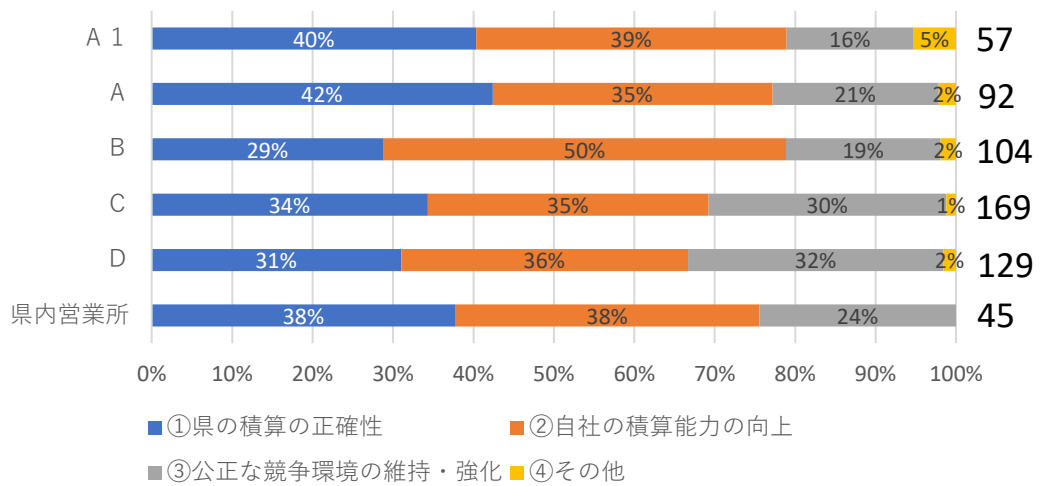
問18：「低入札価格調査基準価格又は最低制限価格」が事後公表の場合、要件として重視することは何ですか（複数回答可）。【回答：全491者】



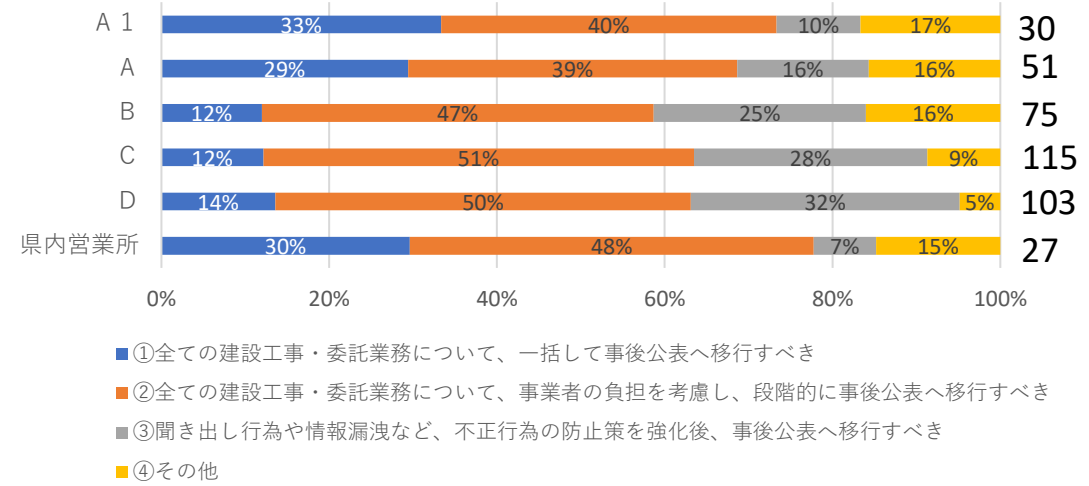
問27：予定価格・低入札価格調査基準価格・最低制限価格の公表時期について、どのように考えますか。【回答：全491者】



(土木一式) 【回答：全401者】



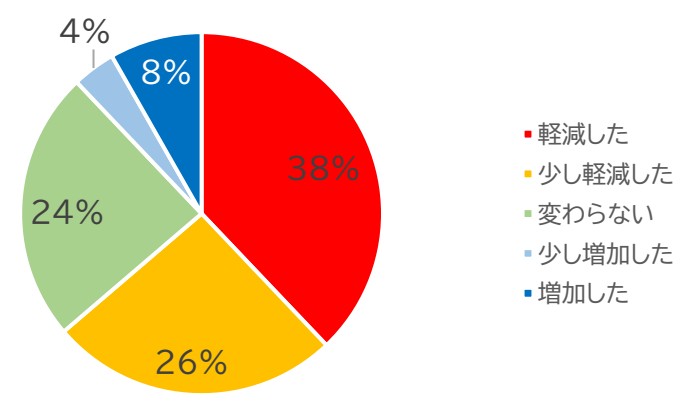
(土木一式) 【回答：全401者】



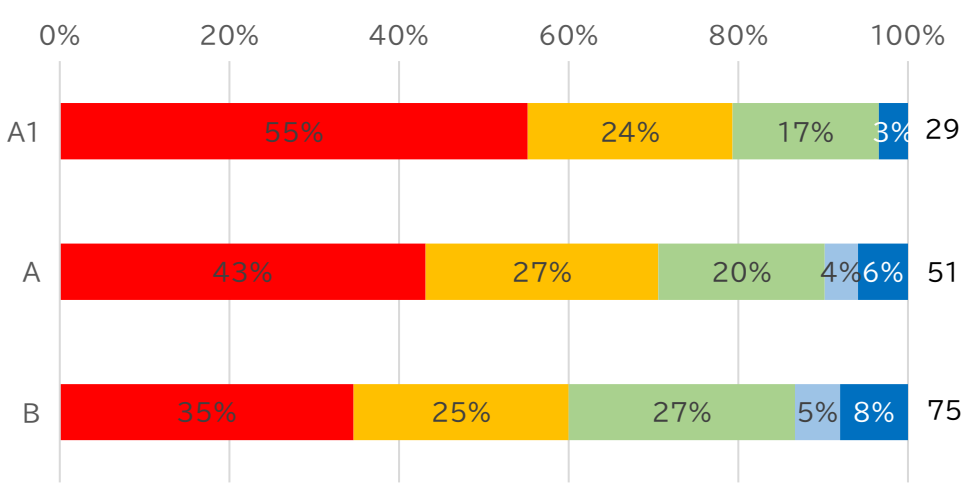
(5) 企業技術者評価型への移行について（負担が軽減されたか）

- 技術提案書作成等に係る人的および金銭的負担の軽減を認める回答が約6割
- 負担が軽減した理由は、「技術提案書の作成労力が軽減」が多かった
- 少数ながら、「制度の理解」「企業実績等の管理」に係る負担増加を指摘する意見がある

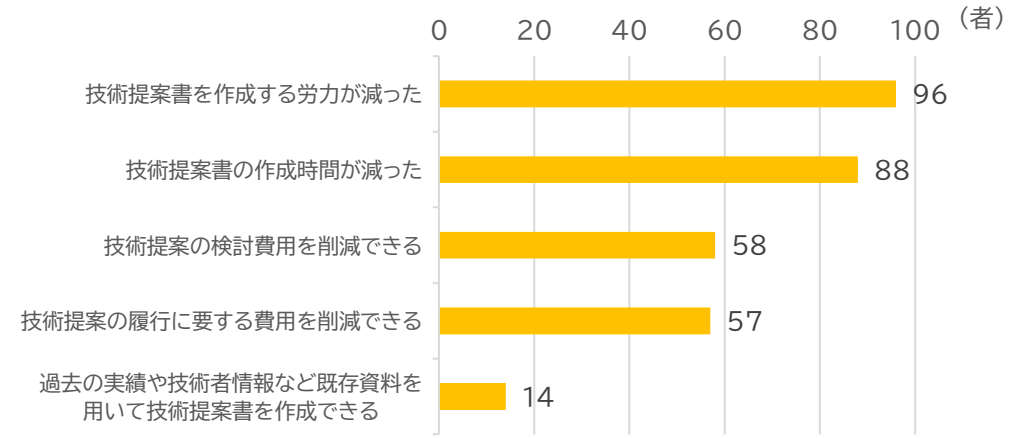
問28：企業・技術者評価型の工事が増加し、技術提案評価型の工事が減少した結果、入札参加時の技術提案書の作成や、契約後の提案履行にかかる時間や労力、費用の負担はどのように変化しましたか。【回答：全182者】



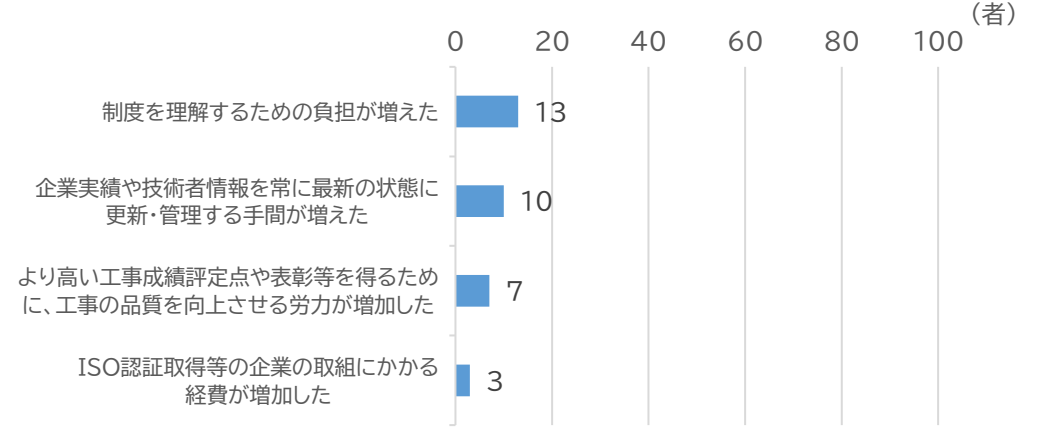
(土木一式) 【回答：全155者】



問29：問28で「軽減した」又は「少し軽減した」とした理由をお答えください。(複数選択可) 【回答：全116者】



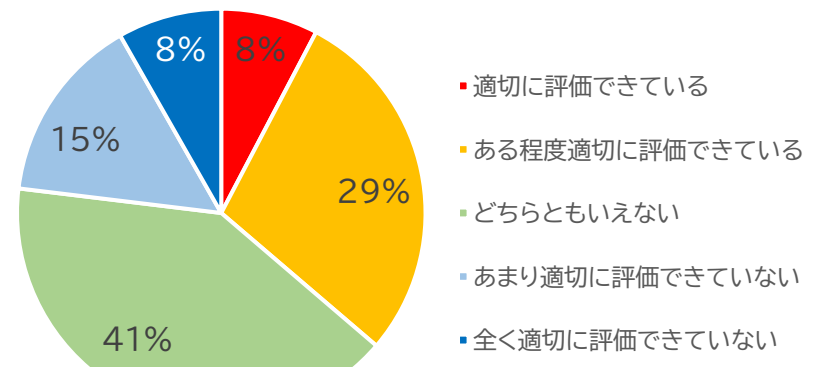
問30：問28で「少し増加した」又は「増加した」とした理由をお答えください。(複数選択可) 【回答：全22者】



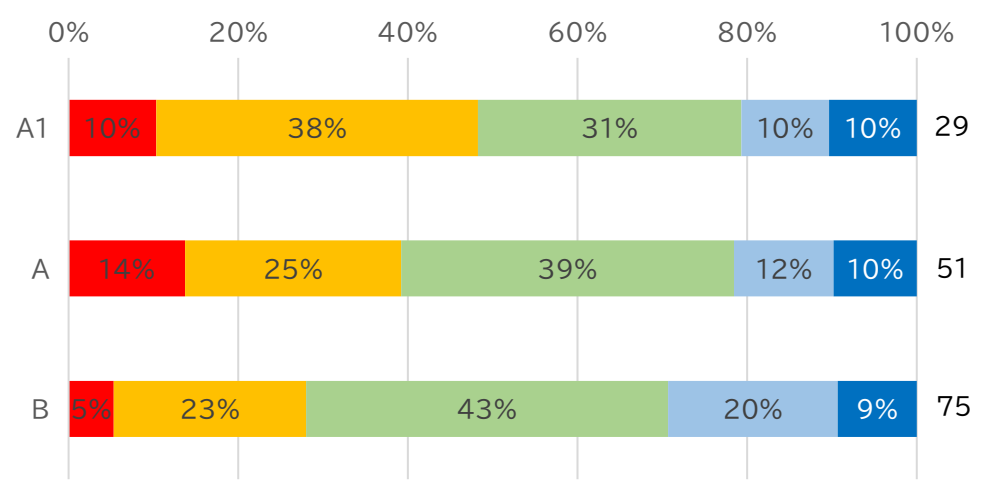
(6) 企業技術者評価型への移行について（技術力が適切に評価されているか）

- 企業・技術者の実績を適切に評価できているかについて、ばらつきがみられるが「評価できている」とする回答がやや多い。
- 評価できている理由は、「技術者の経験評価」「成績評定点等の実績評価」が多かった
- 評価できていない理由は、「実績の少ない企業に不利」が多かった

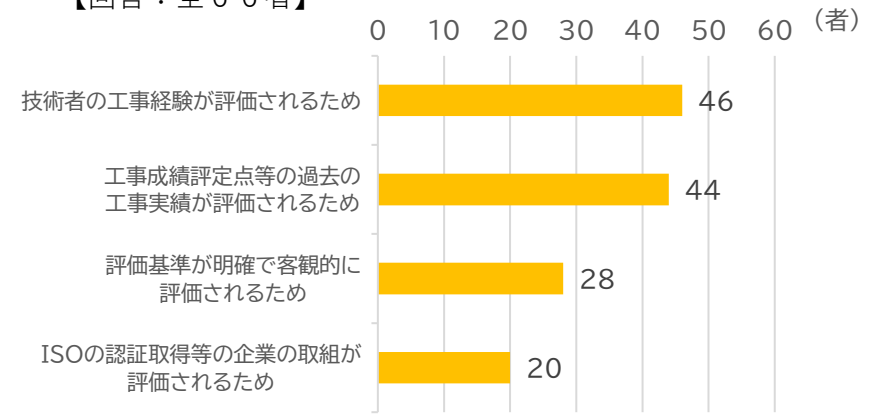
問31：企業の実績や技術者の能力を評価する企業・技術者評価型は、企業の総合的な技術力を適切に評価できていると思いますか。
【回答：全182者】



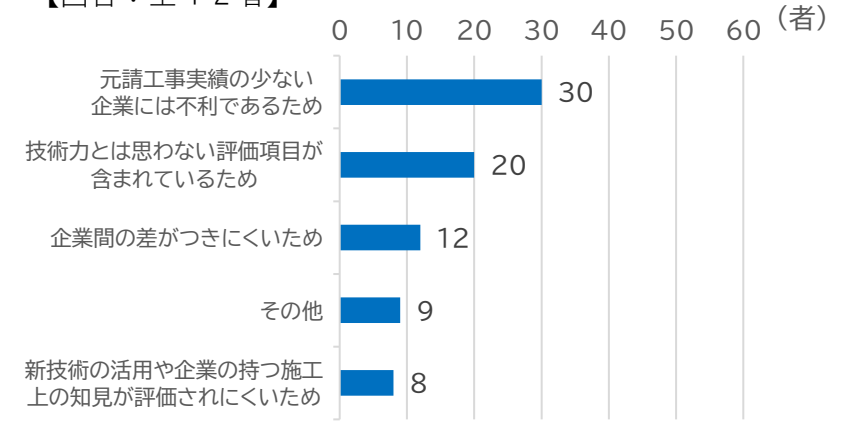
(土木一式) 【回答：全155者】



問32：問31で「適切に評価できている」又は「ある程度適切に評価できている」とした理由をお答えください（複数選択可）。
【回答：全66者】



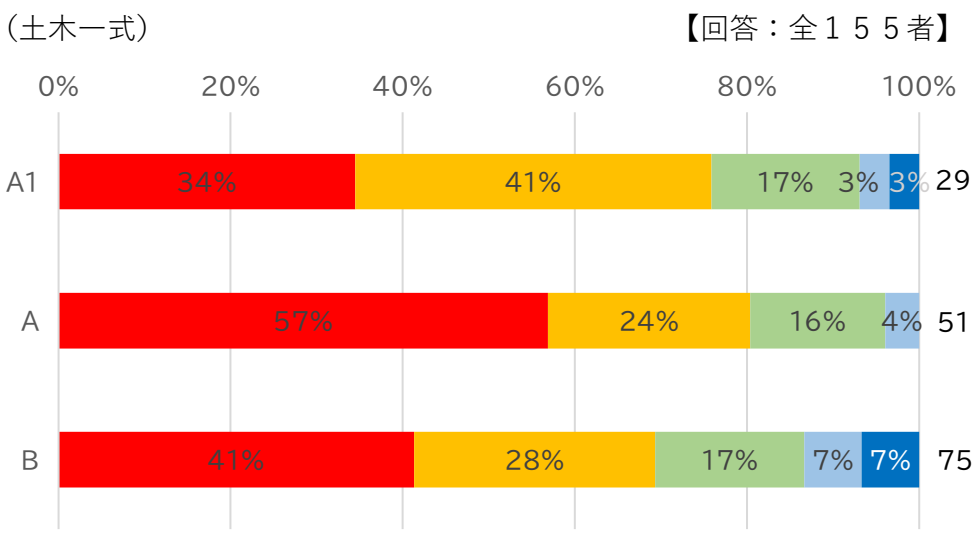
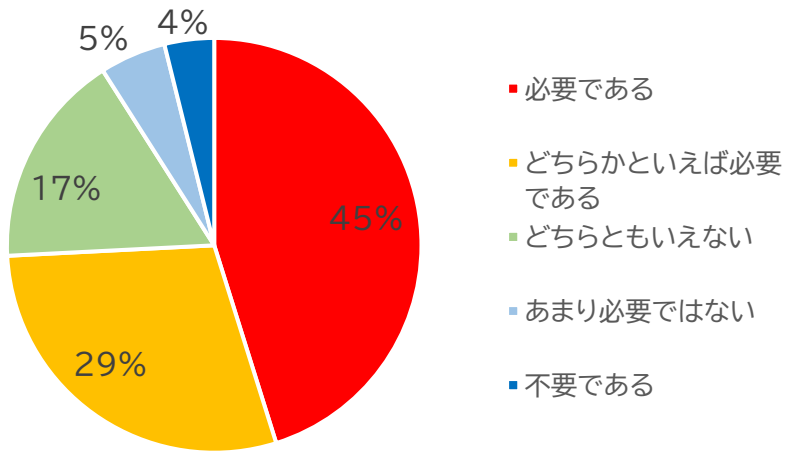
問33：問31で「あまり適切に評価できていない」又は「全く適切に評価できていない」とした理由をお答えください。（複数選択可）
【回答：全42者】



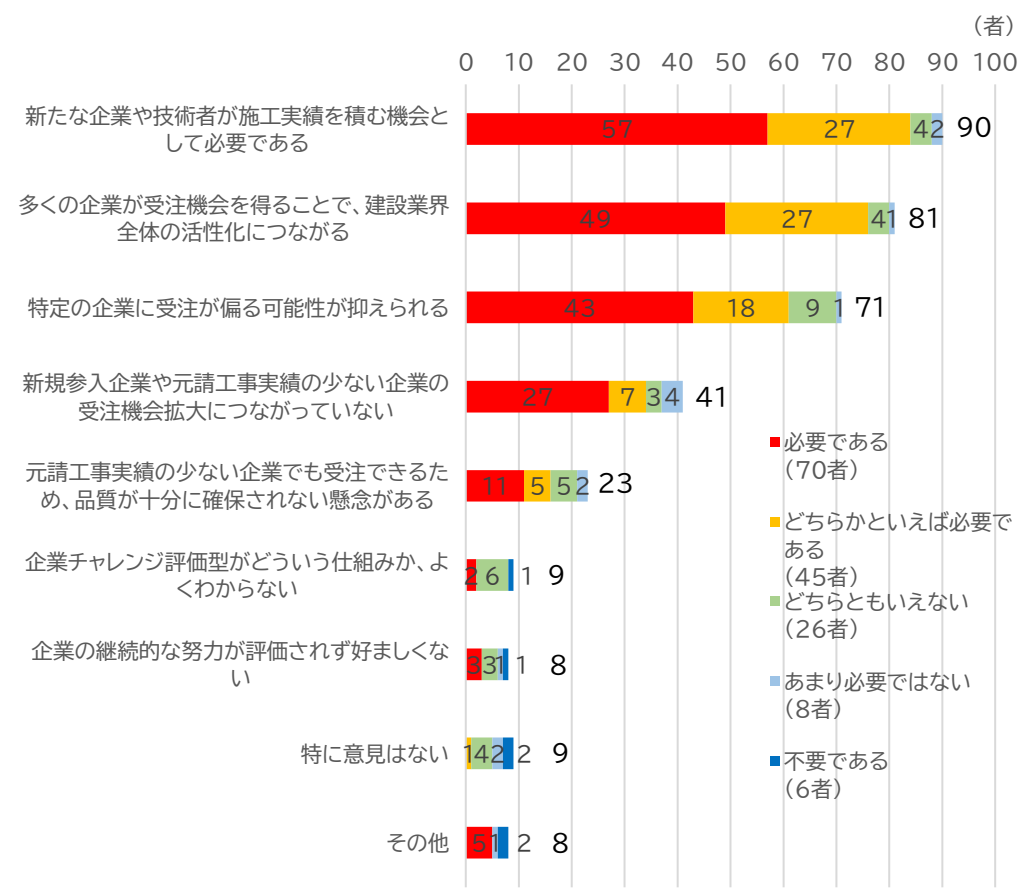
(7) 企業チャレンジ評価型について

- 企業チャレンジ評価型を必要とする回答が約7割
- 必要と考える理由は、「企業や技術者が実績を積む機会」「多くの企業の受注機会確保」との意見が多かった
- 一方、「新規参入企業等の受注機会拡大に繋がっていない」との意見もある

問39：企業チャレンジ評価型は、総合評価落札方式において必要な評価形式と思いますか。【回答：全155者】



問40：企業チャレンジ評価型に関して、貴社の率直な考えをお聞かせください。(複数回答可) 【回答：全155者】



(8) アンケート結果 (まとめ)

- 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の事後公表は賛否が分かれるが、下位等級ほど「賛成できない」との意見が多い。理由は主に「業務負担の増加」
- 予定価格の事後公表は賛否が分かれるが、下位等級ほど「賛成できない」との意見が多い。理由は主に「業務負担の増加」
- 予定価格を含む事後公表の拡大にあたっては「県の積算の正確性」と「自社の積算能力の向上」が多くを占め、また「段階的に移行すべき」という意見が最多
- 総合評価落札方式の企業・技術者評価型への移行について、負担軽減につながっているという意見が多い。一方、技術力が適切に評価されているかについては評価にばらつきが見られる。
- 企業チャレンジ評価型については、必要性を認める回答が多い。

※全体のアンケート結果は、別添資料参照

4. 違算抑制への取り組み

(1) 積算システムの改修

現在積算システムの改修を行っており、令和9年度に新システムの導入を予定している。主な検討内容は以下のとおり。

- ・積算システムで歩掛選択や数量入力を行う際に、画面上に注意事項等を掲載（ポップアップ機能）し、注意喚起を図る。
- ・建設コンサルタントが設計した成果品から、数量計算書のデータを積算システムへ自動的に取り込み、積算業務の効率化と単純な入力ミス抑制を図る。

(2) 違算発生状況の情報共有

違算発生状況の情報共有に取り組んでおり、情報は随時更新していく。

- ・違算発生状況を共通のフォーマットに入力し、関係者が自由に閲覧できるシステムを構築することで情報を共有化し、同様の違算が発生することを抑制する。
- ・違算状況の分析を行い、その結果を関係者に周知し注意喚起を行う。

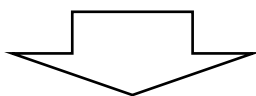
5. 今後の方向性

(1) 価格の公表時期について

- ・ 予定価格は**事前公表**を継続
- ・ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、**現行の価格公表時期**を継続
 - ➔ 入札参加者および県の積算能力、入札状況等を注視
- ・ 違算抑制への対応として、積算システムの改修、違算発生状況の情報共有等の取り組みを実施

(2) 総合評価落札方式について

- ・ 引き続き、技術提案評価型は工事内容が相応しいものに絞って実施
 - ➔ アンケート調査では、企業技術者評価型への移行による負担軽減効果や、企業チャレンジ評価型の必要性を確認
 - ➔ 工事品質への影響については、今後の調査・検証が必要



令和6年6月の改定に伴って確認できた効果や影響等を踏まえ、違算抑制への取り組みを進めるとともに、現行の価格公表時期等を継続しながら、引き続き入札状況等のデータ蓄積と検証を行っていく。

建設工事関連委託

1. 第1回委員会の概要

(1) 現状

- ・ 予定価格、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の全てを**事前公表**
- ・ 総合評価落札方式の入札は低入札価格調査基準価格、その他の入札は最低制限価格を採用

(建設コンサルタントの例)

入札方式	ダンピング対策	左記価格公表時期
総合評価落札方式	低入札価格調査制度	事前公表
価格競争	最低制限価格制度	事前公表

(2) 検討の方向性

- ・ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、**事後公表**への移行を検討
 - ➔ 積算内容は工事に比べて比較的容易
 - ダンピング対策としての低入札価格調査の強化についても併せて検討
- ・ 予定価格については、**事前公表**を継続する方向で検討
 - ➔ 入札の状況（入札不調や違算の発生等の状況）を注視
- ・ 低入札価格調査制度等については、以下の検討を実施
 - ➔ 低入札価格調査における辞退制度の導入
 - 総合評価落札方式における価格評価値算出方法の変更
 - 契約後の品質確保体制の強化
- ・ 入札参加資格者を対象に実施中のアンケート調査結果も踏まえながら方向性を検討

2. 第1回委員会における委員からの意見（抜粋）

（1）事後公表について

- ・ 県の現在の方向性について概ね賛同できる。
- ・ 建設工事での制度改定は一定の効果を上げていると考えられ、**建設工事関連委託においても事後公表への移行は妥当**と考える。
- ・ 建設工事関連委託は工事に比べ**積算内容が容易**であり、**積算誤りの発生率も低い**と見込まれるが、**予定価格の事後公表は、建設工事と同様に慎重に検討すべき**である。
- ・ 奈良県内外の業者の競争力向上のため、**技術力の高い業者から段階的に制度を拡大していくことが望ましい**。

（2）低入札価格調査制度等について

- ・ 低入札価格調査の件数が増加すると、事務コストの増加が懸念されるため、品質の確保と併せて実施体制の検討も必要である。
- ・ 低入札価格調査基準価格を下回る入札に対し、総合評価落札方式における価格評価値の変更については、検討を進める方向で良いのではないか。
- ・ ダンピング対策や品質確保への懸念については、他府県の事例も参考に検討すべきである。

（3）その他

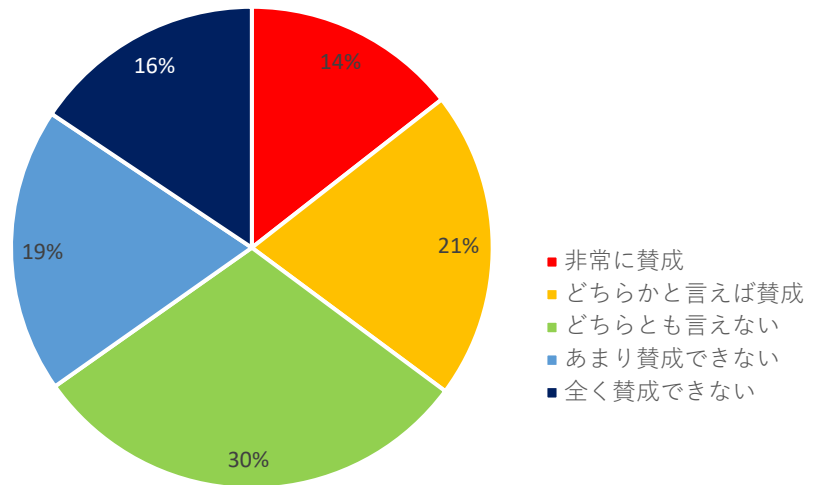
- ・ 制度改定を行うにあたっては、業界の意向も踏まえて検討することが望ましい。

3. アンケート結果の概要

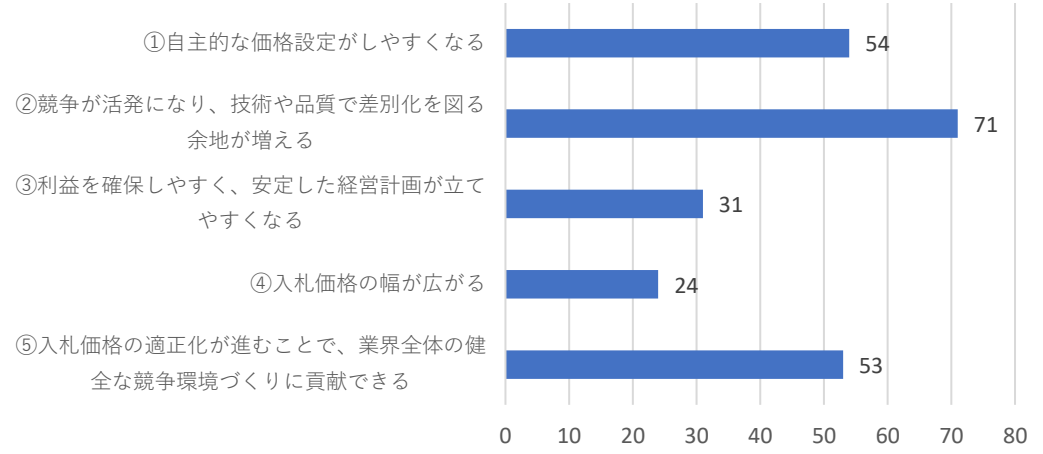
(1) 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表時期について

○ 事後公表については賛否あり
 ➔ 賛成理由：「自主的な価格設定」「競争の活発化」「健全な競争環境づくり」が多い結果
 反対理由：「業務負担の増加」が最多

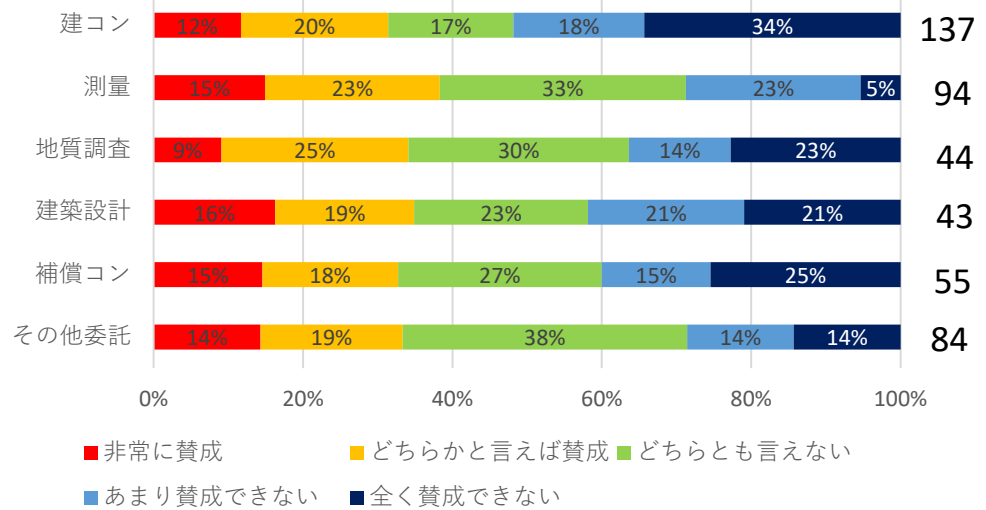
問14：「低入札価格調査基準価格又は最低制限価格」の事後公表について、どのように思われますか。【回答：全256者】



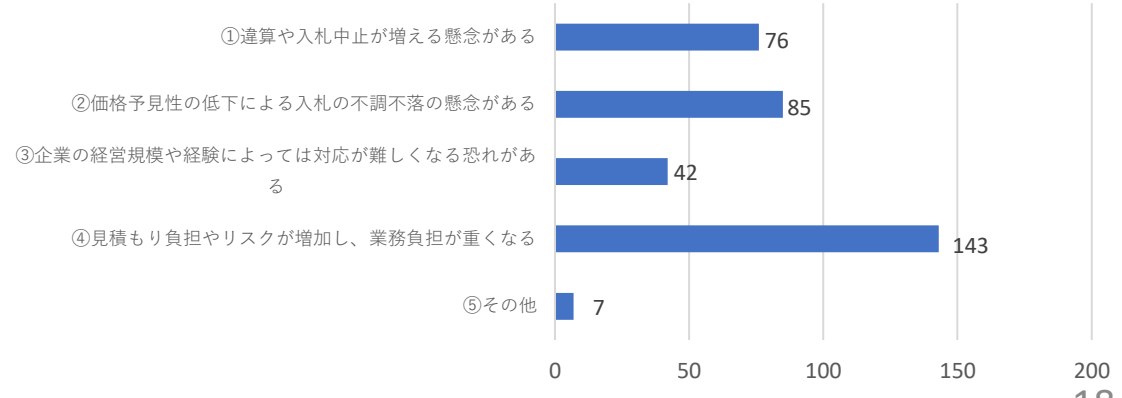
問15：問14で「非常に賛成」又は「どちらかと言えば賛成」とされた理由をお答えください（複数回答可）。【回答：全90者】



(業種別) 【回答：全256者】



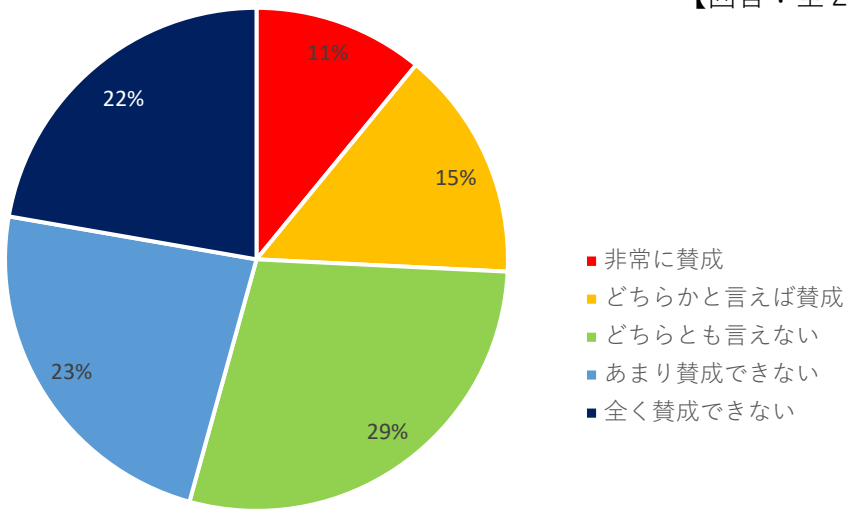
問16：問14で「あまり賛成できない。」又は「全く賛成できない。」とされた理由をお答えください（複数回答可）。【回答：全89者】



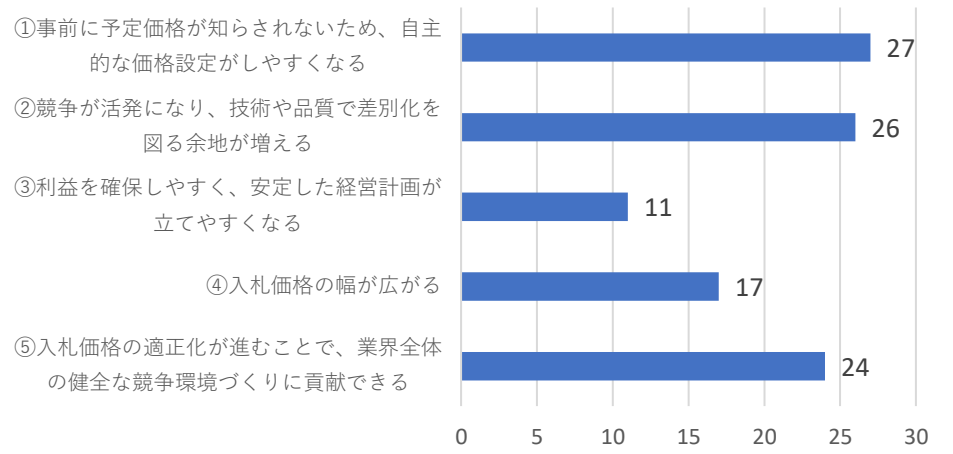
(2) 予定価格の公表時期について

○ 事後公表については否定的な意見が多い。
 → 賛成理由：「自主的な価格設定」「競争の活発化」が多い結果
 反対理由：「業務負担の増加」が最多

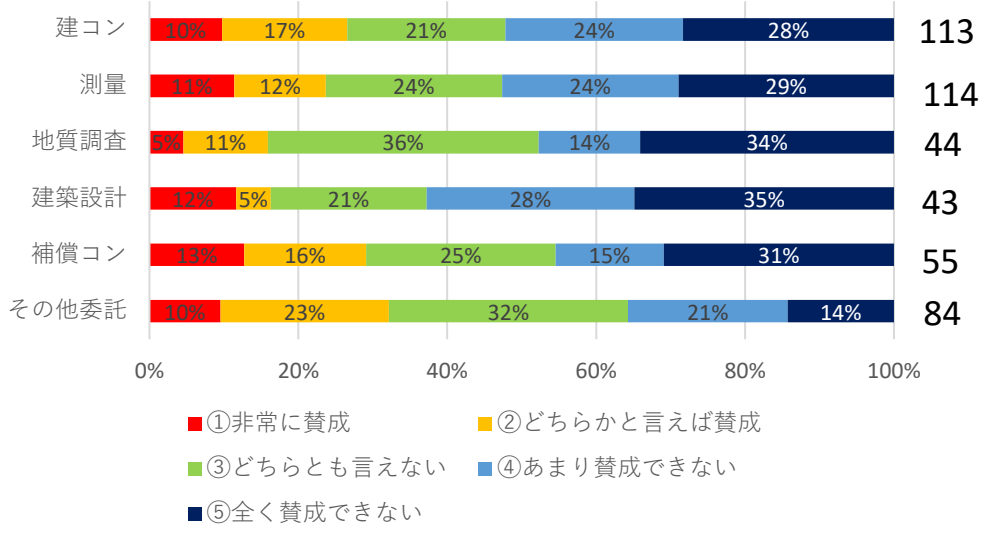
問19：「予定価格」の事後公表についてどのように思われますか。【回答：全256者】



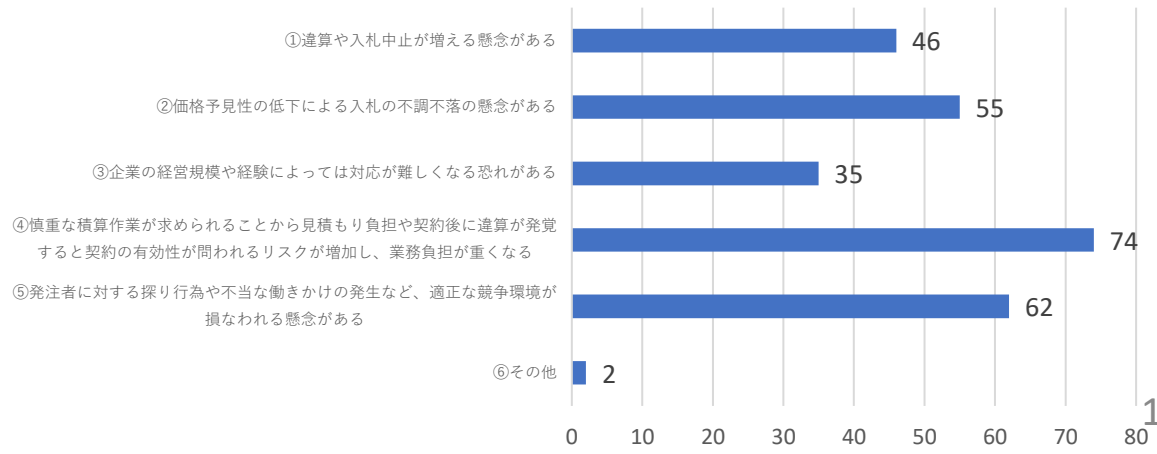
問20. 問19で「非常に賛成」又は「どちらかと言えば賛成」とした理由をお答えください（複数選択可）【回答：全66者】



(業種別) 【回答：全256者】



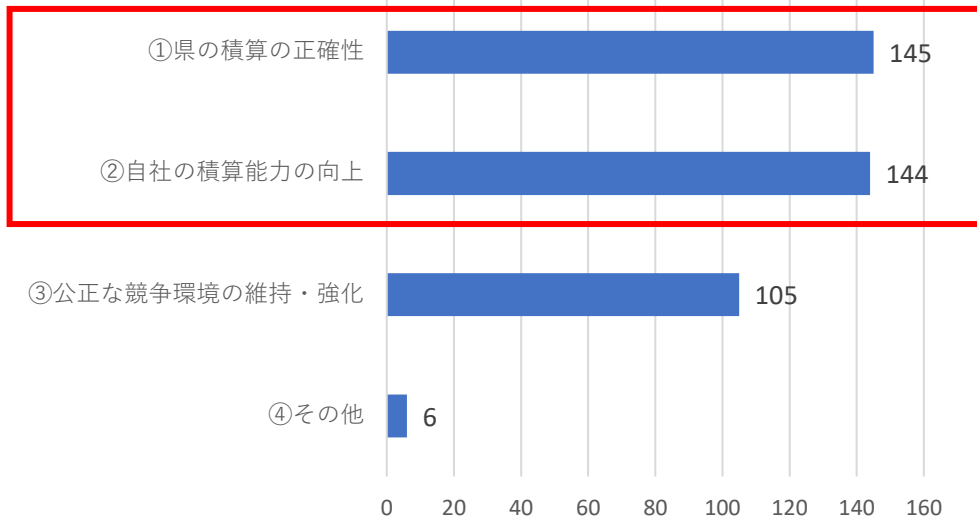
問21. 問19で「あまり賛成できない。」又は「全く賛成できない。」とした理由をお答えください（複数選択可）。【回答：全118者】



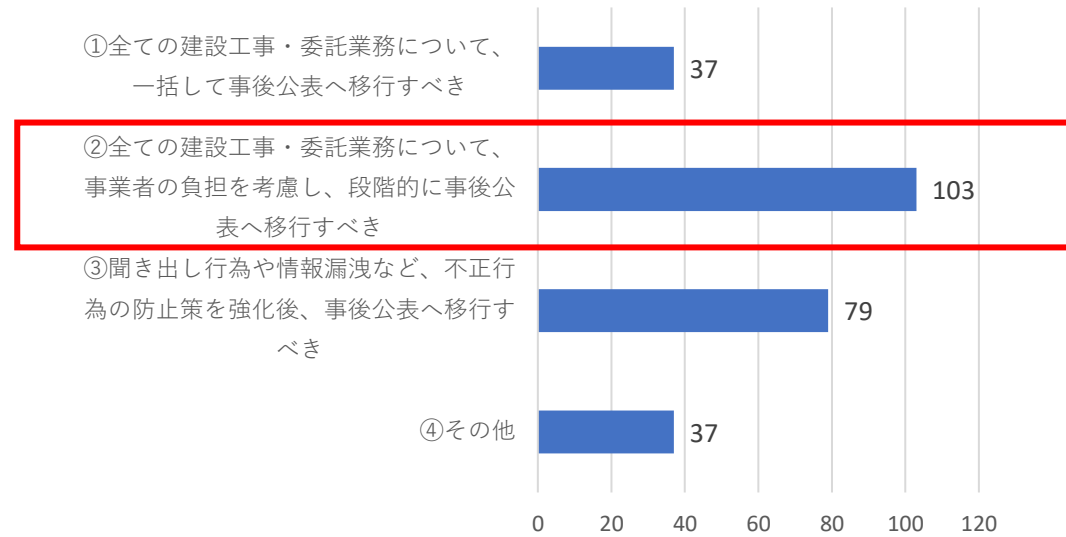
(3) 事後公表について

- 事後公表の要件として重視することは「県の積算の正確性」と「自社の積算能力の向上」
- 予定価格を含む公表時期については「段階的に移行すべき」という意見が最多

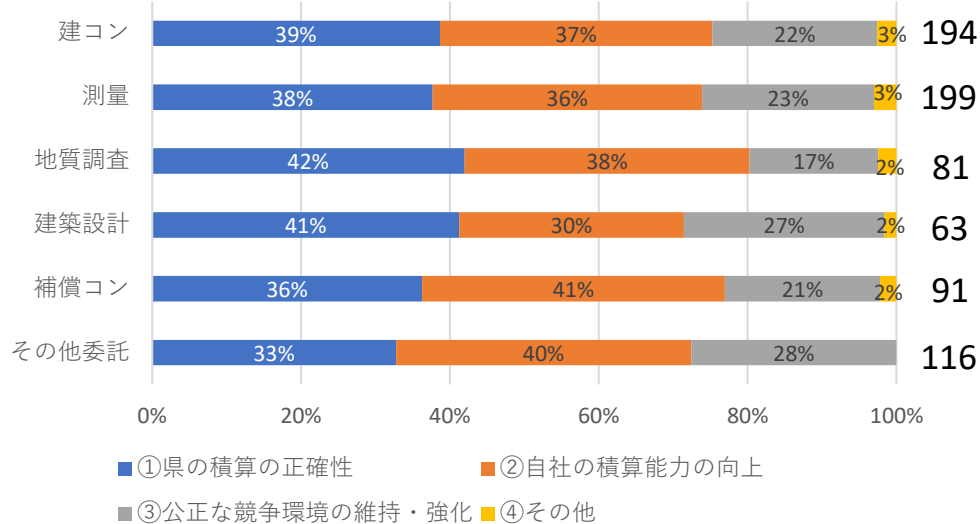
問18：「低入札価格調査基準価格又は最低制限価格」が事後公表の場合、要件として重視することは何ですか（複数回答可）。【回答：全256者】



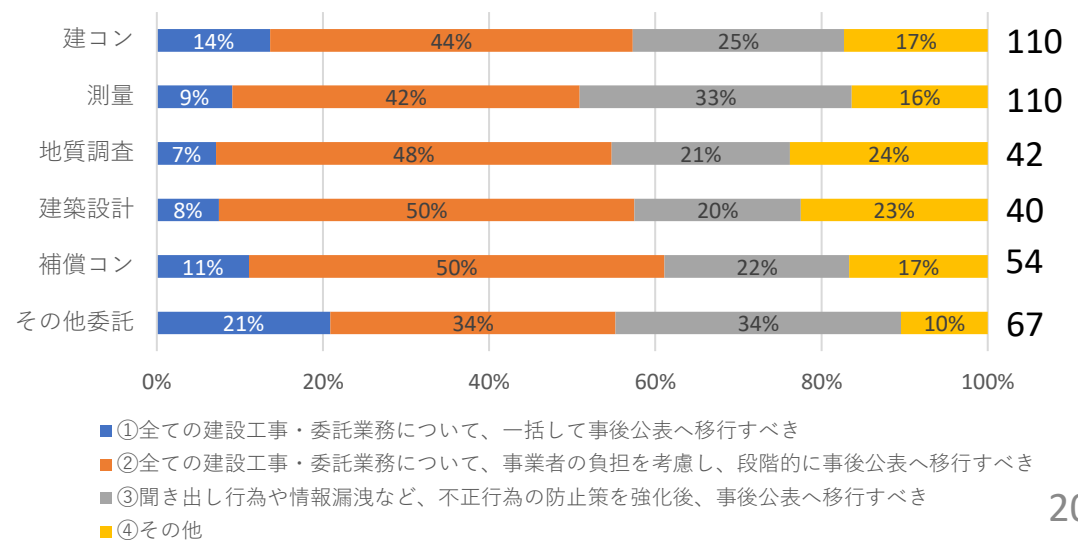
問27：予定価格・低入札価格調査基準価格・最低制限価格の公表時期について、どのように考えますか。【回答：全256者】



(業種別) 【回答：全256者】



(業種別) 【回答：全256者】



(4) アンケート結果 (まとめ)

- 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の事後公表は賛否が分かれるが、業種による大きな差異や特段の傾向は見られない
- 予定価格の事後公表については否定的な意見が多い
- 事後公表に賛成の理由は「自主的な価格設定」「競争の活発化」「健全な競争環境づくり」が多く、反対の理由は「業務負担の増加」が最多
- 予定価格、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を事後公表にする際に重視する要件としては「県の積算の正確性」と「自社の積算能力の向上」が多くを占め、また「段階的に移行すべき」という意見が最多

※全体のアンケート結果は、別添資料参照

4. 価格公表時期の方向性

(1) 予定価格は**事前公表**を継続

(理由)

- ・ アンケート調査においても段階的に進めるべきとの意見が大勢
 - ➔ 建設工事同様、入札状況その他への影響等を注視しつつ進める必要があることから、予定価格については事前公表を継続

(イメージ)

対象	左記価格 公表時期
予定価格	事前公表を継続
低入札価格調査制度 最低制限価格制度	事後公表へ移行

(2) 「低入札価格調査基準価格」及び「最低制限価格」は**事後公表**へ移行（対象は全業種）

(理由)

- ・ 業者の見積もりに係る負担増加を懸念する意見もあるが、建設工事とは異なり、積算作業そのものは容易でリスクも少ない（県における積算誤りも起こりにくい）。
- ・ 「低入札価格調査基準価格」及び「最低制限価格」について、事後公表とすることについての賛否には大きな偏りはない。
- ・ 業種の重複登録もあることから、業種毎に分けると混乱を招く恐れがある。
 - ➔ 混在することで制度が分かりにくくなる（明確性・一貫性）
 - 事業業者間で制度への納得が得られにくくなるおそれ（公平性・合理性）

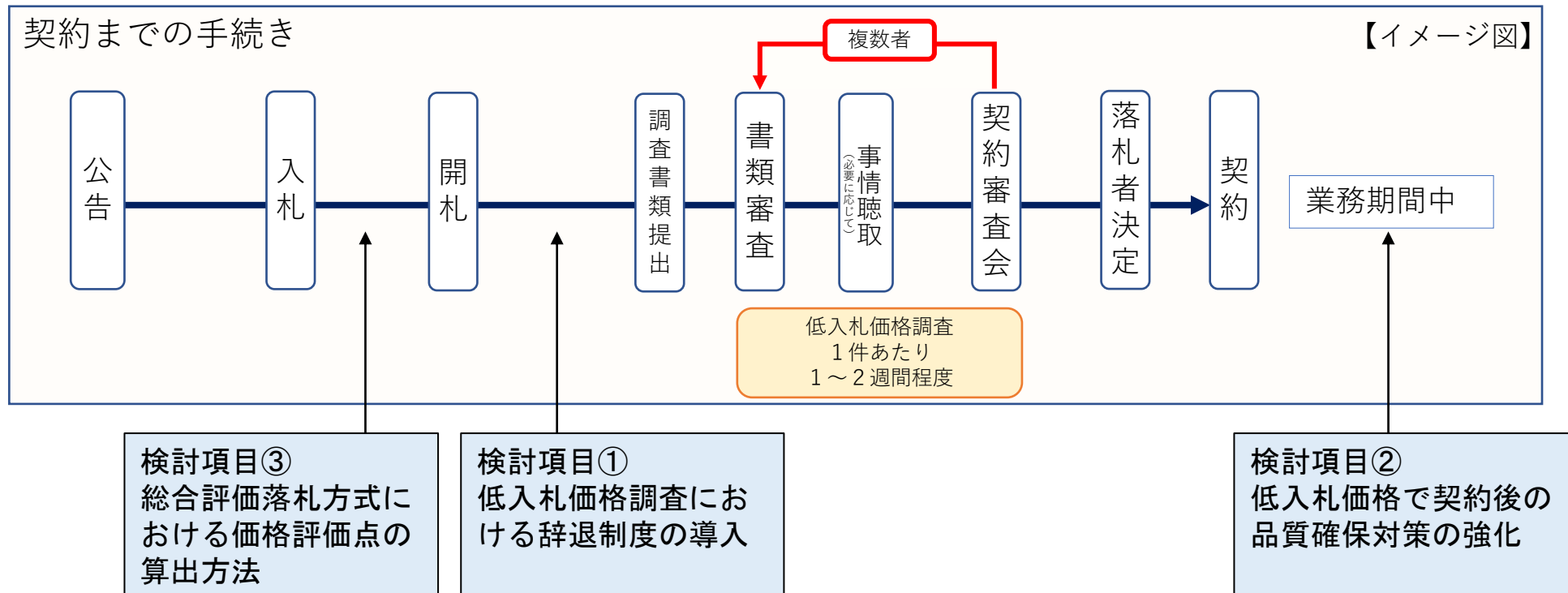
5. 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の事後公表化に伴う対応

最低制限価格

最低制限価格を下回る入札が増加するおそれがあり、その入札者は失格となる。

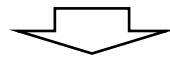
低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札が増加するおそれがある。調査基準価格を下回る入札者に対しては、入札価格は適切か、業務の品質が確保されるか等を審査し、契約を行うかどうかを決定する。



①低入札価格調査における辞退制度の導入

現行においては、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った企業が、正当な理由なく調査や書類提出を拒んだ場合には、入札参加停止としている。



低入札価格調査を「辞退する申し出」があれば辞退可能（入札参加停止の対象としない）とすることで、ペナルティーを意識して入札を控える企業をなくすとともに、受発注者双方の負担軽減を図る。

②低入札価格で契約後の品質確保対策の強化〔管理技術者の専任制の導入等〕

建設工事関連委託の業務価格は人件費が占める割合が高く、業務価格の低下は人件費の圧迫や手抜きにつながりやすいと考えられる。また、建設工事関連委託では、発注者が業務中の実施体制等をチェックすることが困難である。

結果として、成果品の品質低下につながるとともに、粗雑な成果品に基づく公共工事では工事内容の変更や手戻り工事による追加費用の発生など、事業全体に大きな損害を与えるリスクがある。

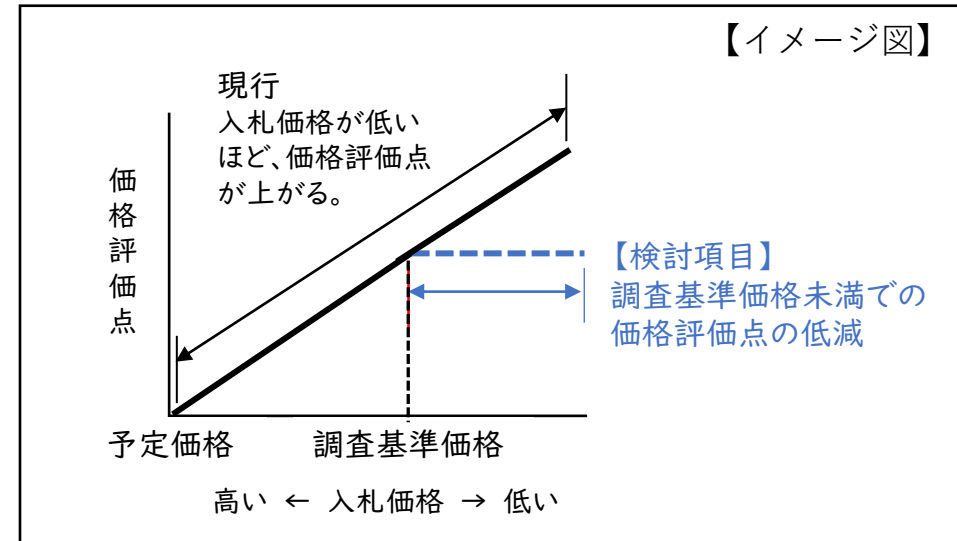


- ・管理技術者には通常以上の業務マネジメントに努めてもらうため、当該業務への専任配置を求めることとし、他の手持ち業務（管理技術者・照査技術者・担当技術者として従事している業務）があれば契約を締結しない。
- ・業務期間中において、定期的に進捗状況や業務従事者の勤務実績等の報告を求める。

③総合評価落札方式における価格評価点の算出方法

総合評価落札方式では、落札候補者を決める評価値は、次の式により算定している。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$



建設工事関連委託の業務価格は人件費が占める割合が高く、業務価格の低下は人件費の圧迫や手抜きにつながりやすいと考えられ、以下のような影響が懸念される。

- ・ 成果品の品質低下のおそれ（⇒②により対応）
- ・ 人件費の抑制を目的とした技術者の賃金低下やサービス残業につながり、業界における人員不足の加速など、業界の健全な発展を妨げるおそれ

一方で、価格評価点の低減は、働き方改革やデジタル化の推進等により生産性向上に取り組む企業に対して、企業努力を過小評価することにもつながる。



価格評価点は現行の算出方法を継続する。ただし、制度改革後の入札状況を注視し、過度な低価格競争や成果品の品質への影響が確認された場合には、価格評価点の算出方法の低減を含めて対応策を検討する。

今後の進め方について

- 当委員会でいただいたご意見を踏まえて案を作成し、「奈良県建設工事等入札・契約制度委員会」において制度内容を決定し、運用開始する。
※

※建設工事等に関する競争入札及び契約制度について、改善すべき事項を検討し一層の適正な運用を確保するため、県に設置している委員会（会長：副知事）

- 改正の影響等についてフォローアップしながら、必要に応じて見直しを検討する。
- その他の諸課題についても、適宜、当委員会においてご意見をいただきながら、継続的に入札契約制度の見直しを検討する。

奈良県の建設工事等入札契約制度についての 調査（アンケート）結果について

令和8年3月
奈良県県土マネジメント部
建設産業課・技術管理課

奈良県の建設工事等入札契約制度についての調査（アンケート）結果について

1) 調査目的

奈良県における建設工事等入札契約制度について、奈良県内に本店又は契約締結権限のある営業所を有する建設工事等競争入札参加資格有資格業者の方から幅広く意見を伺うことを目的に、アンケート調査を実施（設問数54）

2) 調査概要

調査対象：奈良県内に本店又は契約締結権限のある営業所を有する建設工事等競争入札参加資格有資格業者（令和7年11月12日時点）

対象者数：2,500者

建設工事 2,069者（県内本店1,973者、県内営業所96者）

委託業務 431者（県内本店224者、県内営業所207者）

※建設工事・委託業務の両方の入札参加資格を有する者はそれぞれに計上

調査方法：対象者に郵送による周知を実施。回答はオンライン又は書面提出による無記名調査

調査時期：令和7年11月12日（水曜日）～12月11日（木曜日）

3) 調査票の回答状況

回答数：750者（回答率30.0%）・・・建設工事495者（回答率23.9%）、委託業務265者（回答率61.4%）

※建設工事・委託業務の両方の入札参加資格を有する者はそれぞれに計上

-うち、オンラインによる回答 728者（全体の97.1%）

-うち、書面提出による回答 22者（全体の2.9%）

4) 調査項目

○建設工事等入札契約制度の現状及び予定価格等の事後公表等に対する調査

○建設工事における総合評価落札方式に対する調査

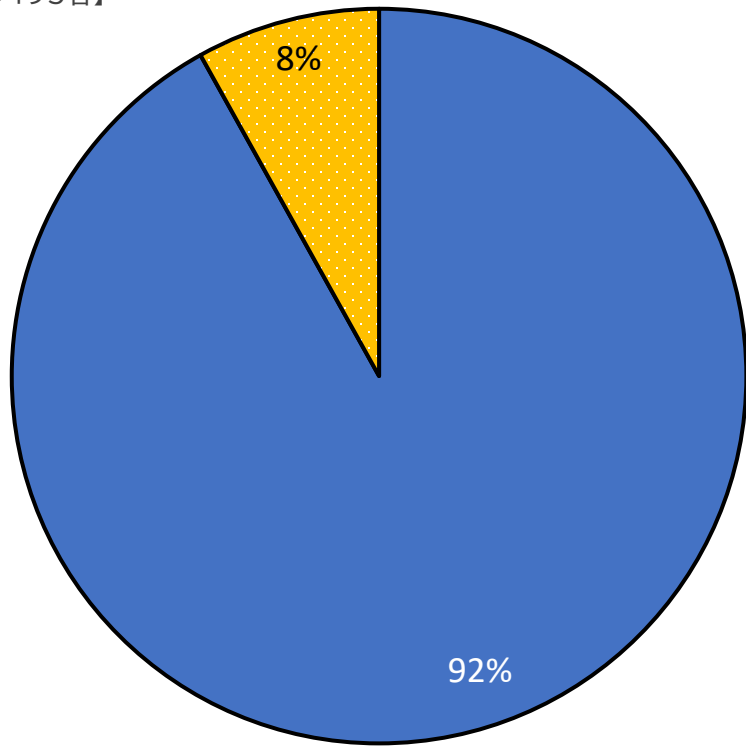
5) その他

複数回答ではない設問について、四捨五入の都合上、合計値が100%とならないことがある。

問1. 事業者区分について教えてください。 ※県内本店・県内営業所の別

建設工事

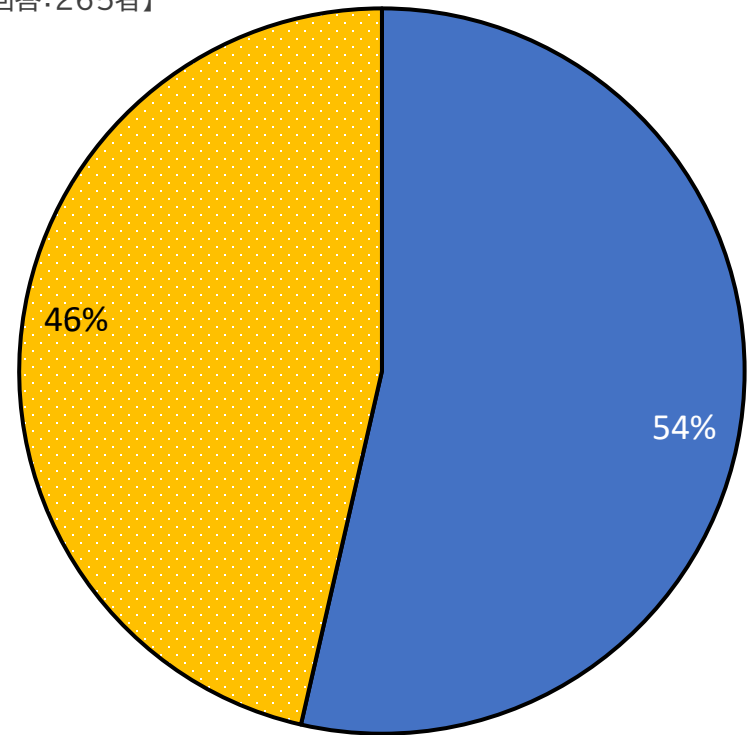
【回答:495者】



■ 県内本店 ■ 県内営業所

委託業務

【回答:265者】



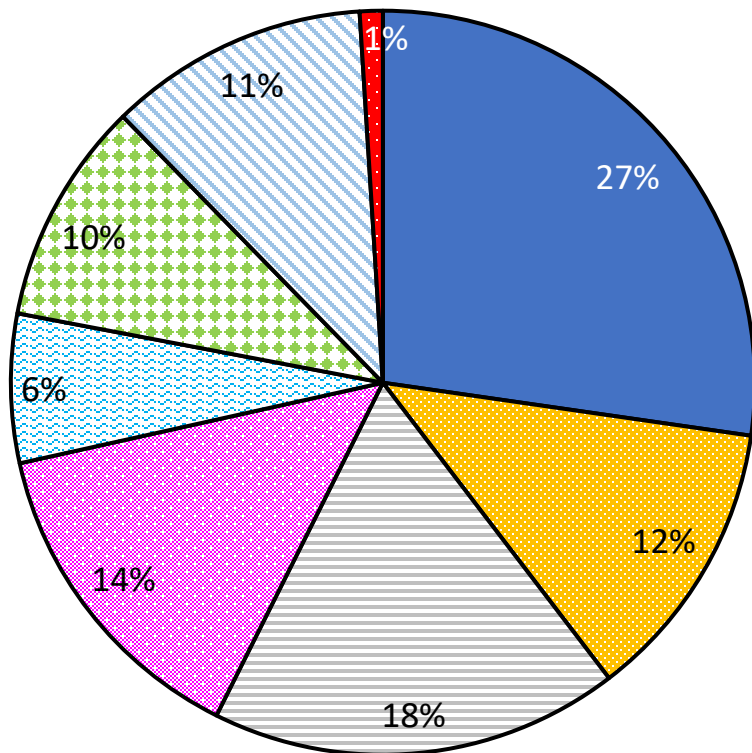
■ 県内本店 ■ 県内営業所

アンケートの回答者について

問2. 問1で回答いただいた本店又は営業所は、どの土木事務所管内に所在しますか。

建設工事 土木事務所管内別

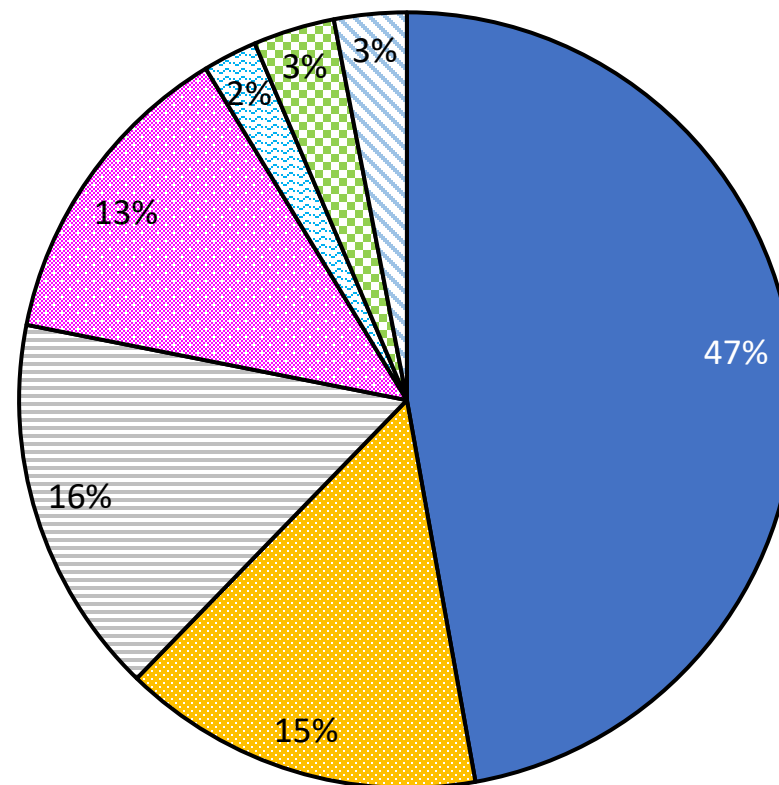
【回答:495者】



■ 奈良 ■ 郡山 ■ 高田 ■ 中和
■ 宇陀 ■ 吉野 ■ 五條 ■ 未回答

委託業務 土木事務所管内別

【回答:265者】



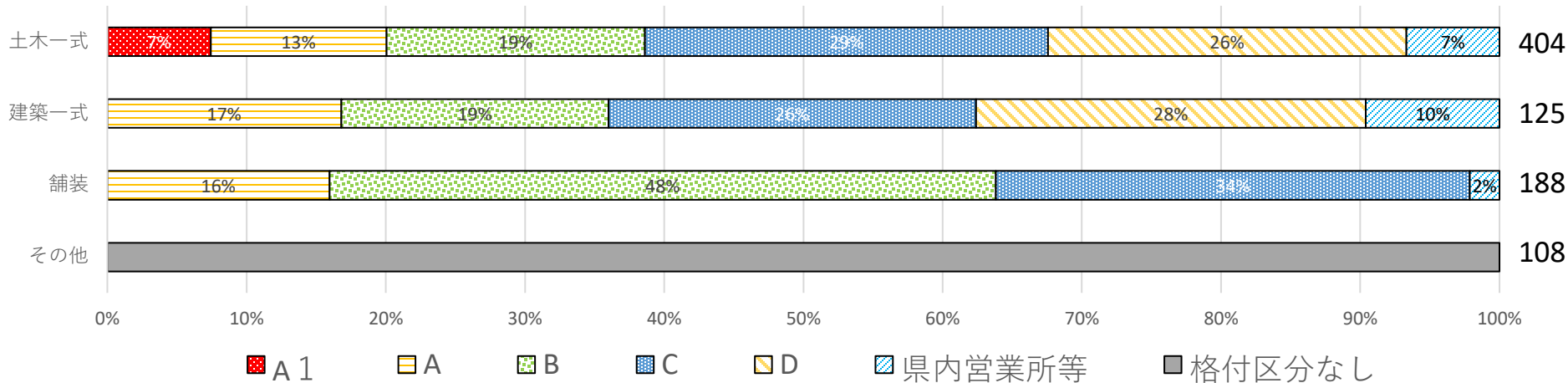
■ 奈良 ■ 郡山 ■ 高田 ■ 中和 ■ 宇陀 ■ 吉野 ■ 五條

アンケートの回答者について

問3. 競争入札参加資格及び格付を教えてください（複数選択可）

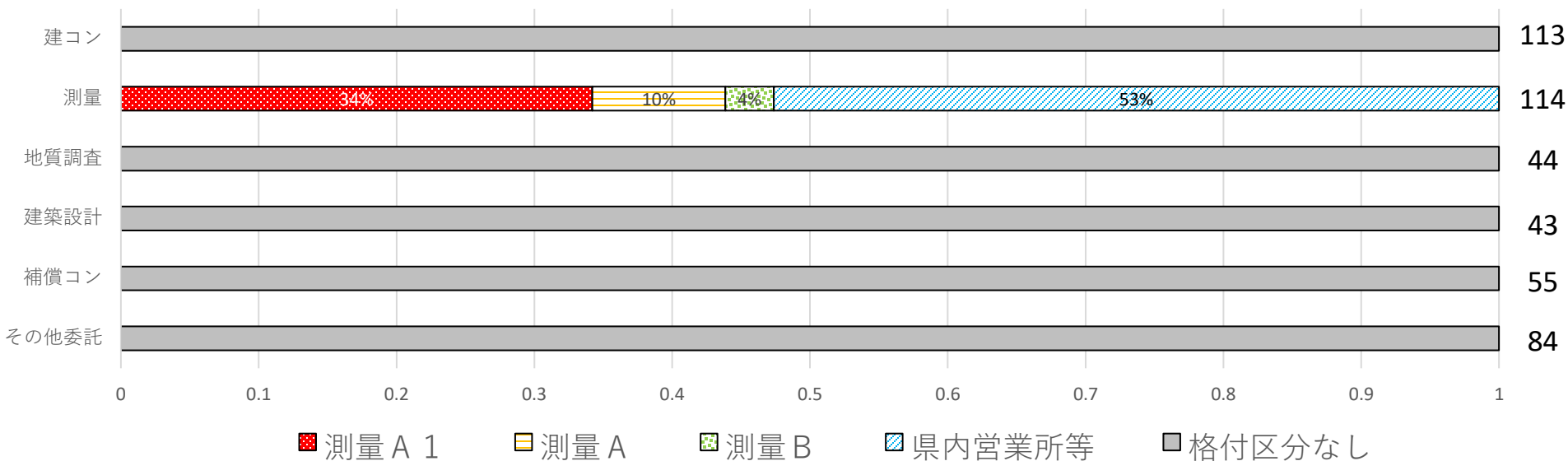
建設工事

【回答:495者】



委託業務

【回答:265者】

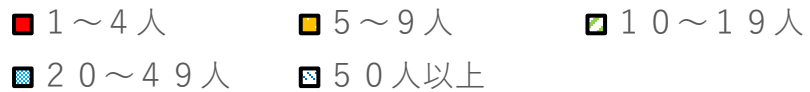
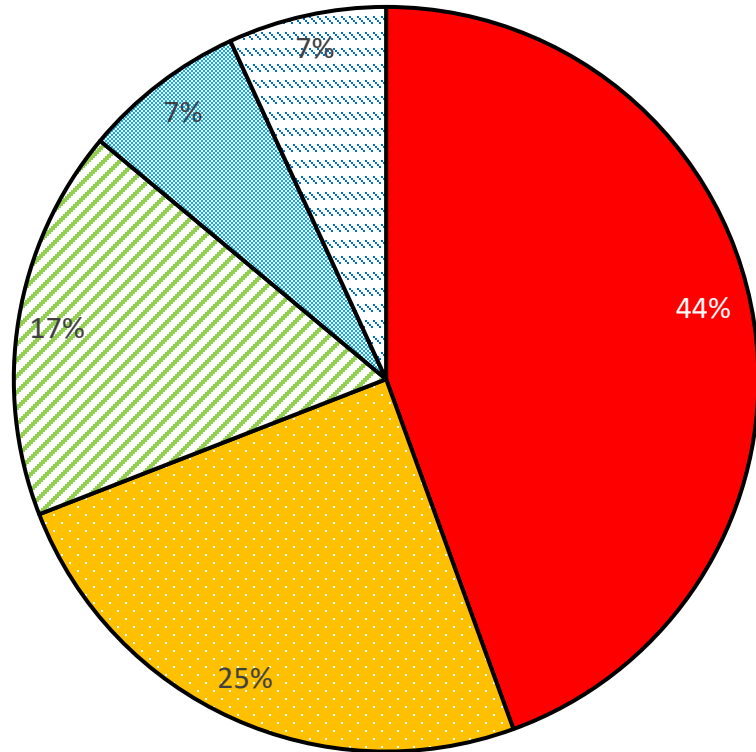


従業員数について

問4. 従業員数を教えてください。

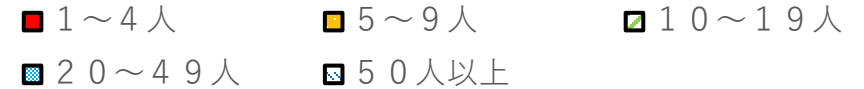
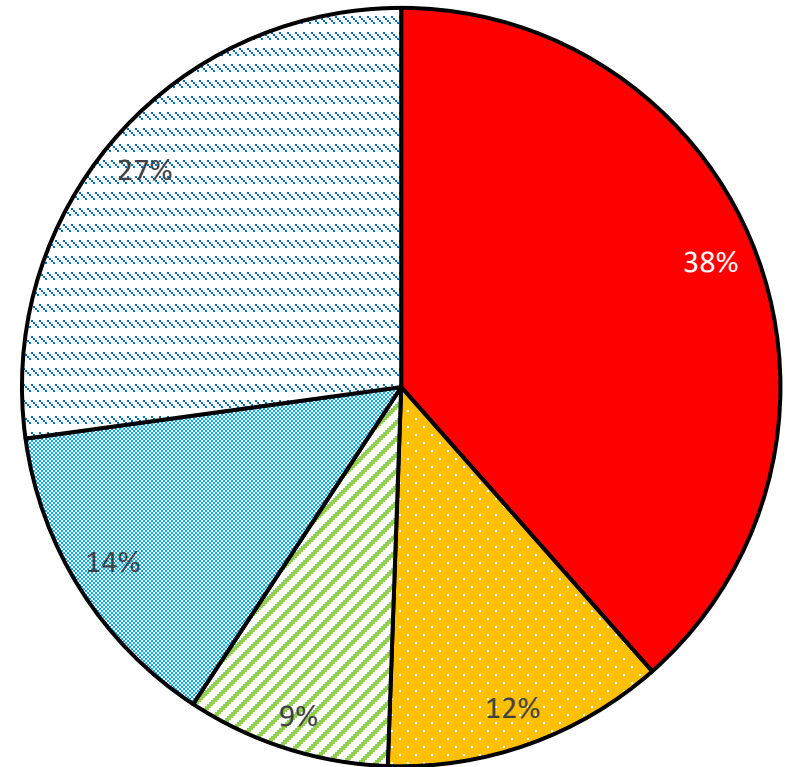
【回答:495者】

建設工事



【回答:265者】

委託業務

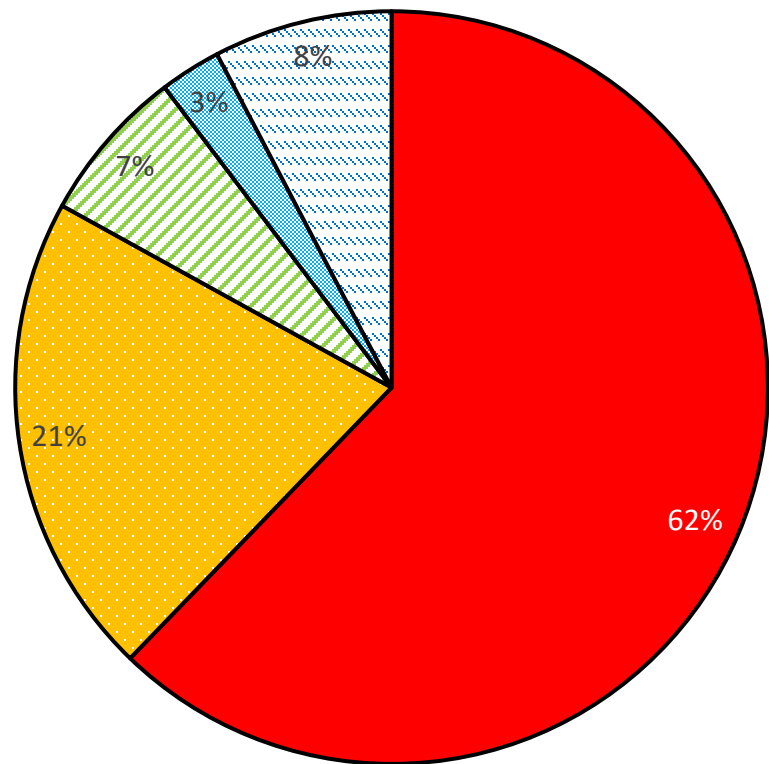


技術者数について

問5. 問4の従業者数のうち、建設工事の場合は経営事項審査の技術職員名簿に記載のある技術者の人数を、委託業務の場合は国家資格等の資格保有者の人数を教えてください。

建設工事

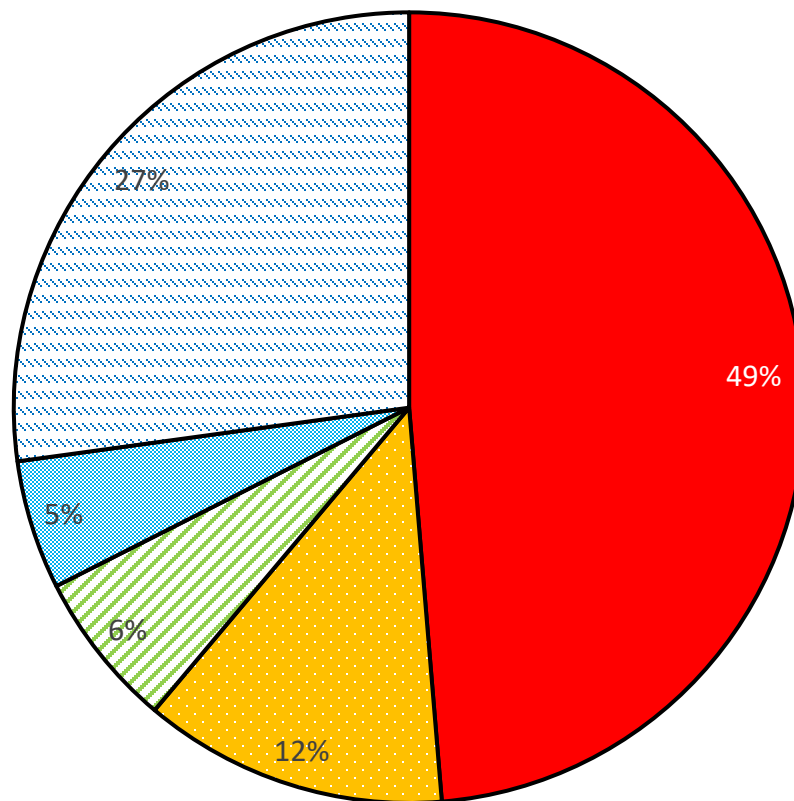
【回答:495者】



■ 1~4人 ■ 5~9人 ■ 10~19人
■ 20~49人 ■ 50人以上

委託業務

【回答:265者】



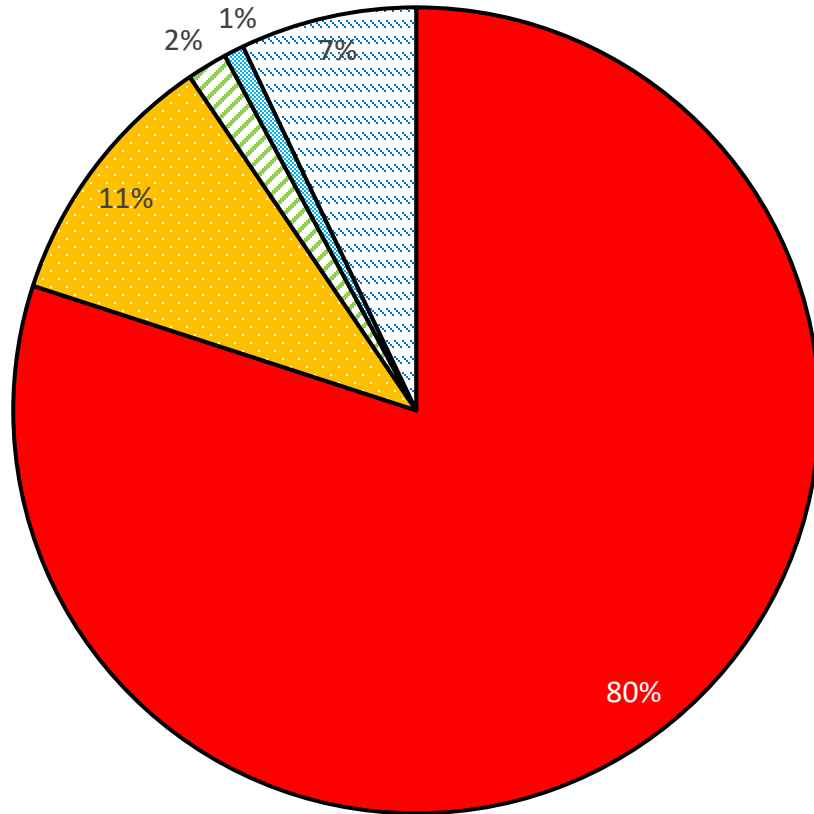
■ 1~4人 ■ 5~9人 ■ 10~19人
■ 20~49人 ■ 50人以上

技術者以外の従業員数について

問6. 問4の従業者数のうち、建設工事の場合は経営事項審査の技術職員名簿に記載のない技術者及び現場作業に従事する従業者を、委託業務の場合は資格未保有で作業に従事する従業者の人数を教えてください。

建設工事

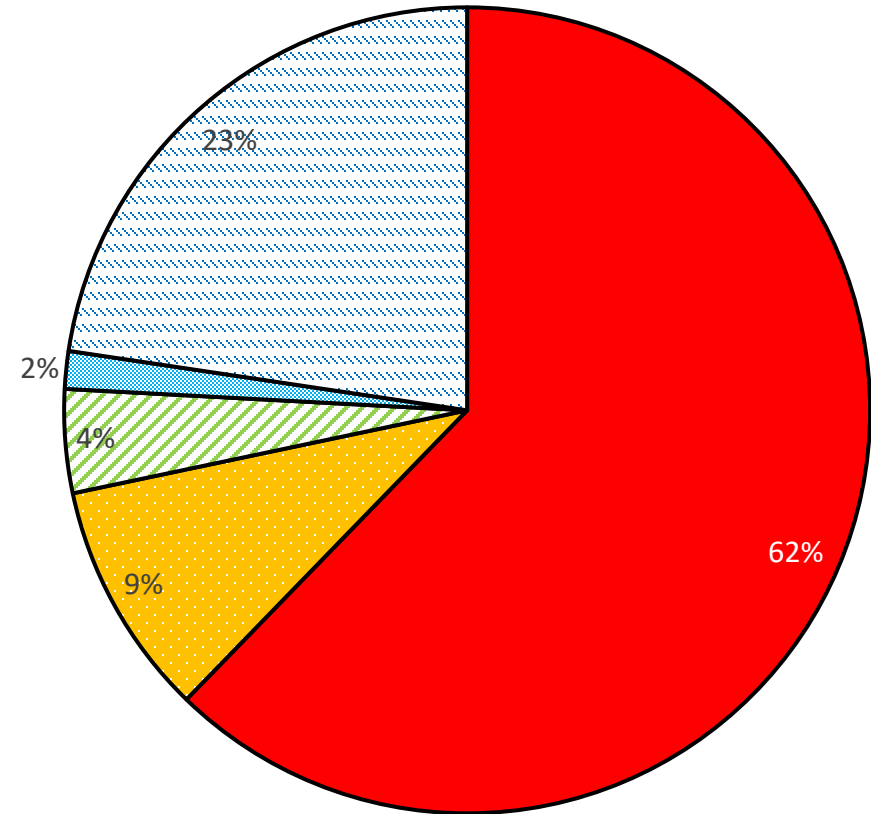
【回答:495者】



■ 1～4人 ■ 5～9人 ■ 10～19人
■ 20～49人 ■ 50人以上

委託業務

【回答:265者】

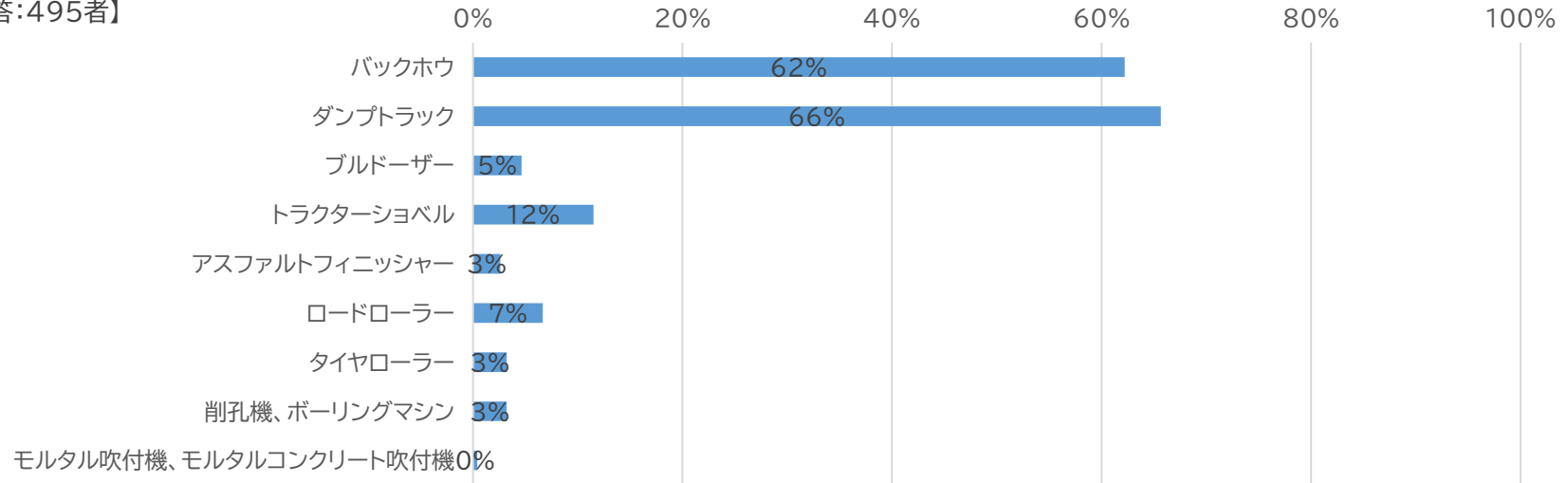


■ 1～4人 ■ 5～9人 ■ 10～19人
■ 20～49人 ■ 50人以上

建設機械の保有状況

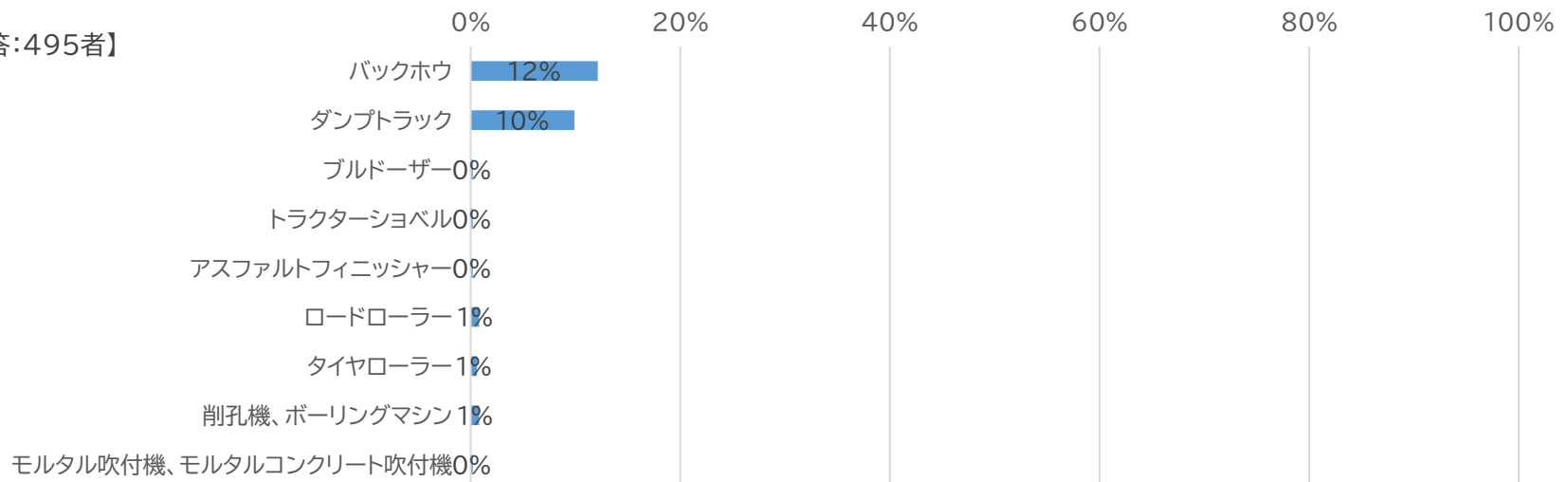
問7：自社で保有する建設機械を全て教えてください。（複数選択可）

【回答:495者】



問8：現時点で1年以上の長期リース契約がある建設機械の保有状況を全て教えてください。（複数選択可）

【回答:495者】

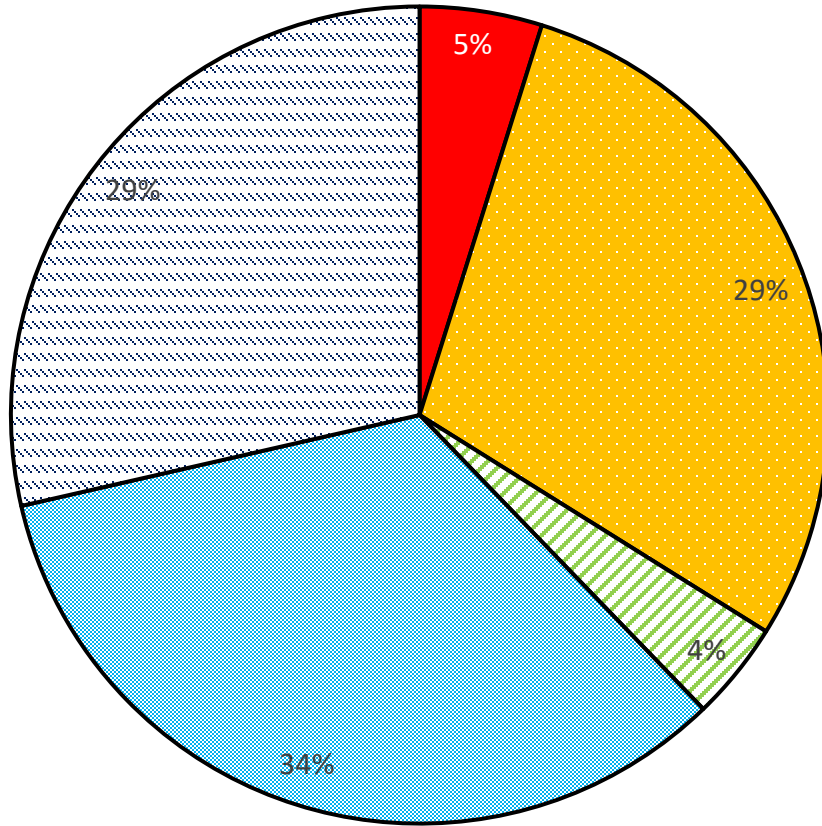


過去5年間の受注先について

問9. 過去5年間の受注実績における、受注金額の合計が多い発注者上位2つを教えてください。

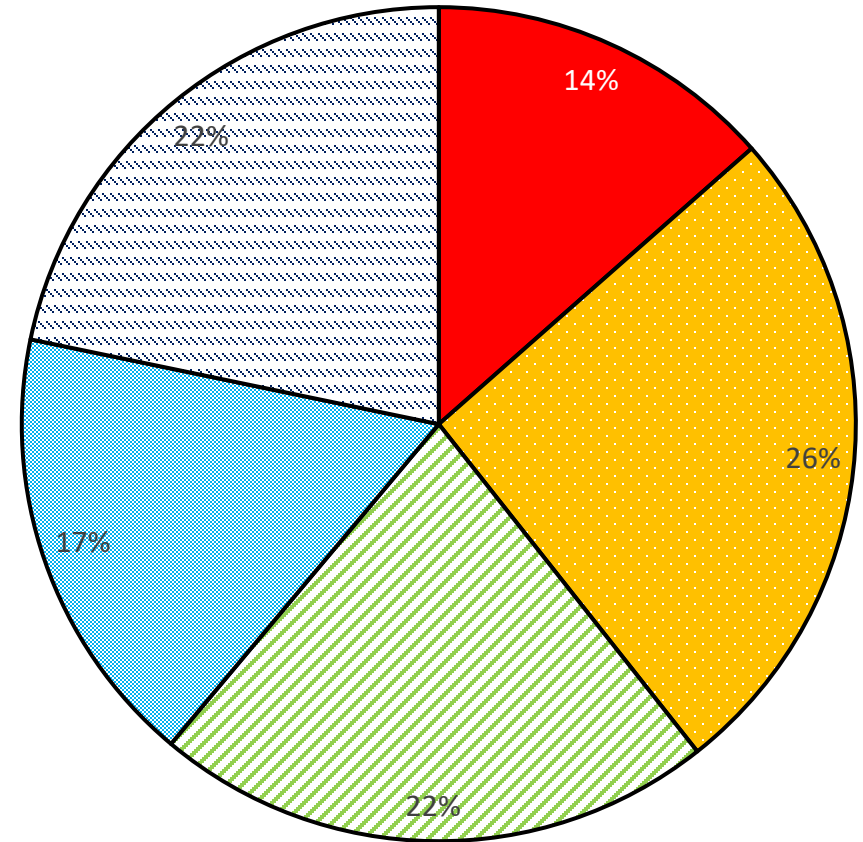
建設工事

【回答:493者】



委託業務

【回答:256者】



■国 ■奈良県 ■奈良県以外の都道府県 ■県内市町村 ■民間

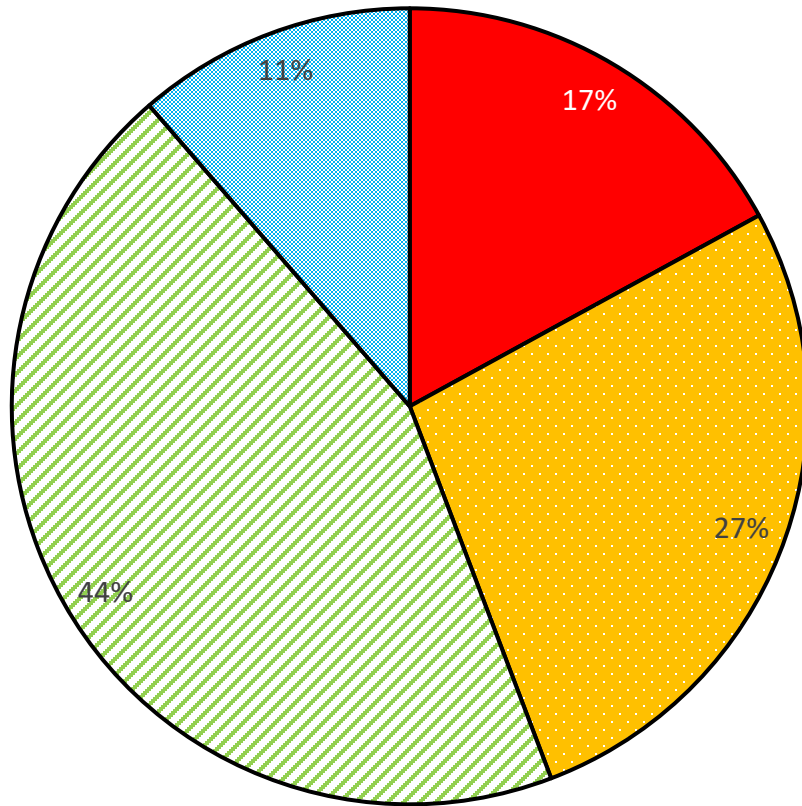
■国 ■奈良県 ■奈良以外の都道府県 ■県内市町村 ■民間

参加している入札方式について

問10. 貴社は奈良県が実施する入札のうち、どの方式（一般競争入札・指名競争入札ともに）に参加されましたか。

建設工事

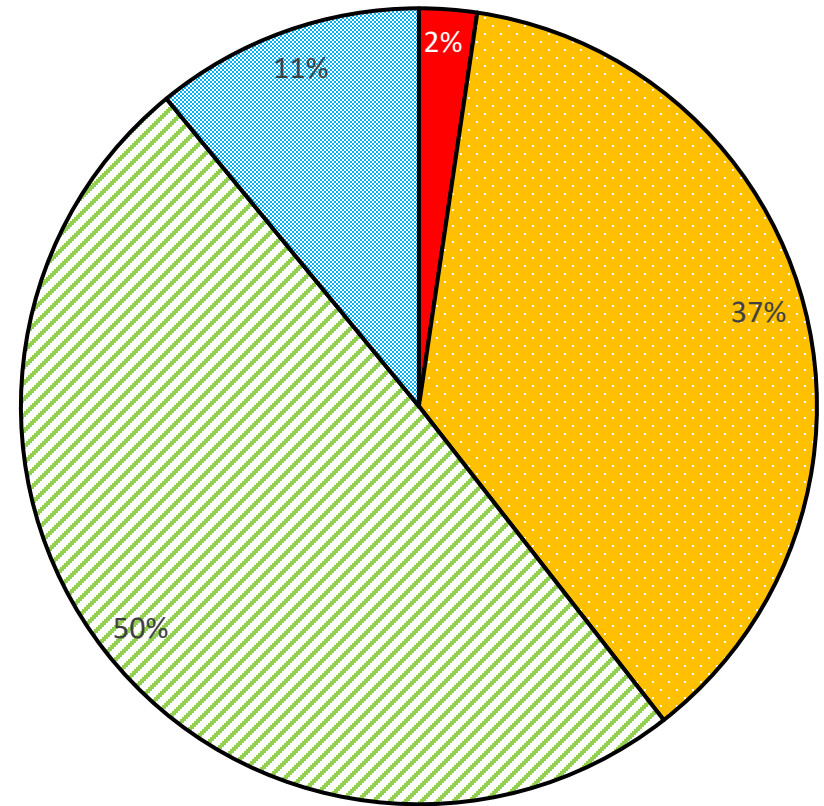
【回答:493者】



- 総合評価落札方式
- 両方
- 価格競争入札方式
- 参加していない

委託業務

【回答:256者】

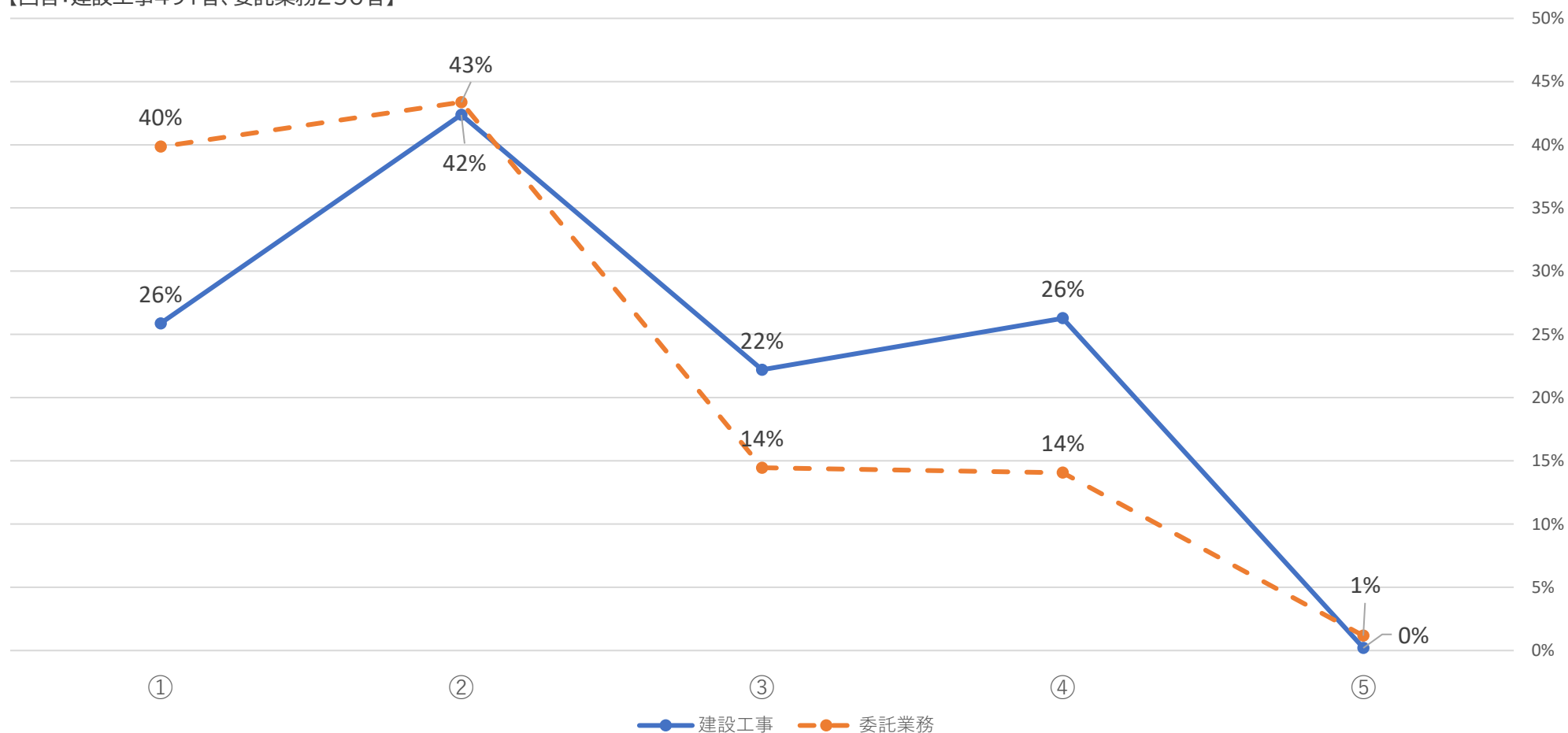


- 総合評価落札方式
- 両方
- 価格競争入札方式
- 参加していない

積算能力に係る自己評価について

問 1 1. 貴社における積算能力（見積りの正確さ・迅速さ）について、現在の状況を自己評価してください（複数回答可）。

【回答:建設工事491者、委託業務256者】

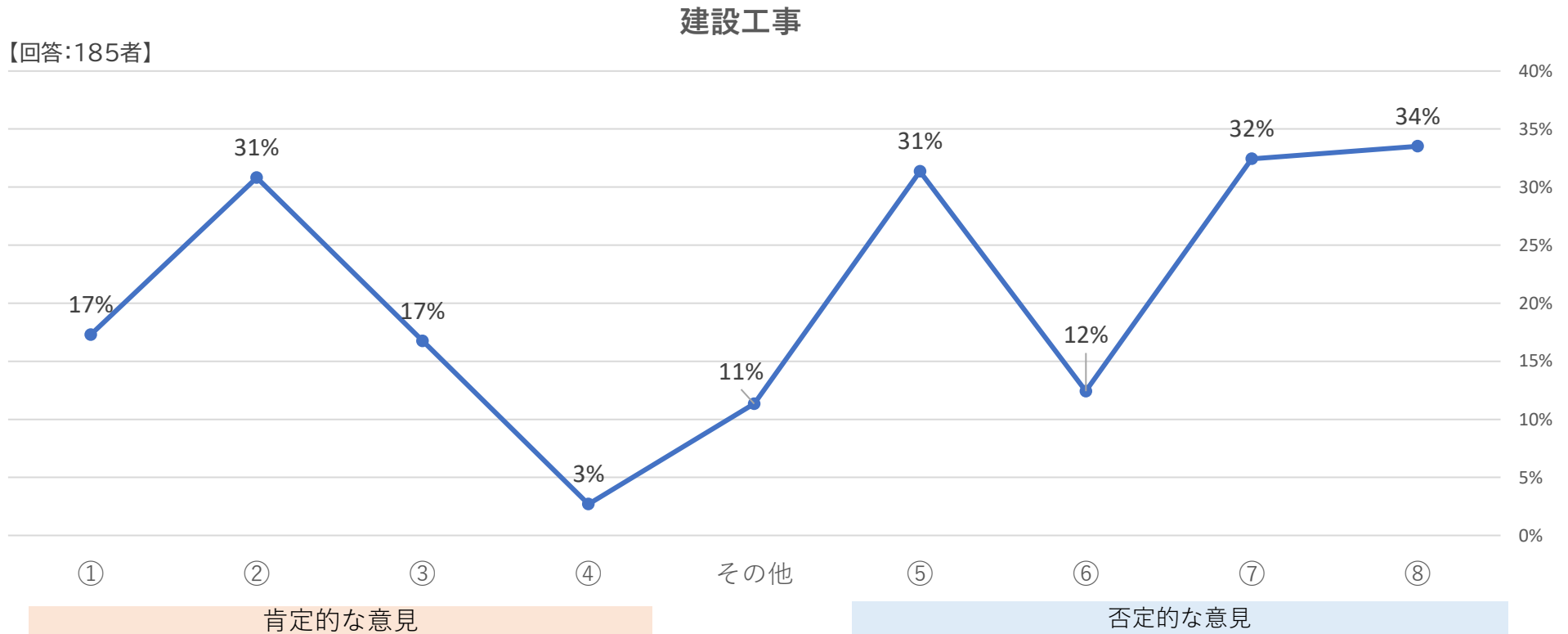


【回答の選択肢】

- ①積算能力に問題はなく、不安はほとんどない
- ②積算能力は備えているが、一部に不安や課題がある
- ③積算能力に不安があり、積算精度や判断に課題や負担を感じている
- ④時間・人員の確保が難しく、積算体制の強化が必要だと感じている。
- ⑤その他

総合評価落札方式の建設工事で低入札価格調査基準価格を事後公表したことについて

問 1 2. 総合評価落札方式を適用する建設工事について、低入札価格調査基準価格を事後公表に変更したことについて、どのような効果や影響があったと感じますか（複数回答可）。※総合評価落札方式の対象者のみ集計



【回答の選択肢】

- ①入札価格が自主的に決定でき、競争が促進された。
- ②積算能力の向上につながった。
- ③入札手続きの透明性が向上した。
- ④技術提案や品質重視の評価が進んだ。

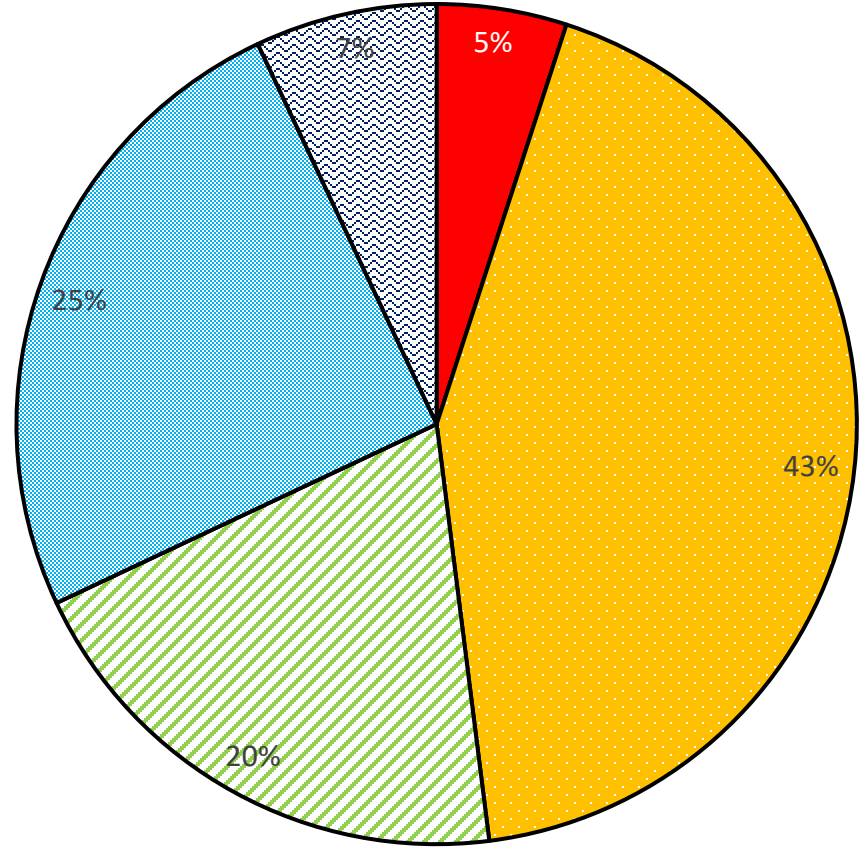
- ⑤発注者の違算（積算誤り）による入札中止等が増えた。
- ⑥入札価格のばらつきが大きくなり、価格の安定性に影響している。
- ⑦事後公表になったことで積算の精度がより求められるが、十分な時間や人員を確保できず不安を感じている。
- ⑧積算の精度が求められるため、入札書作成までの時間が不足している。
- その他

総合評価落札方式の建設工事で低入札価格調査基準価格を事後公表したことについて

問13. 問12の総合評価落札方式における低入札価格調査基準価格を事後公表としたことについて、どのように感じていますか。
※総合評価落札方式の対象者のみ集計

【回答:186者】

建設工事



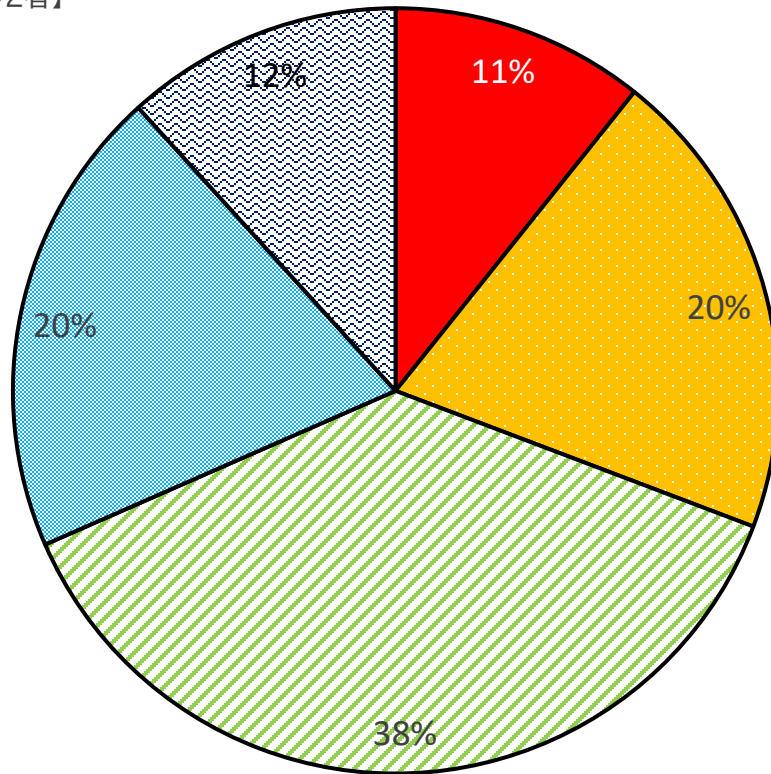
■ 非常に効果があった ■ ある程度効果があった ■ 効果は感じない ■ 問題が増えた ■ その他

低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の事後公表について

問14. 「低入札価格調査基準価格又は最低制限価格」の事後公表について、どのように思われますか。

建設工事

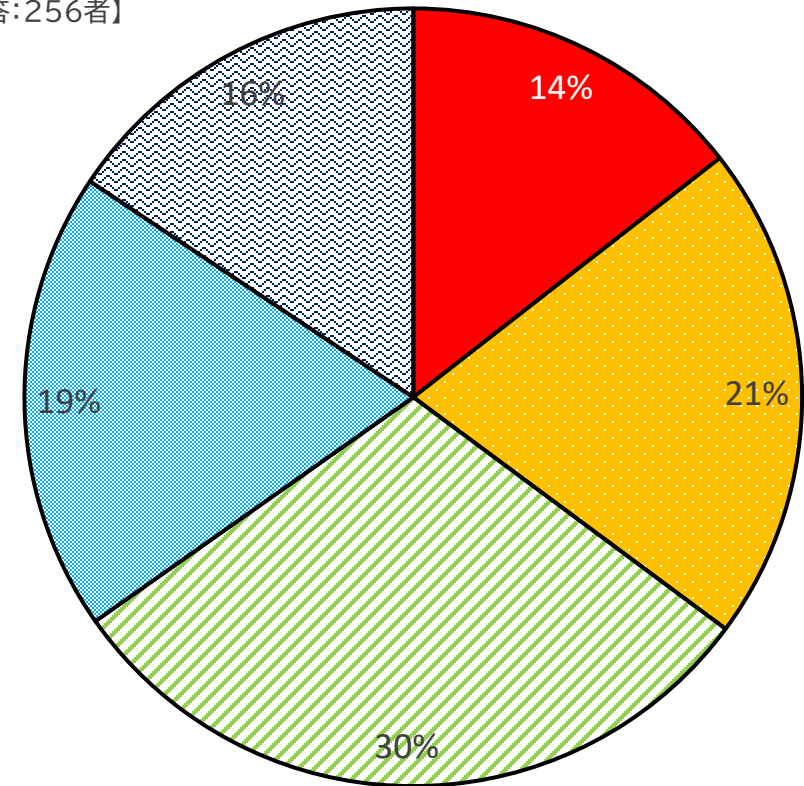
【回答:492者】



- 非常に賛成
- どちらかと言えば賛成
- どちらとも言えない
- あまり賛成できない
- 全く賛成できない

委託業務

【回答:256者】

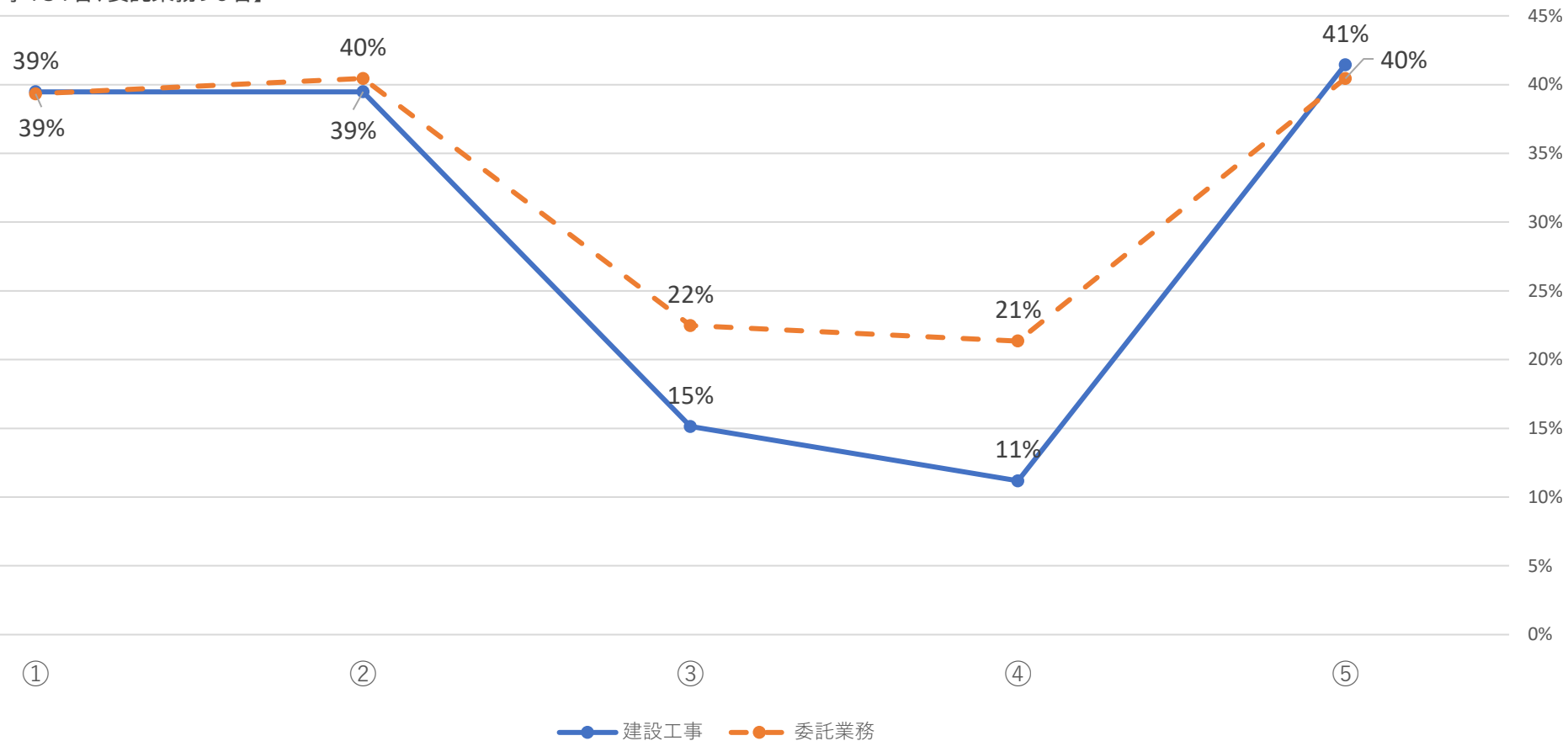


- 非常に賛成
- どちらかと言えば賛成
- どちらとも言えない
- あまり賛成できない
- 全く賛成できない

賛成の理由（低入札価格調査基準価格等の事後公表）

問15. 問14で「非常に賛成」又は「どちらかと言えば賛成」とされた理由をお答えください（複数回答可）。

【回答:建設工事151者、委託業務90者】



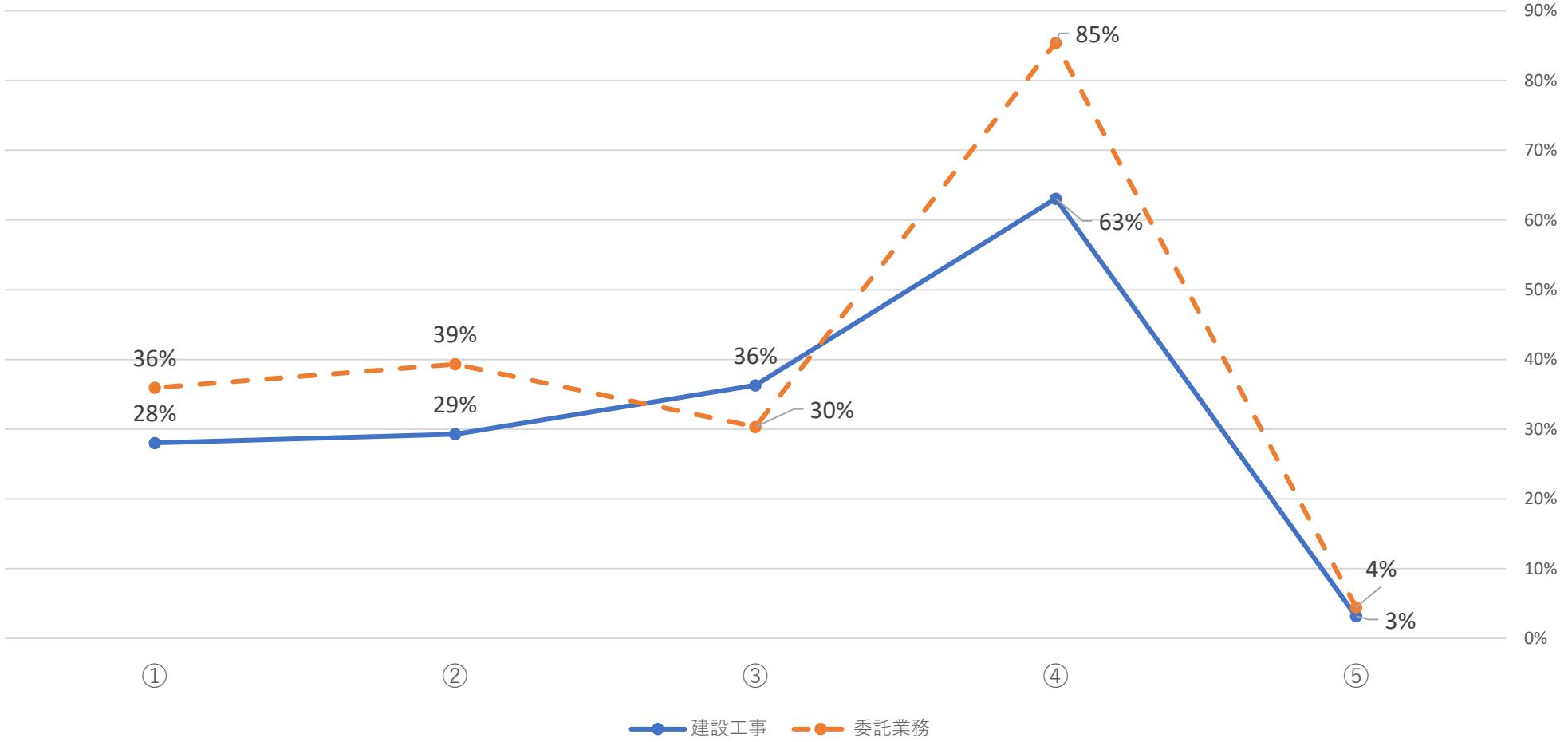
【回答の選択肢】

- ①自主的な価格設定がしやすくなる
- ②競争が活発になり、技術や品質で差別化を図る余地が増える
- ③利益を確保しやすく、安定した経営計画が立てやすくなる
- ④入札価格の幅が広がる
- ⑤入札価格の適正化が進むことで、業界全体の健全な競争環境づくりに貢献できる

賛成できない理由（低入札価格調査基準価格等の事後公表）

問16. 問14で「あまり賛成できない。」又は「全く賛成できない。」とされた理由お答えください（複数回答可）。

【回答:建設工事157者、委託業務89者】



【回答の選択肢】

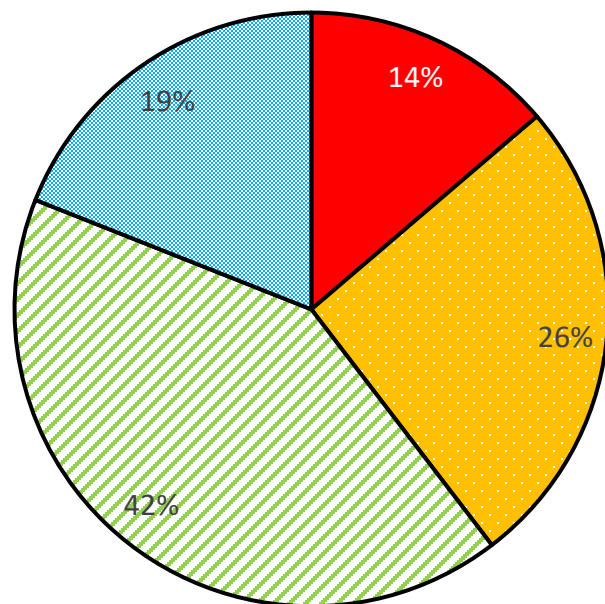
- ① 違算や入札中止が増える懸念がある
- ② 価格予見性の低下による入札の不調不落の懸念がある
- ③ 企業の経営規模や経験によっては対応が難しくなる恐れがある
- ④ 見積もり負担やリスクが増加し、業務負担が重くなる
- ⑤ その他

積算作業や価格設定に関する業務負担について

問17. 「低入札価格調査基準価格又は最低制限価格」が事後公表の場合、積算作業や価格設定に関する業務負担はどう変化すると考えられますか。

建設工事

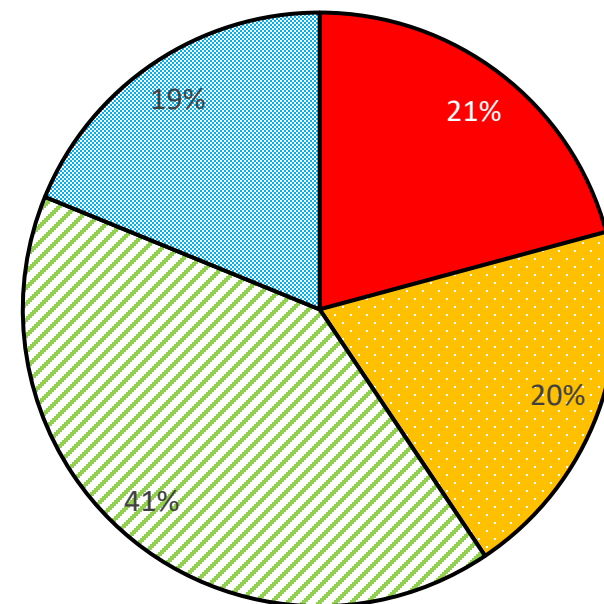
【回答:492者】



- 特に大きな変化はないと思う
- 現在より多少負担が増えると思う
- 精度や判断力がより求められ、かなり負担が増えると思う
- 時間や人員の確保がさらに難しくなり、業務への影響が大きくなると思う

委託業務

【回答:256者】

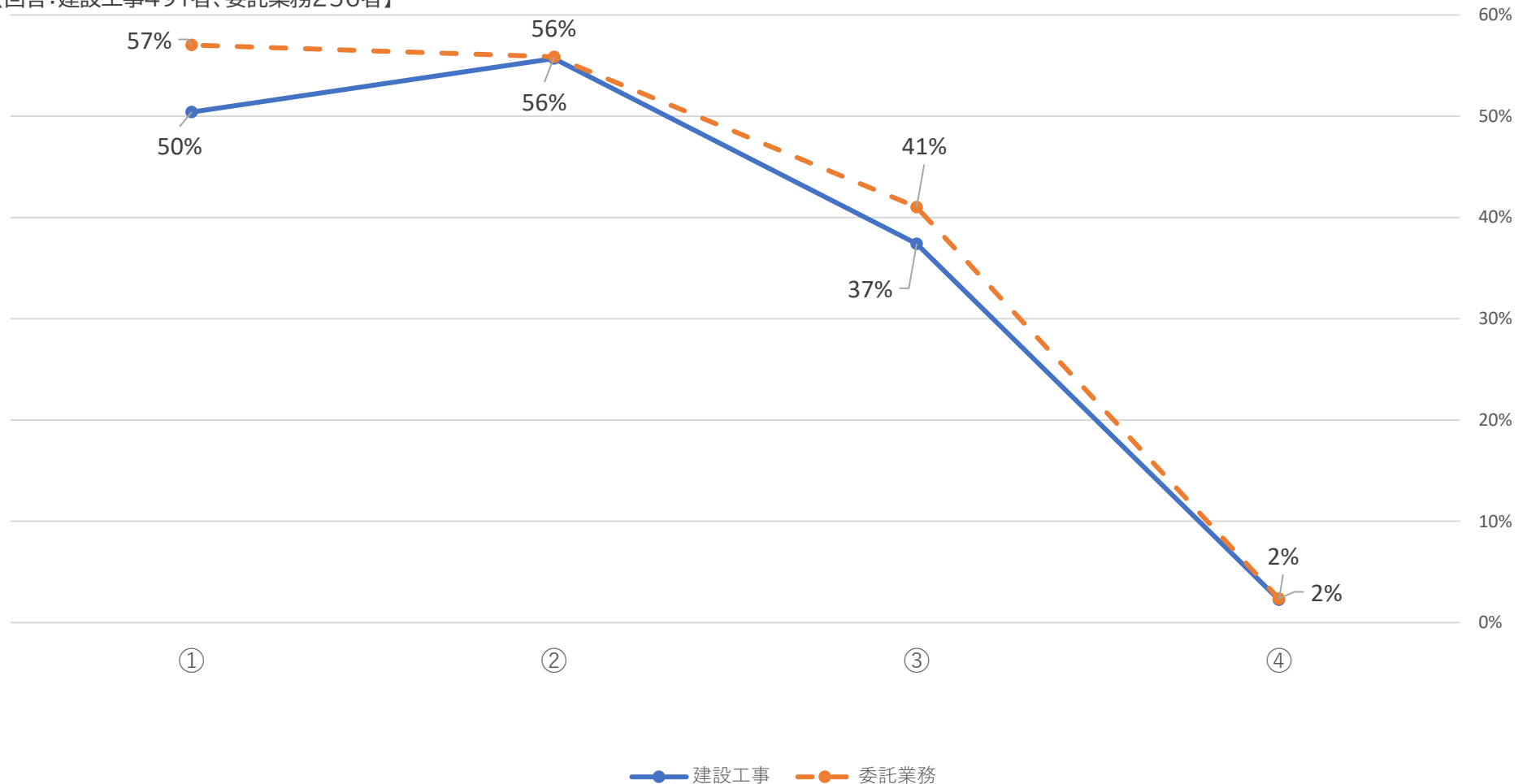


- 特に大きな変化はないと思う
- 現在より多少負担が増えると思う
- 精度や判断力がより求められ、かなり負担が増えると思う
- 時間や人員の確保がさらに難しくなり、業務への影響が大きくなると思う

事後公表とする場合に重視する要件について（低入札価格調査基準価格等）

問18. 「低入札価格調査基準価格又は最低制限価格」が事後公表の場合、要件として重視することは何ですか（複数回答可）。

【回答:建設工事491者、委託業務256者】



【回答の選択肢】

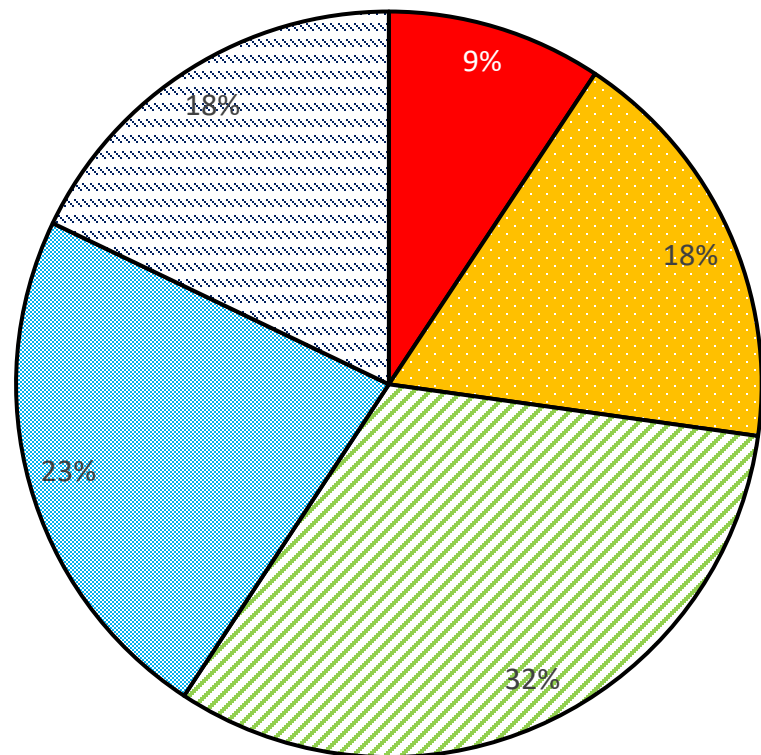
- ① 県の積算の正確性
- ② 自社の積算能力の向上
- ③ 公正な競争環境の維持・強化
- ④ その他

予定価格の事後公表について

問19. 「予定価格」の事後公表についてどのように思われますか。

建設工事

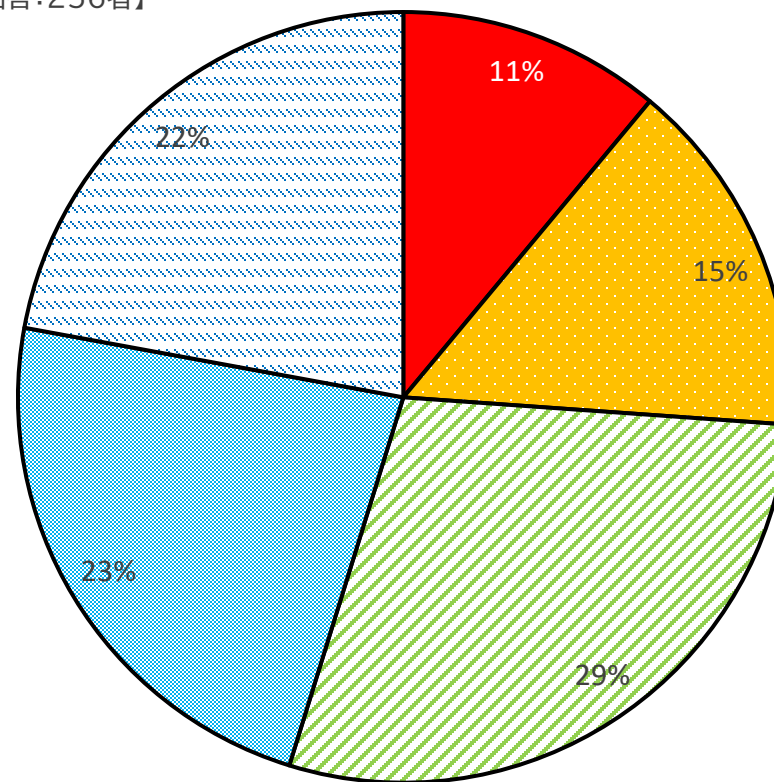
【回答:490者】



- 非常に賛成
- どちらかと言えば賛成
- どちらとも言えない
- あまり賛成できない
- 全く賛成できない

委託業務

【回答:256者】

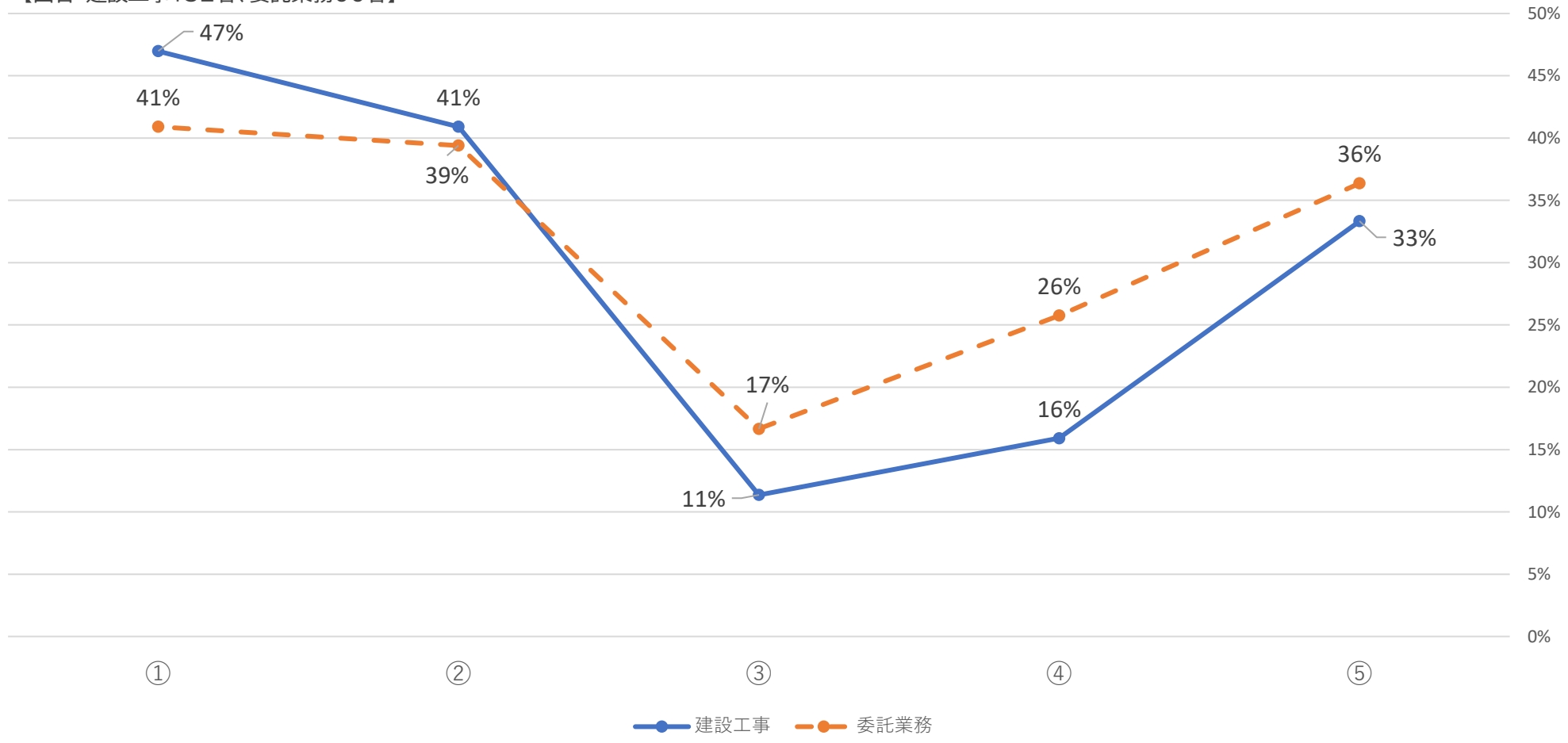


- 非常に賛成
- どちらかと言えば賛成
- どちらとも言えない
- あまり賛成できない
- 全く賛成できない

賛成の理由（予定価格の事後公表）

問20. 問19で「非常に賛成」又は「どちらかと言えば賛成」とした理由をお答えください（複数回答可）。

【回答:建設工事132者、委託業務66者】



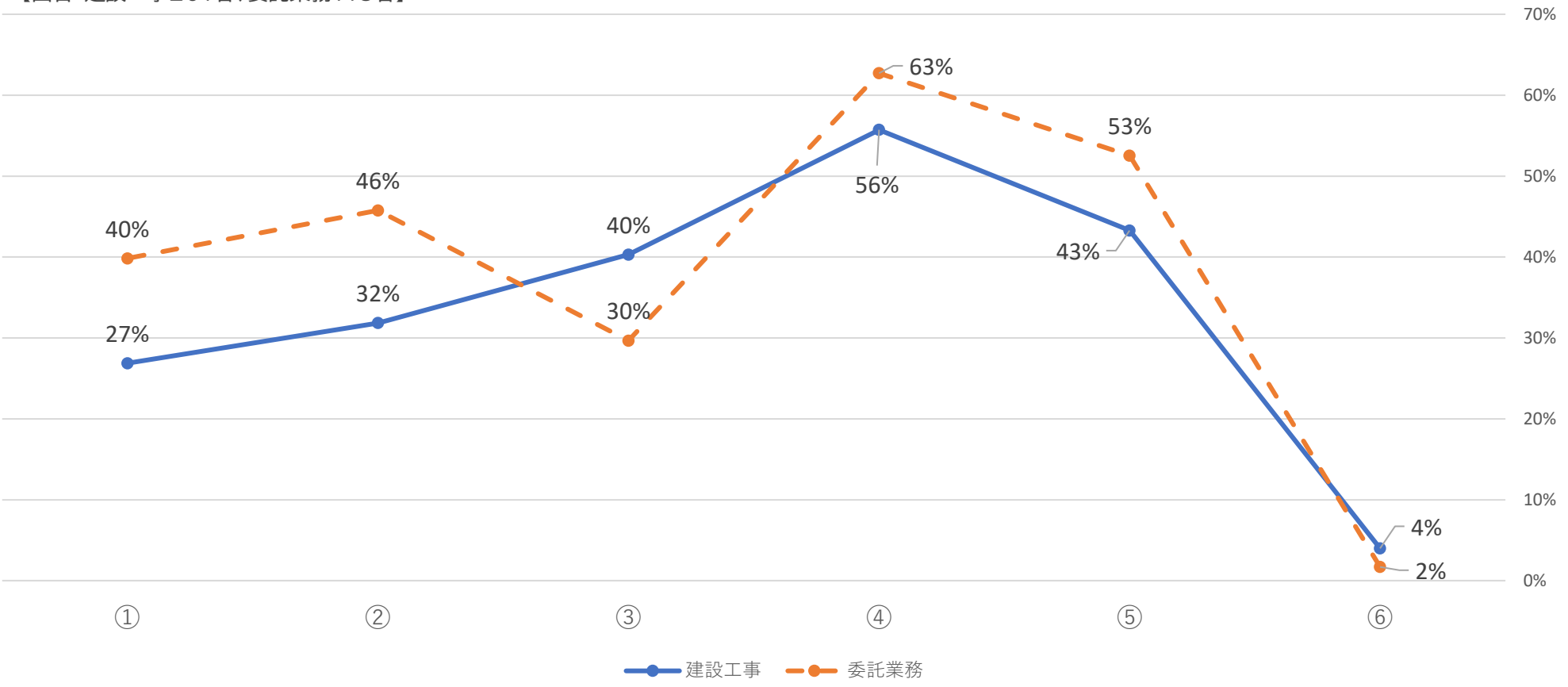
【回答の選択肢】

- ①事前に予定価格が知らされないため、自主的な価格設定がしやすくなる
- ②競争が活発になり、技術や品質で差別化を図る余地が増える
- ③利益を確保しやすく、安定した経営計画が立てやすくなる
- ④入札価格の幅が広がる
- ⑤入札価格の適正化が進むことで、業界全体の健全な競争環境づくりに貢献できる

反対の理由（予定価格の事後公表）

問21. 問19で「あまり賛成できない。」又は「全く賛成できない。」とした理由をお答えください（複数回答可）。

【回答：建設工事201者、委託業務118者】



【回答の選択肢】

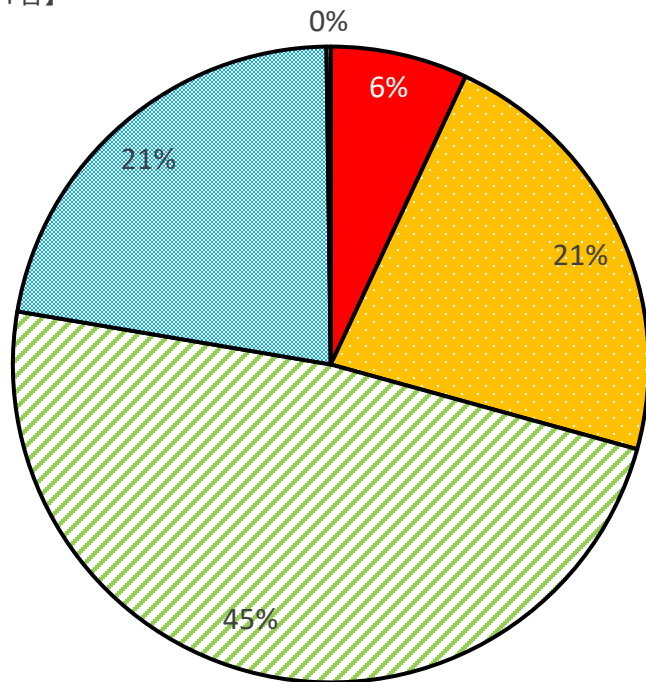
- ① 違算や入札中止が増える懸念がある
- ② 価格予見性の低下による入札の不調不落の懸念がある
- ③ 企業の経営規模や経験によっては対応が難しくなる恐れがある
- ④ 慎重な積算作業が求められることから見積もり負担や契約後に違算が発覚すると契約の有効性が問われるリスクが増加し、業務負担が重くなる
- ⑤ 発注者に対する探り行為や不当な働きかけの発生など、適正な競争環境が損なわれる懸念がある
- ⑥ その他

予定価格を事後公表する場合の業務負担の変化

問 2 2. 予定価格が「事後公表」の場合、積算作業や価格設定に関する業務負担はどう変化すると考えられますか。

建設工事

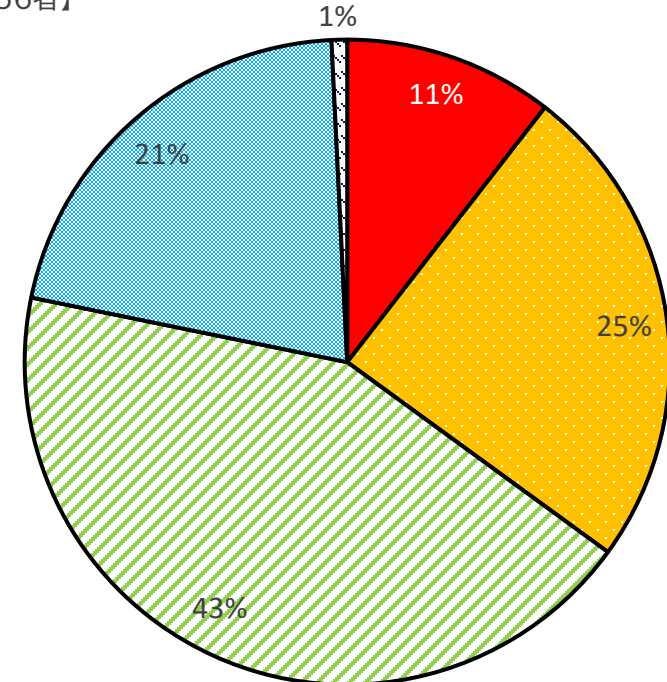
【回答:491者】



- 特に大きな変化はないと思う
- 現在より多少負担が増えると思う
- 精度や判断力がより求められ、かなり負担が増えると思う
- 時間や人員の確保がさらに難しくなり、業務への影響が大きくなると思う
- その他

委託業務

【回答:256者】

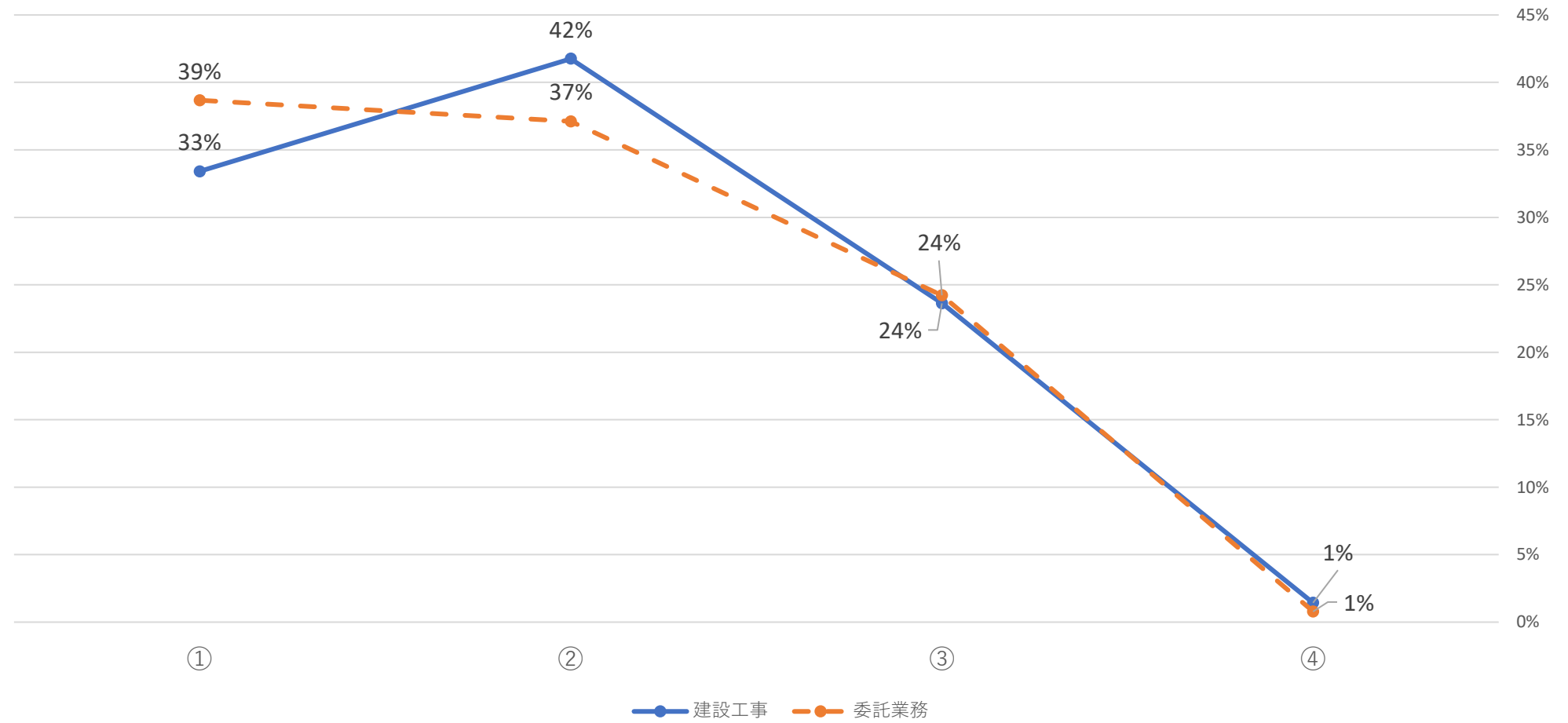


- 特に大きな変化はないと思う
- 現在より多少負担が増えると思う
- 精度や判断力がより求められ、かなり負担が増えると思う
- 時間や人員の確保がさらに難しくなり、業務への影響が大きくなると思う
- その他

予定価格を事後公表する場合に重視すること

問23. 「予定価格」の事後公表の場合、要件として重視することは何ですか。

【回答:建設工事491者、委託業務256者】



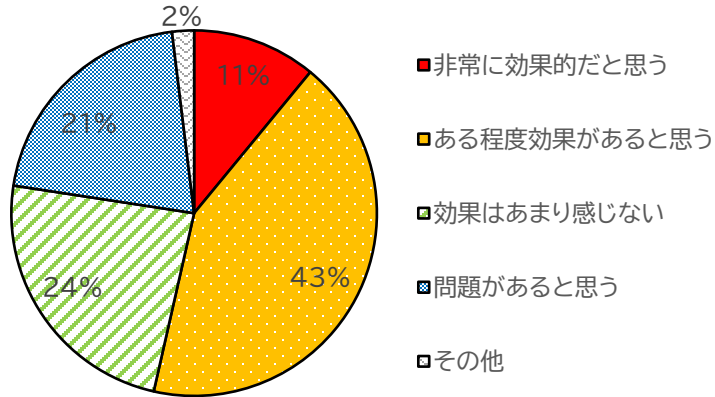
【回答の選択肢】

- ① 県の積算の正確性
- ② 自社の積算能力の向上
- ③ 公正な競争環境の維持・強化
- ④ その他

再積算について

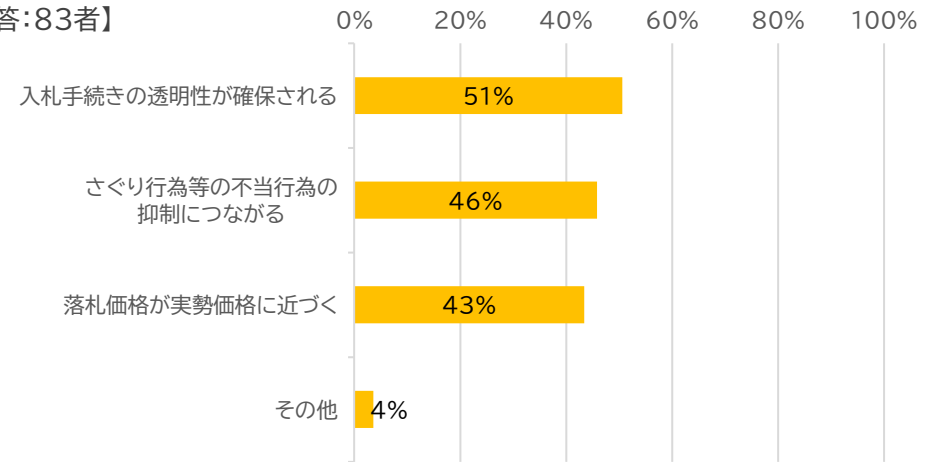
問24：入札締切後に発注者が再積算する措置についてどのように思われますか。
※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:155者】



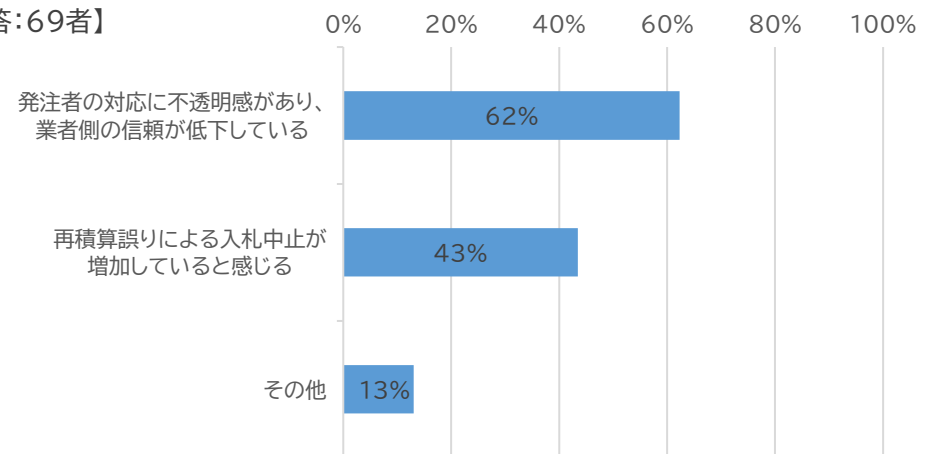
問25：問24で「非常に効果的だと思う」又は「ある程度効果があると思う」と回答された理由をお答えください（複数回答可）。
※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:83者】



問26：問24で「効果はあまり感じない」又は「問題があると思う」と回答された理由をお答えください（複数回答可）。
※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

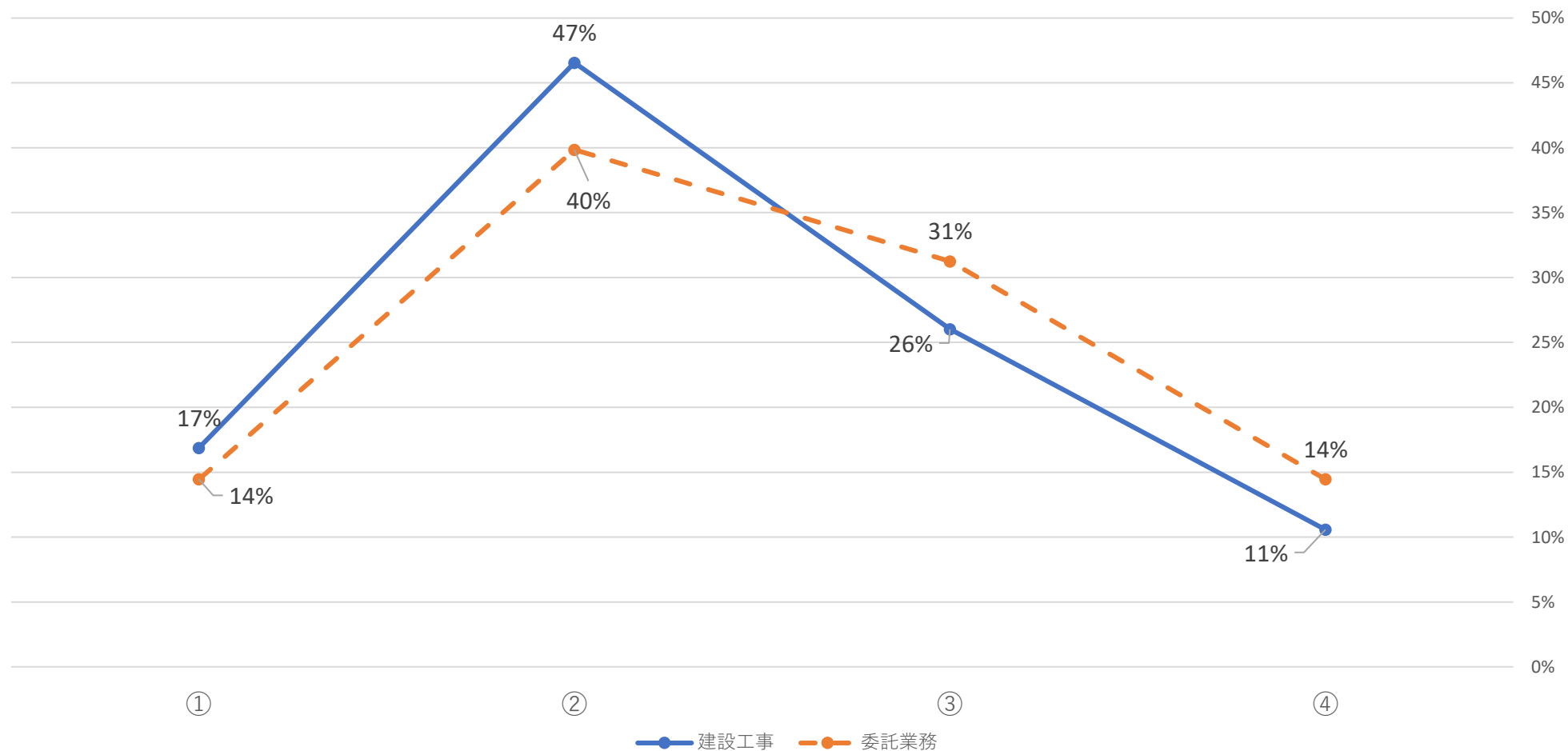
【回答:69者】



予定価格、低入札価格調査基準価格および最低制限価格の公表時期について

問 2 7. 予定価格・低入札価格調査基準価格・最低制限価格の公表時期について、どのように考えますか。

【回答:建設工事491者、委託業務256者】



【回答の選択肢】

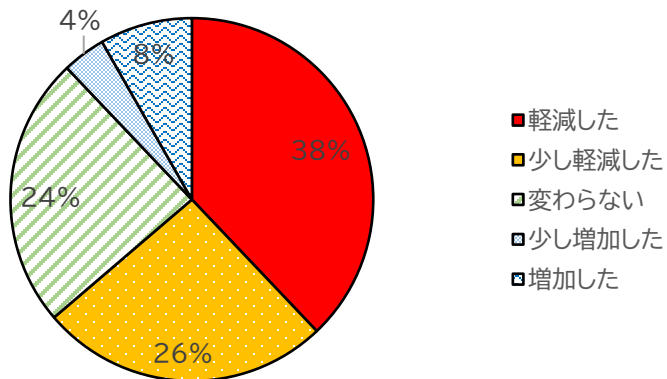
- ①全ての建設工事・委託業務について、一括して事後公表へ移行すべき
- ②全ての建設工事・委託業務について、事業者の負担を考慮し、段階的に事後公表へ移行すべき
- ③聞き出し行為や情報漏洩など、不正行為の防止策を強化後、事後公表へ移行すべき
- ④その他

企業・技術評価型の総合評価について(企業・技術評価型への移行について)

問28：企業・技術者評価型の工事が増加し、技術提案評価型の工事が減少した結果、入札参加時の技術提案書の作成や、契約後の提案履行にかかる時間や労力、費用の負担はどのように変化しましたか。

※総合評価落札方式の対象者のみ集計

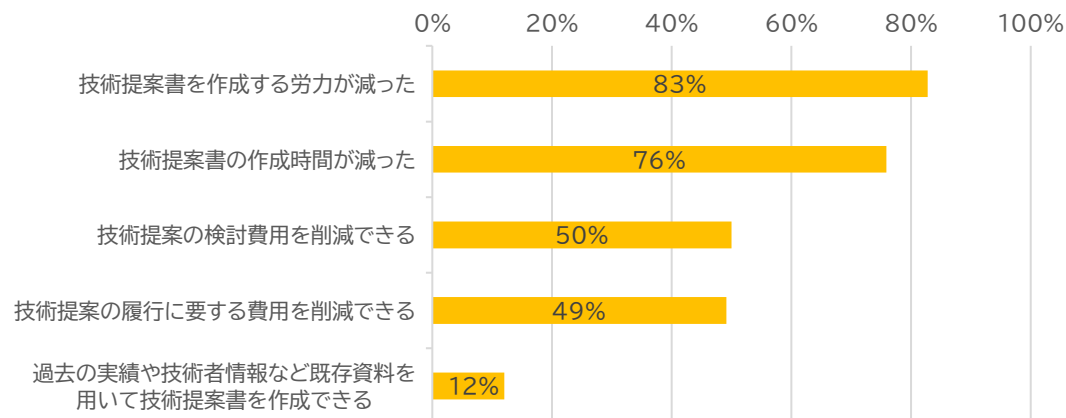
【回答:182者】



問29：問28で「軽減した」又は「少し軽減した」とした理由をお答えください。(複数選択可)

※総合評価落札方式の対象者のみ集計

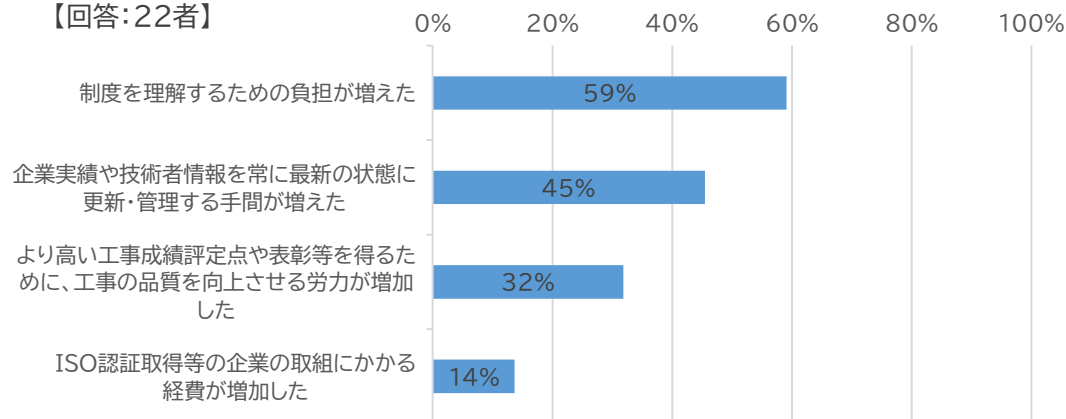
【回答:116者】



問30：問28で「少し増加した」又は「増加した」とした理由をお答えください。(複数選択可)

※総合評価落札方式の対象者のみ集計

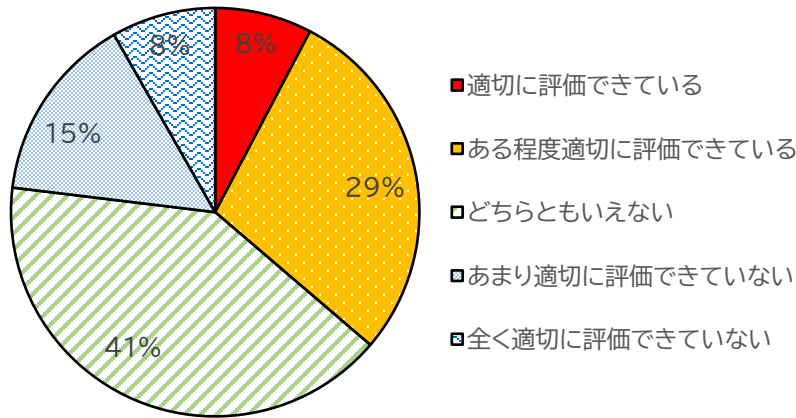
【回答:22者】



企業・技術評価型の総合評価について(企業・技術評価型への移行について)

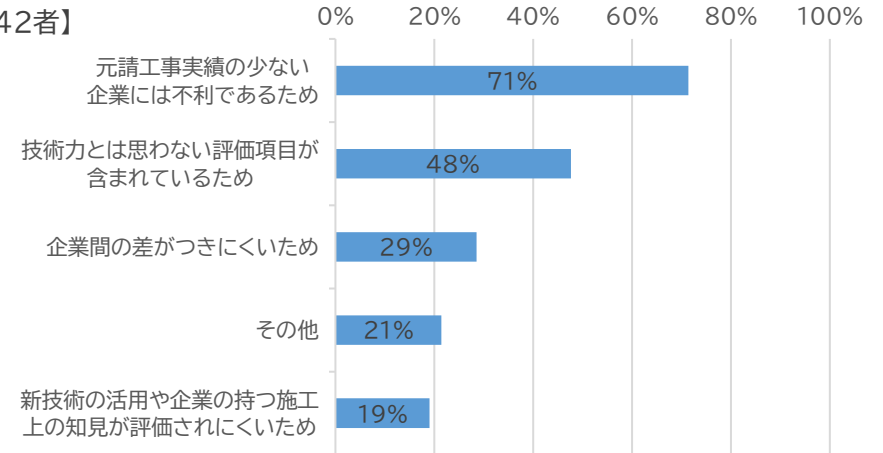
問3 1：企業の実績や技術者の能力を評価する企業・技術者評価型は、企業の総合的な技術力を適切に評価できていると思いますか。 ※総合評価落札方式の対象者のみ集計

【回答:182者】



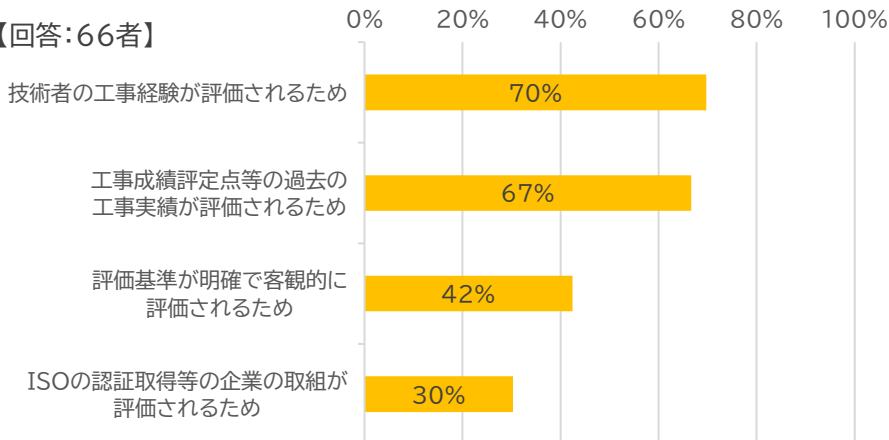
問3 3. 問3 1で「あまり適切に評価できていない」又は「全く適切に評価できていない」とした理由をお答えください。(複数選択可) ※総合評価落札方式の対象者のみ集計

【回答:42者】



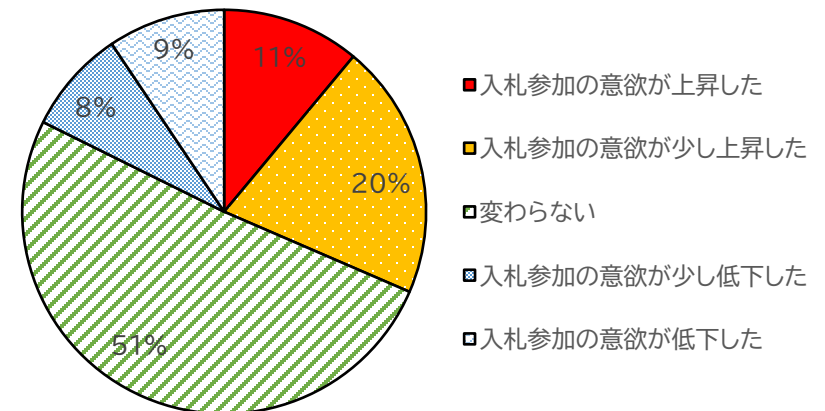
問3 2. 問3 1で「適切に評価できている」又は「ある程度適切に評価できている」とした理由をお答えください。(複数選択可) ※総合評価落札方式の対象者のみ集計

【回答:66者】



問3 4：企業・技術者評価型への移行は、貴社が入札に参加する意欲にどのような影響を与えましたか。 ※総合評価落札方式の対象者のみ集計

【回答:181者】

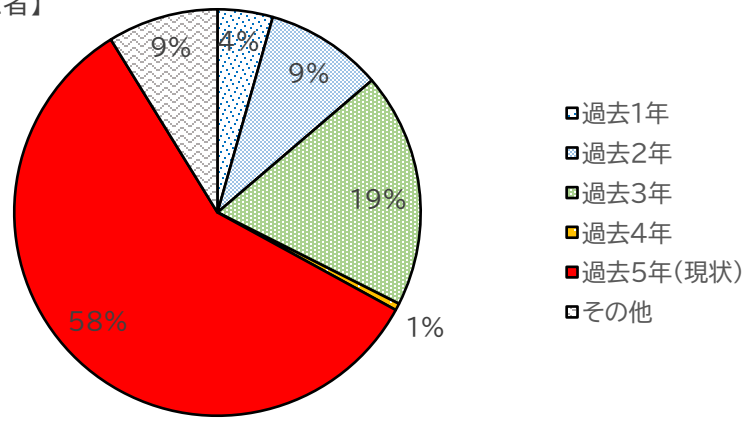


工事成績評定・表彰の評価基準について

問35 落札者決定基準のうち、企業の「工事成績評定点」の評価対象期間について、適当と考える期間はどれですか。

※総合評価落札方式の対象者のみ集計

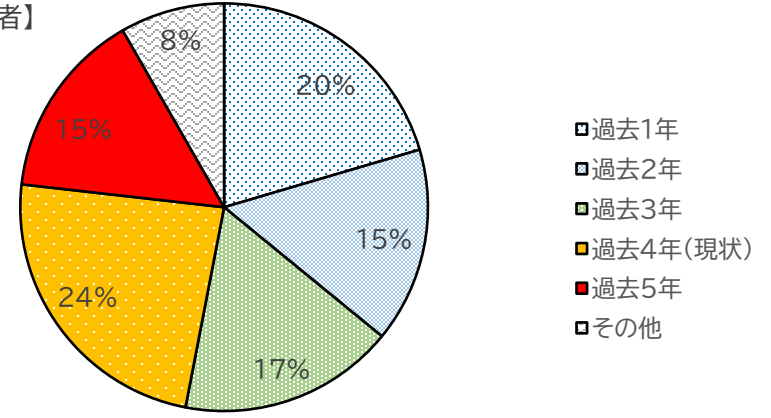
【回答:182者】



問37 落札者決定基準のうち、企業の「表彰」の評価対象期間について、適当と考える期間はどれですか。

※総合評価落札方式の対象者のみ集計

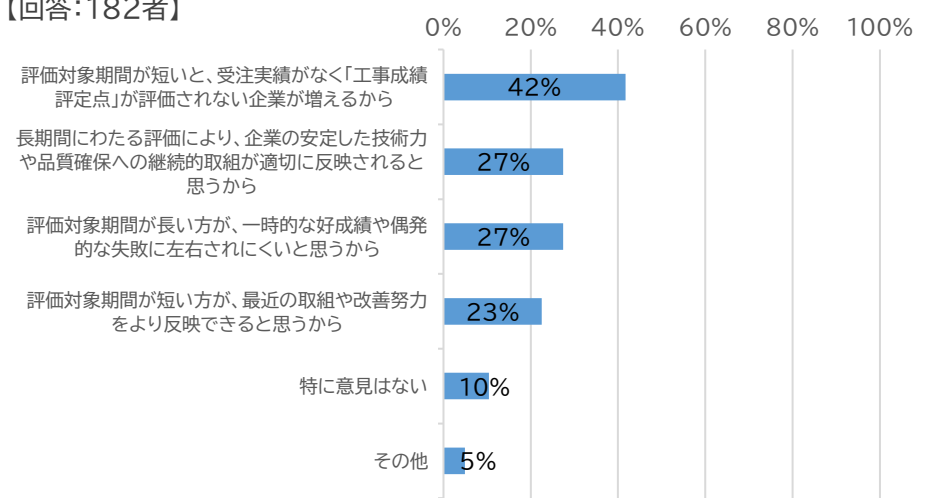
【回答:182者】



問36 問35で選択された「適当と考える期間」を選んだ理由を教えてください。(複数回答可)

※総合評価落札方式の対象者のみ集計

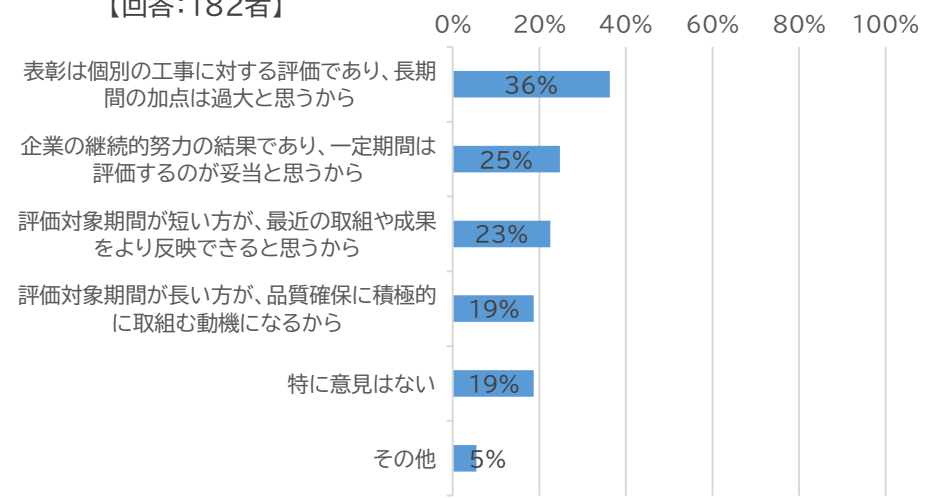
【回答:182者】



問38 問37で選択された「適当と考える期間」を選んだ理由を教えてください。(複数回答可)

※総合評価落札方式の対象者のみ集計

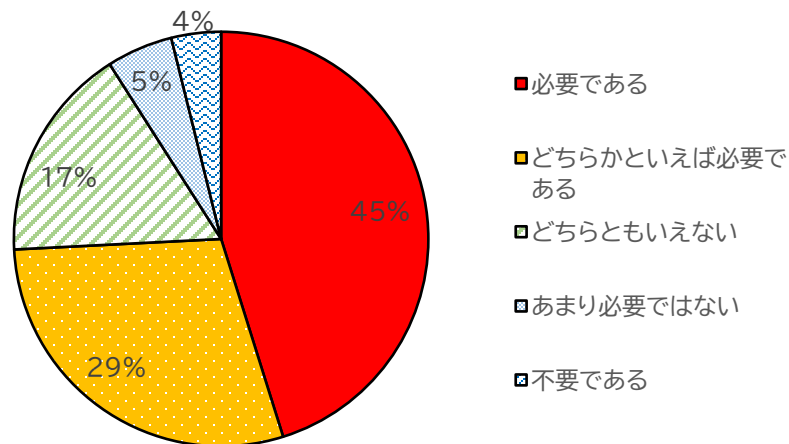
【回答:182者】



企業チャレンジ評価型について

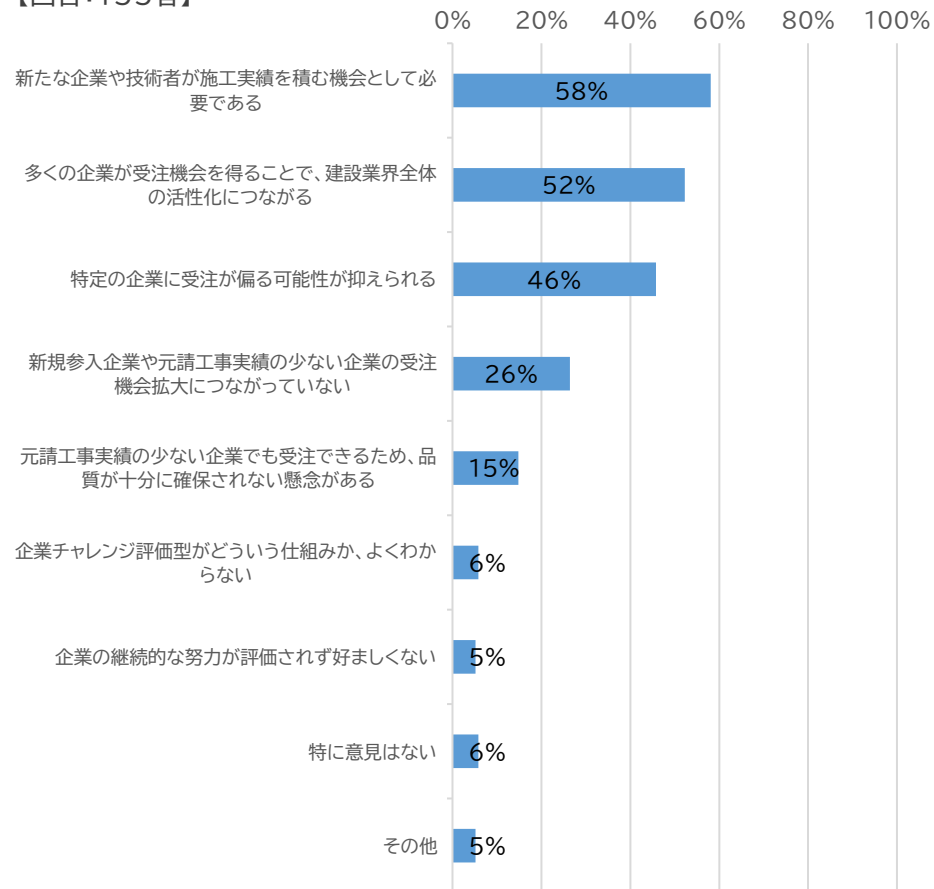
問39：企業チャレンジ評価型は、総合評価落札方式において必要な評価形式と見ますか。
 ※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:155者】



問40：企業チャレンジ評価型に関して、貴社の率直な考えをお聞かせください。（複数回答可）
 ※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

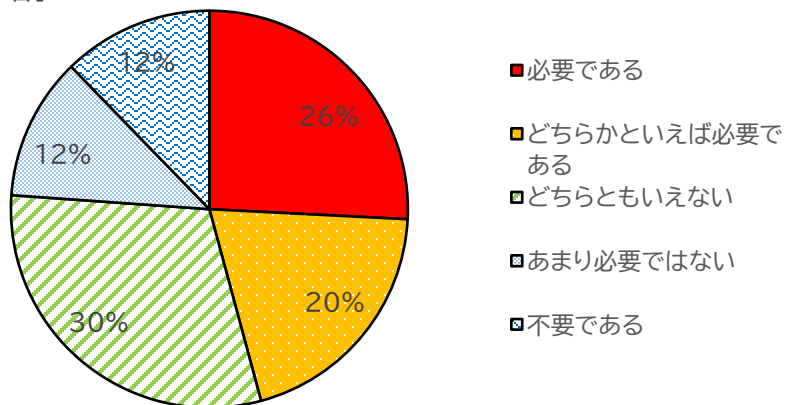
【回答:155者】



若手・女性チャレンジ評価型について

問4 1 若手・女性チャレンジ評価型（課題チャレンジ型の1つ）は、総合評価落札方式において必要な評価形式と見ますか。
 ※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

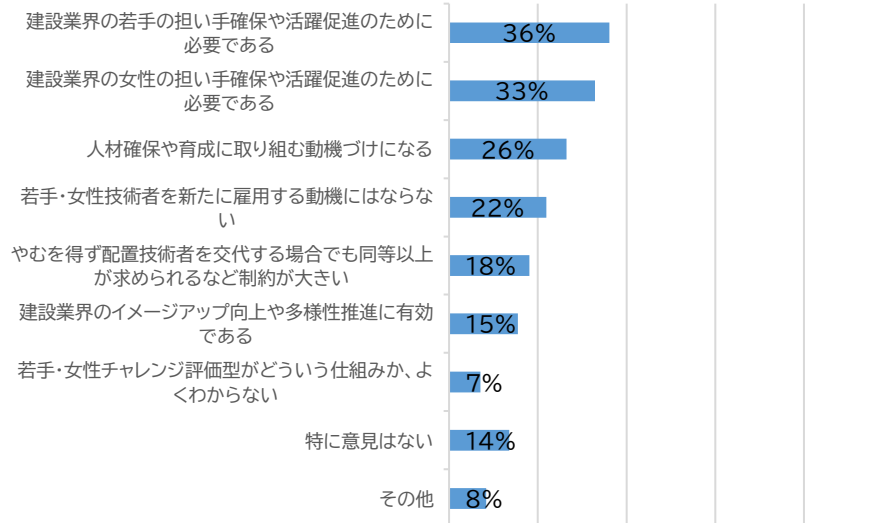
【回答:155者】



問4 2 若手・女性チャレンジ評価型に関して、貴社の率直な考えをお聞かせください。（複数回答可）
 ※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

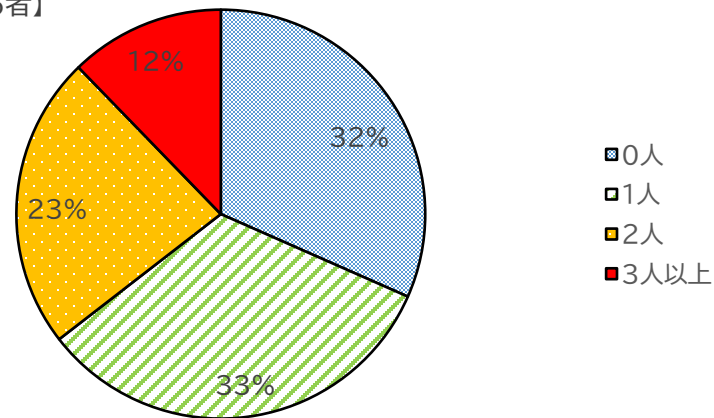
【回答:155者】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



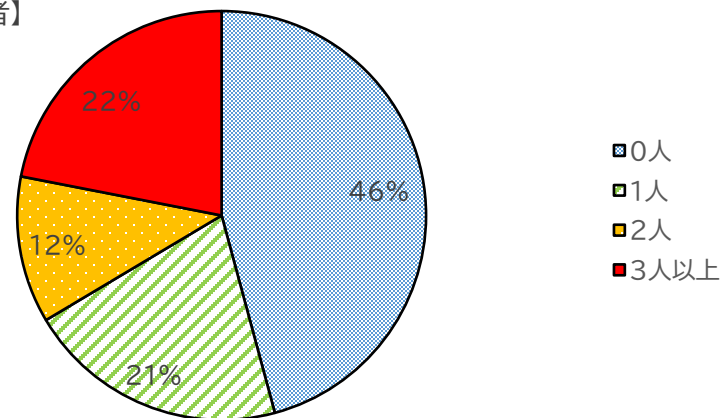
問4 3 貴社には女性技術者は在籍していますか。
 ※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:155者】



問4 4 貴社には若手技術者（満40歳以下の者）が在籍していますか。
 ※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:155者】

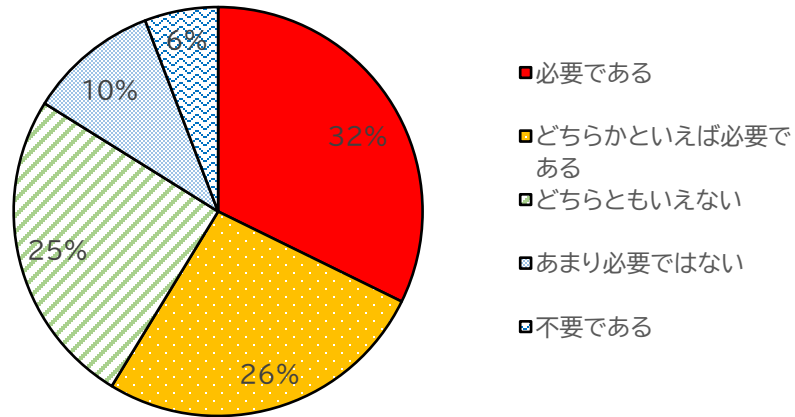


地域防災力強化型について

問 4 5 地域防災力強化型は、総合評価落札方式において必要な評価形式とご思いますか。

※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

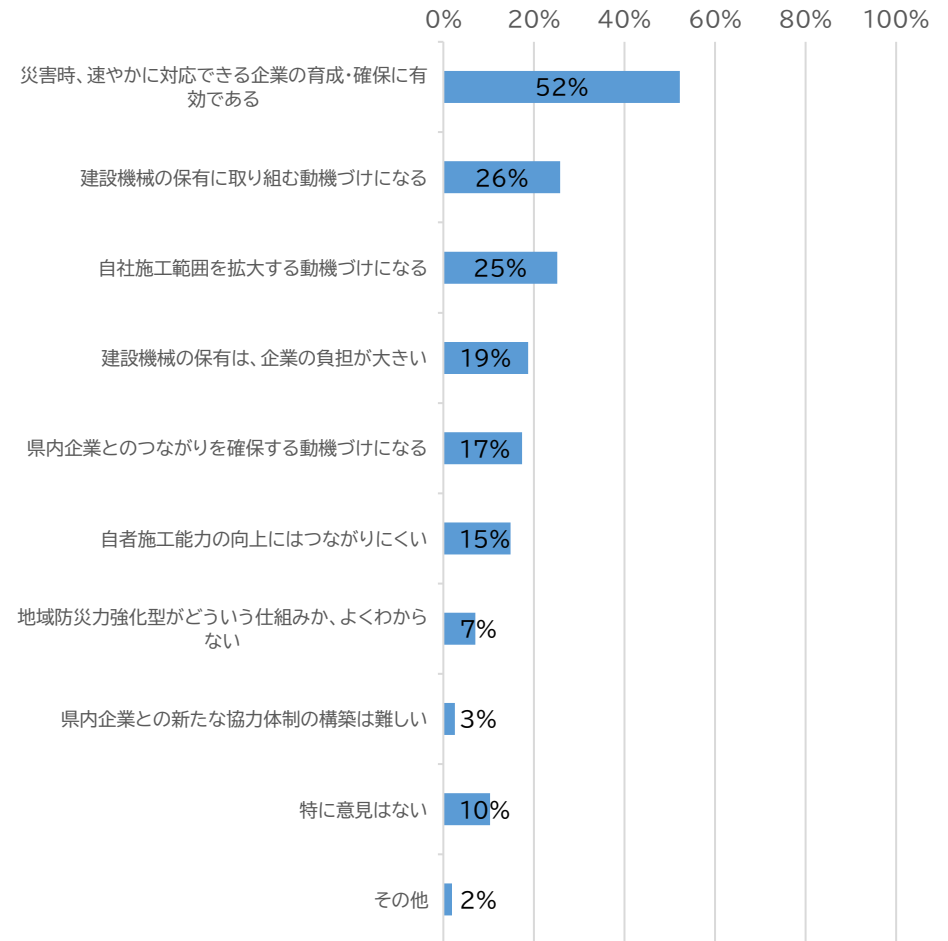
【回答:155者】



問 4 6 地域防災力強化型に関して、貴社の率直な考えをお聞かせください。（複数回答可）

※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:155者】

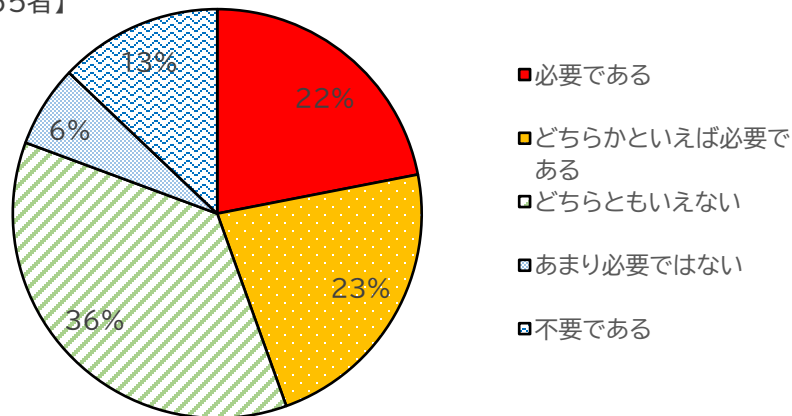


デジタル技術活用型について／(遠隔臨場)

問47 デジタル技術活用型は、総合評価落札方式において必要な評価形式と思いますか。

※総合評価落札方式(土木一式)の対象者のみ集計

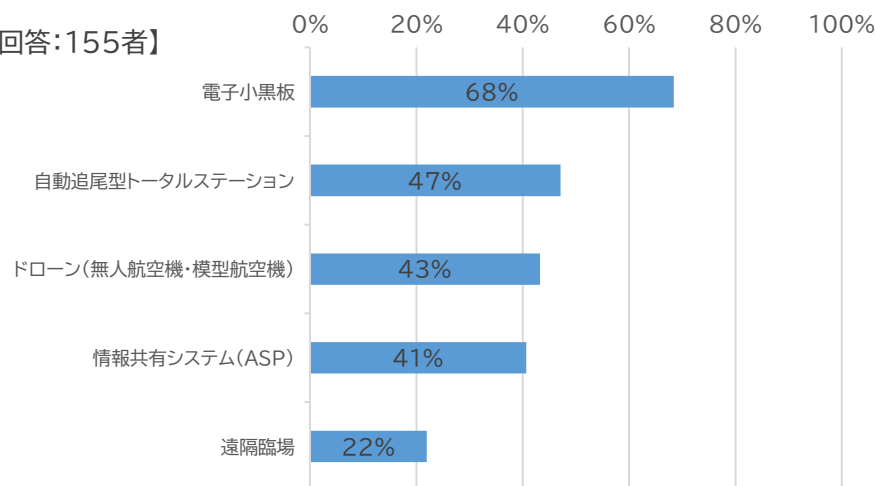
【回答:155者】



問49 活用したことがあるデジタル技術を全て教えてください。

(複数回答可) ※総合評価落札方式(土木一式)の対象者のみ集計

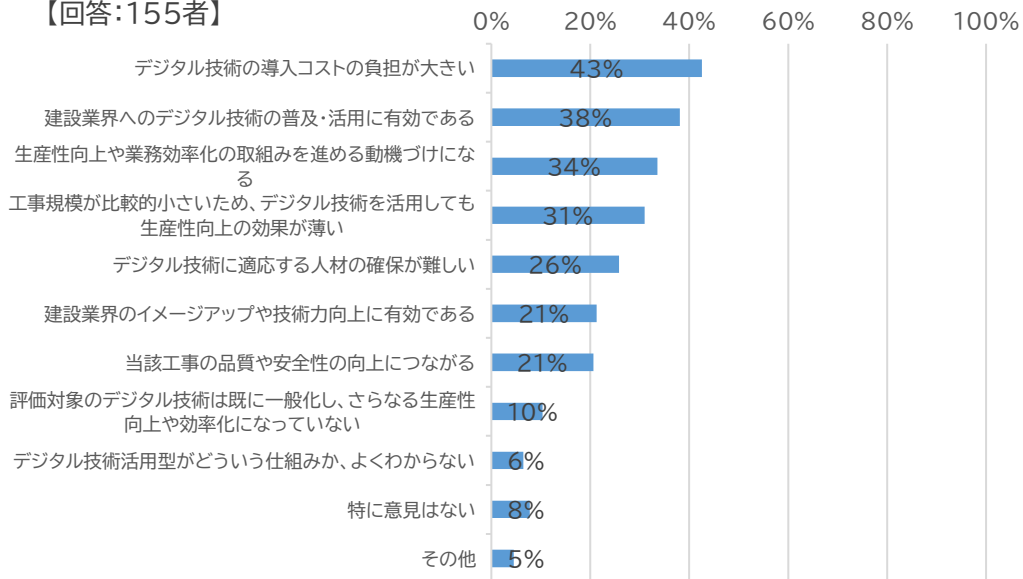
【回答:155者】



問48 デジタル技術活用型に関して、貴社の率直な考えをお聞かせください。(複数回答可)

※総合評価落札方式(土木一式)の対象者のみ集計

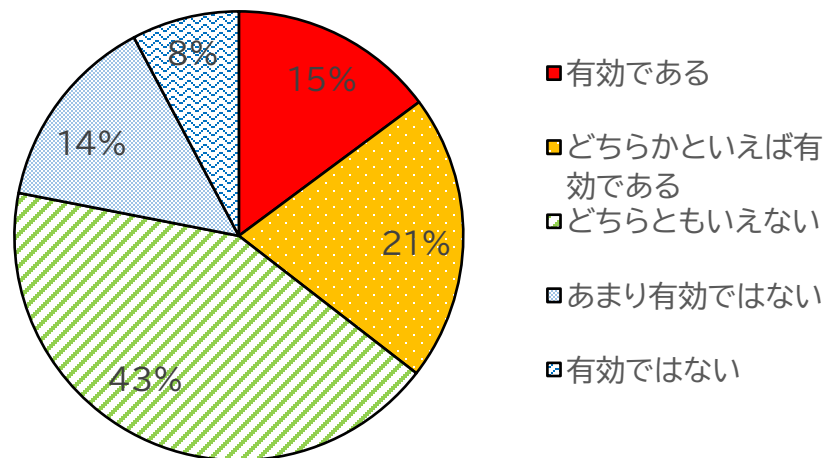
【回答:155者】



問50 遠隔臨場は働き方改革に有効な手段だと思いますか。

※総合評価落札方式(土木一式)の対象者のみ集計

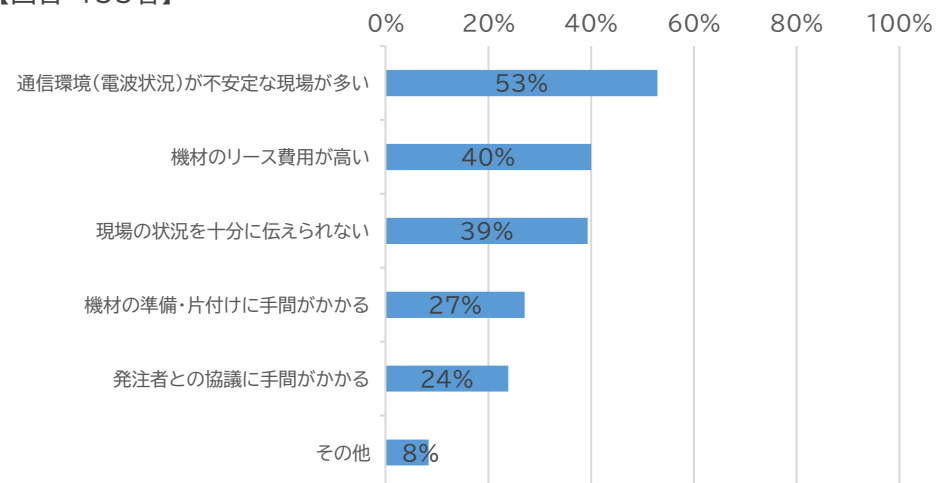
【回答:155者】



問51 遠隔臨場の実施にあたり、課題とを感じる点があれば教えてください。(複数回答可)

※総合評価落札方式(土木一式)の対象者のみ集計

【回答:155者】

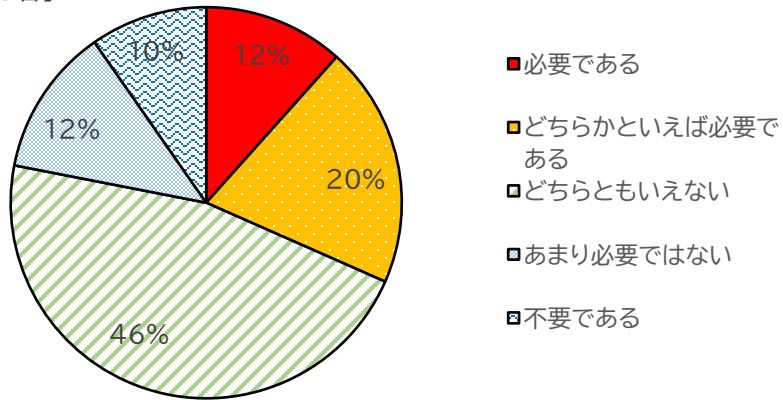


施工者希望 I 型について

問 5 2 施工者希望 I 型は、総合評価落札方式において必要な評価形式と見ますか。

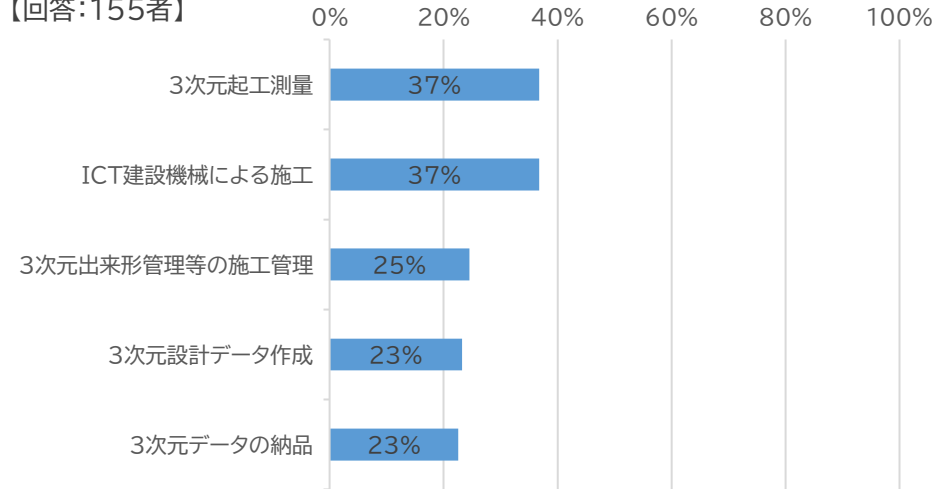
※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:155者】



問 5 4 活用したことがあるICT技術を全て教えてください。（複数選択可）
※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:155者】



問 5 3 施工者希望 I 型に関して、貴社の率直な考えをお聞かせください。（複数回答可）

※総合評価落札方式（土木一式）の対象者のみ集計

【回答:155者】

